

701
113



0023068-000

701-113

經濟政策体系

河津暹・著

有斐閣

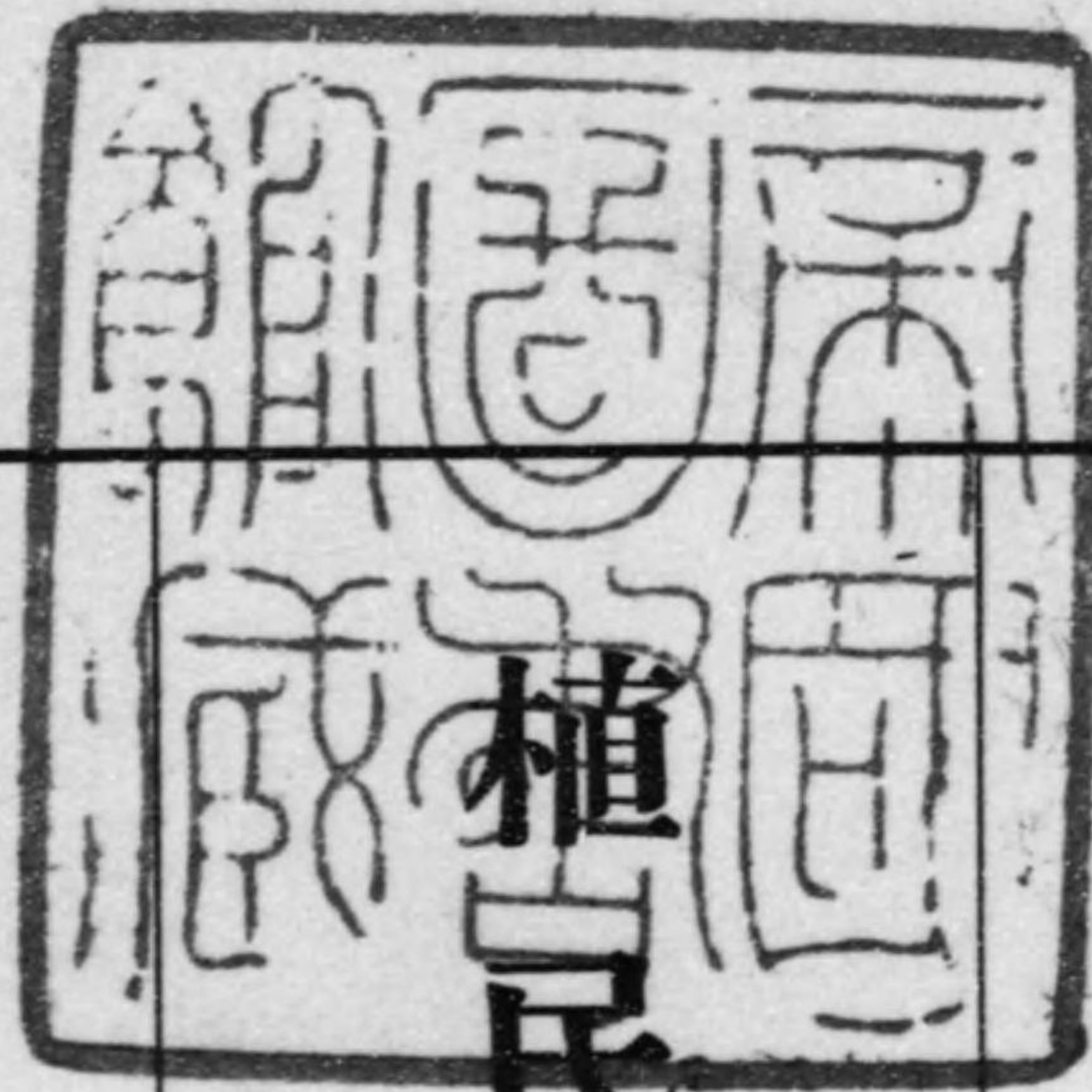
第9卷

昭15

ADD

526

納本



東京帝國大學
名譽教授
法學博士

河津 暹 著

〔經濟政策體系
第九卷〕

植民と植民政策

東京書肆有斐閣



序

本經濟政策體系は「植民と植民政策」とを以て終末を告ぐることになつた。學者の内には植民政策を經濟政策の中に加えざるものも少くはないが予輩は植民政策を解して本國政府が其の植民地に對し行ふ施設方策であるとなし之を經濟政策の中に加え聊か之が解説を試みた。從來公にせられた植民政策に關する著書の中には歐洲植民國の植民政策の説明であり其の政策の辯護に過ぎないものも少くはないが歐洲植民國の立場を離れて植民政策の大意を説明せんとする本書の如きものとは多少趣を異にせざるを得ない。但し若し本書の如き立場を堅持し高調する時は全く政治論となりて自ら經濟政策の説明の埒外に出でざるを得ない故に予輩は努めて之を避けざるを得なかつた是れ讀者諸仁の諒解を仰がざるを得ない所である。

予輩が昭和十一年經濟政策總論を公にしてから未だ五年ならず本卷を以て豫定の九卷を畢えこゝに業を卒ゆるを得たるは予輩としては幸福といはざる

を得ない、經濟政策を説明するに當りては勿論眼前の事相に照し我國の執るべき政策につきて詳論しなければならぬ、然るに方今我國は平時の體制を離れて戦時の體制を採る結果經濟政策も亦戦時の色彩を帯びざるを得ざるが故に之を説明するには夥多の材料を集むると同時に政府當局の意見を聴き之を咀嚼し以て著者の意見を陳べなければならぬ、予輩は昭和八年春腦溢血の爲に仆れ幸に或程度まで恢復することを得たれど半身不隨となり歩行意の如くならず材料を集め先輩の教を請ふ爲め諸方に奔走すること能はず友人の中には予輩の意中を察し助力せんことを申出たるものがあつた、好意洵に謝する所を知らないがかくては他人の力によつて勞作することになるから固く辭して獨力書齋の中僅に存する乏しき材料により健康の許す限り之が述作に力を致したのである、事情かくの如き結果其の説明の甚だ不徹底にして體系の實に副はざるは讀者諸仁に對し深謝せざるを得ない、幸に數年ならずして辛うじて其業を卒えたのは出版書肆の好意と讀者諸仁の支援の賜といはざるを得ない、予輩として厚く謝せざるを得ない、この書にして好學の士に多少の參考となるを得

ば望外の幸である。こゝに本體系の終末に際し一言感謝の辭を陳ぶる次第である。

昭和十五年六月中旬

著 者

目次

第一篇 緒論……………一

第一章 植民と國民經濟……………一

一 植民政策の意義……………一

二 植民地の必要……………六

第二章 植民の種類……………三

三 植民の種類……………三

第三章 植民地に對する經濟思潮の變遷……………五〇

四 冒險的植民時代||重商主義時代……………五〇

五 重商主義の反動||植民地輕視……………五六

六 近時の植民思想……………三三

第四章 移民問題……………七九

七 移民問題の重要……………七九

第五章 植民地の獲得……………一〇九

八 植民地の獲得……………一〇九

九 植民會社……………一一八

第二篇 植民地の統治……………一三七

第一章 總說……………一三七

一〇 植民地統治の根本義……………一三七

第二章 本國に於ける植民地統治機關……………一五三

一一 植民地の立法……………一五三

一二 本國に於ける植民地行政の中央機關……………一六六

第三章 植民地に於ける統治機關……………一六七

一三 自治主義の植民地に於ける統治機關……………一六七

一四 同化主義の植民地に於ける統治機關……………一八一

第三篇 植民政策……………一八七

第一章 植民地の財政政策……………一八七

一五 植民地財政の特質……………一八七

一六 植民地の税源……………一九三

第二章 植民地の土地政策……………二二六

一七 植民地に於ける土地の分配並に開拓……………二二七

一八 土著民土地の確保並に整理……………三二七

第三章 植民地の對人政策……………三五一

一九 植民地の人的要素……………三五二

第四章 植民地の貨幣並に金融政策……………三七七

二〇 植民地の貨幣制度……………三七七

二一 植民地銀行……………三九五

第五章 植民地と商業政策……………三九六

二二 植民地の商業政策……………三九六

索引……………一三

植民と植民政策

第一篇 緒論

第一章 植民と國民經濟



植民政策の意義

植民政策の意義は説く者によりて同じくはないが、予輩の解する所にては本國が其の植民地に對して行ふ施設方策であるといはんとするのである。從つて植民政策の意義を明にするには先づ植民の意義を明にしなければならぬ。

植民は國民の一部分が本國より離れて其の統治權の下に一新社會を組織したものである。従つて往昔國民の全部が風土の佳良なる土地を求めて其の土著の人民等を追ひ之に移りたるものがあつたが、かくの如きは普通移住と稱してこゝ

にいふ植民ではない、苟くも植民といへば國民の比較的少數が其の同胞より離れて一社會を組織するに至つて初めて起ることである。露國のシベリアに見る如く人口が増加するに従つて單に國境を超えて隣接せる土地に居住するに至つた如きは領土の膨脹であつて植民ではない、本國を離れて別個の社會を形成したのではないからである。植民は本國を離れて新社會を形成するに至りたりとはいへ、本國の統治權の下にあらねばならない、國民の一部分が本國を離れて他國に移住した所で本國の統治權の下に止らずして他國の統治權の下に移る時は移民であつて植民ではない。新社會を形成したといつて必しも本國と同様の政體等を採用しなければならぬといふのではない。尙植民類似のものゝ植民との間に存する差異については後に解説するであらう。

植民政策
の意義

次に植民政策の意義につきて若干の解説を試みて置かう。

(一) 植民政策は本國が其の植民地に對して行ふ施設方策であるといふことである。植民地といへば勿論本國に對する辭であり、植民地に對する施設は自ら内地の施政とは異なる所があるに相違ない、植民地は其の成立の歴史からいふ

も、其の國情からいふも異なる所がなければならぬ、従つて之を治めるには異りたる施設方策を用ひなければならぬ。これがこゝに解説せんとする植民政策の意義である。植民地は何れの國に屬するとを問はず、客觀的には普通の國家とは自ら異なる所があり、而かも其の特長は自然共通の點が多いから學者によりては植民政策を社會學的に見てこれ等の植民地に關する政策であると解するものがある。即ち其の政策は本國から其地に關して行ふ政策に止らず、他國が其の土地に對して行ふ政策も亦之を植民政策であるといはんとするのである。然し予輩は其說に賛成することは、出來ない、何者、植民地は其の本國に附隨してこそ生命があるので本國から離れて其の存在はない理である。従つて他國が其國に對して行ふ政策が植民地なるが故に普通の國に對して行ふ所と多少異なる所があるにした所で之を植民政策と稱するのは妥當でないと信ずる。普通の國家にした所で其の國情が異れば之に對する政策は自ら異らざるを得ないからである。植民政策は繰返していふまでもなく本國が其の植民地に對して行ふ政策でなければならぬ。本國は其の植民地に對して國民經濟上の

要求に基きて施設方策を行ふものであるからこゝに植民政策が生ずるのである。其の國民經濟上の要求は國により時代により異らざるを得ないから植民政策も亦自ら形式に於て内容に於て異らざるを得ないのである。植民地といふ特殊の事情の下にある國に對し本國以外の國が之と經濟其他の交渉をなす以上之に對して特殊の政策を行はねばならないかも知れないがこれはこゝにいふ植民政策ではない本國植民地の關係が存しないからである。勿論こゝに植民地といふは實質的に本國植民地の關係のある國を指すので其の名稱を如何に呼ぶかは問ふ所ではない、國によりては實質的には植民地であるに拘らず種々の理由で其の土地を植民地と稱せず從つて其の土地に對して行ふ政策を植民政策と稱しないものがあるが予輩は其の名稱の如何を問はず其の土地にして實質的に植民地である以上は之に對して行ふ施設方策は植民政策と稱して差支ないと信ずるのである。例へば英領印度は實質的には英國の植民地であることは疑なき所であるに拘らず、英本國は後章陳ぶる如き理由で之を植民地といはず之に對する政策を植民政策と稱しない、然し實質的から見て其の政

策を植民政策と稱し、こゝに研究の目的物となさんとするのである。

(二) 其國が古昔は或國の植民地であつたにしろ、今日では其國とは本國植民地の關係は全く消滅して純然たる獨立國相互の關係となつた場合には其の國情が多少植民地的色彩を帶ぶるにしろ、昔日の本國が其國に對して行ふ政策は植民政策でないことは勿論である。例へば米國は古昔は英國の植民地であり植民地として發達したものである。然るに、十八世紀の半頃に至りて英本國から獨立して新興國として強い歩武を進むるに至つた後は其の國情は歐洲の舊文明國とは異り植民地の色彩を帶ぶるにしろ英國の同國に對する政策は舊文明國相互の政策と異なる所はない、こゝにいふ植民政策でないことは改めていふまでもない。

植民政策は本國が其の植民地に對する政策でありとするも、國により時代に從ひ植民政策の内容は異らざるを得ない、其の本國の國民經濟上の要求が異らざるを得ないからである。從つて植民政策は其時に於ける情勢よりして批判すべきもので、其時に於ける植民政策を事情の全く異なる今日より觀て之を是非

することは妥當でないと思ふ。但し其時に於ける情勢より觀察した所で、有ゆる國の實際行つた植民政策が悉く妥當であつたとはいふことを得るものではない。之を批判するものは須く冷靜なる態度で之を觀察しなければならぬ。唯こゝにいふのは其時に於ける其國の情勢を基礎として植民政策を批判しなければならぬことをいつたのである。

二 植民地の必要

諸列強は殆んど其の支配下に植民地を有しないものはない。否、其の植民地を有するものも機會の乗ずべきものがある毎に之を擴張せんとせざるはない。植民地の獲得擴張は原則として相當の犠牲の伴ふものであるに拘らず之を行はんとするは其の必要を痛感するからである。尤も十八世紀の後半より十九世紀の前半に互りて歐洲諸國には自由主義の經濟思潮が流行し植民地を以て國民經濟上有害無益であるとなし新に植民地を設くるは勿論之を擴張せざりしのみならず已に領有した植民地も之を拋棄して獨立せしめたものが少くはなかつた。これは其の時代に於ける經濟思潮の影響によるのであるが十九世

植民地の必要

紀の後半に至るや何れの國もかゝる思潮に囚はるゝものなく、其の領有する植民地は之を堅く抱持して離さんとするものなきのみならず、機會のある毎に之を擴張するに寧日なきに至つた。諸國がかくの如く植民地を重視するに至つたのはいふまでもなく植民地を以て國民經濟上必要でありとするからである。其の之を重視する厚薄は勿論國により同一ではなく、詳細に觀察すれば其國特有の事情の存するものがあるに相違ないが、これ等の特殊の事情を暫く度外視し、一般的に諸國が植民地を重視する所以のものを抽象的に擧ぐると左の如くである。

植民地領有の國民經濟上の必要は大別して之を消極的必要と積極的必要とに分つことを得る。

消極的必要は一言にしていへば過剰の人口を養ふが爲に新なる領土を必要とすることである。

諸國は人口の過剰に苦しみつゝあるものは少くはない。文明諸國に於ける人口増加の勢は著しい學者によりては國力の發展は人口増加の勢によりて略

植民地の必要理由

人口増加と植民地

之をトすることを得る。人口増加の勢にして旺盛であれば国力も亦之に伴ひて伸展するが、人口増加の勢にして衰退せんか国力伸展の勢も亦衰えざるを得ない。故に人口増加の勢の旺盛であるは寧ろ慶ばなければならぬと論ずるものがあるが、其國生産力の増加にして人口増加と雁行する場合には何等憂ふべきものはない。然し其國生産力の増加にして人口増加の勢に雁行せざる時は國民經濟上夥多の困難なる問題を生ぜざるを得ない。人口増加はいふまでもなく消費の増加を意味するものであるから、其國生産にしてよく其の消費を満足することを得れば問題はないが、其國生産にして其の消費を満足すること能はざる時は國民經濟上重大なる障害に遭遇せざるを得ない、其國消費も國民の意思により節約するを得れば問題はないが、食料の如きは國民の意思によりて之を節約することを得難い、従つて動もすれば消費と生産との間に權衡を失することにならざるを得ない、國家としては其の不權衡を調和するが爲に政策を用ゐなければならぬ。人口と食料との不權衡を世に人口過剰と稱する。其國人口が其國にて養ふことを得る程度を超えて増加しこゝに人口の過剰を生じ

たといふのである。世上では人口の増加と食物の増加との間に權衡を失する時は直ちに人口過剰と稱するものがあるが、學術的にいふ時は其の言ひ表はし方は甚だ不正確であるといはざるを得ない、嚴正にいふ人口過剰とは其國が百方術を講じて其の人口を養ふが爲に食物の増加を計りたるに拘らず、人口増加の勢ひ遙に大にして之を養ふこと能はず其の人口をしてよく生活せしむるには人口の一部を他に移さざるを得ない状態を呈した場合に於てこそ初めて人口過剰と稱することを得る。但し多くの國に於ては食物増加の爲にしかく努力をしない、従つて食物を増加するを得べき餘裕が存するに拘らず直ちに人口過剰と稱するは妥當でないといはざるを得ない。この意味に於て人口過剰を解する時は今日世界の國にして人口過剰の爲に苦しみつゝあるものはないといへる。然し乍ら兎に角人口増加の勢は著しいから、諸國は力を盡して自然の富源を開發し土地を集約的に利用し以て人口を養はんとしつゝあるは疑のない所である。然るに、人口の増加力は生産の増加力に比し遙に迅速であるから、生産力の増加は久しからずして人口の増加に追及すること能はざるに至るの

である。この顯象は近頃に至りて明となつたのではなく相當古より略、知れ渡つてゐた所である。特にマルサスはかの『人口論』に於て人口は二十五年にして倍加し爾來幾何級數にて増加するが食物は算術數にて増加するものであるから初めの中こそ人口と食物とはよく權衡を保つことを得るも久しからずして不權衡を生ぜざるを得ない故に人口の一部は食物を得る上に困難せざるを得ない、これが社會の弊害の由つて生ずる原因である、我等にして幸福に生活せんと欲せば自ら進んで人口増加の勢を緩和し以て人口増加と權衡を得せしめなければならぬと喝破してゐる。マルサスの論ずる所は稍、誇張の嫌ないでもないが、其の説中争ふ可らざる眞理のあることは明白である。

其國の生産を以て人口を養ふこと能はざる國に於て如何にして其の人口を養ふべきかにつきては(一)過剰の人口をして土地利用の外の生産に従事せしめ以て土地生産力の束縛を免れしむるか(二)人口増加の勢を人爲的に抑制して土地の生産力と權衡を得せしむるか(三)新に未開の土地を得て過剰の人口を移し以て土地生産力の不足を補ふより外に途はあるまい。諸國に於て行ひつゝあ

る對策も形ちに於て種々あるが以上三種の對策の中に包括せらるゝものといふことが出来る。こゝに抽象的に上記の對策につきて一應の検討を試みようと思ふ。

第一の對策は過剰の人口が生じた曉には強いて其の土地に生産する所を以て之を養はんとしないうで人口の増加に伴ひ制限もなく増加することを得る生産に過剰の人口を移し之により人口の増加と食物の増加との間に於ける不權衡を救濟せんとするものである。このことは政府が人爲的に之を行はざるも尙或程度までは實現せられつゝある。人口の増加に伴ひ農村にては之を養ふことを得ないから自然人口の一部分は農村を棄て、都會に出で農業以外の生産等に従事し其の生産する所を農村に致し農村に於て生産する所を得て生活の資料となしつゝあるが如きは其一である。都會に出で従事する職業も種々あるがこのことによりて一面に於ては農村の人口を減少すると同時に一面には農業以外の生産等を振作することを得る理である。而して都會に於て従事する職業の中で最も多く人口を吸集することを得るは工業である。工業は勞

働と資本とを以て主なる生産要素とするものであつて農業に見る收穫遞減の法則は行はれずして却つて收穫遞増の法則が行はるゝ生産であるから勞働力が之に加はること多きに從ひ生産額は益々増加することを得るものである。都會の工業が多くの人口を吸集するに從ひ種々の問題を惹起するには相違ないが、生産上人口の増加と土地生産力との間に存する不權衡を少くとも或程度まで救済し得るは疑なき所である。このことは獨り農村と都會との間の關係に於て之を見るに止らず、農業國と工業國との關係に於ても亦之を見ることが出来ぬ。農業國とは其國に生産する農産物を以て其國人口を養ふことを得るに止らず、其の農産物の一部分を外國に輸出するものをいひ、工業國とは其の生産する工業品の一部を外國に輸出して其の農産物を輸入し以て其の人口を養ひつゝあるものをいふのである。如何なる國でも、經濟の未だ發達せざる間は、其の人口は未だ稀薄であるから其國に於て生産する農産物を以て其國人口を養ふことを得たのみならず其の生産額は其國の人口を養ふて剩餘があるから之を外國に輸出し外國に生産する工業品を輸入し以て其の消費を満足し其の

文化の向上を計ることを得たのである。農業國即ち是れである。然るに、經濟が發達するに從ひ人口は益々増加するし、其の生活の程度も益々向上するから、其國に生産する所を以てしては、其の消費を満足すること能はずこゝに於て其國に工業が起り過剰の人口を吸集し之をして生活するを得せしめ、其の生産する工業品は其國の消費を満足するに止らずして其の一部を海外諸國に輸出し之を以て農産物に代へ以て其國の人口を養はんとするに至るのである。工業國即ち是れである。工業國は經濟の最も發達したものであつて其の周圍にある農業國に對し自ら王座を占め農業國を指揮するに至る。工業國は之によりて其の年と共に増加する人口を其の國內に於て養ふことを得るものである。其國にしてよく經濟を發達して工業國となるを得れば人口増加と食物の増加との間に存する不權衡を救済することを得る理である。其國の人口が増加すれば其國に生産する農産物を以て之を養ふことを得ないからこゝに過剰の人口を生ずる理である。過剰の人口は農業以外の生産等を以て其の生活の途を立てなければならぬから、勢ひ工業等が起らざるを得ない、其勢にして益々大であ

れば自然工業國たらざるを得ない。國家が工業に對して之を保護獎勵するのは畢竟其勢を促進するに過ぎないのである。工業の發達には技術の發達を條件とするから若し技術にして發達すること能はざれば工業の發達を見ること難かるべく従つて所謂工業國となること難からざるを得ない。尤も人口にして過剰となり工業の振興を措いて他に救ふべき途がなければ或程度までは技術の發達工業の進歩を庶幾することを得るであらうが上に陳べたる條件を具備したる場合に望み得ることであつて有ゆる場合に望み得ることではない。従つてこの方策のみによりて人口の増加と食物の増加との間に存する不權衡を救済し得るとはいへないと信ずる。而のみならず其國工業はやがて發達して過剰の人口をして相當の職業を得て生活上困難を感ぜしむることなきに至るにもせよ其れまでには相當長き年月を要することであつて俄にかゝる結果を生ずるものであるとはいへない。従つて其れのみを依頼して他を顧みない譯には行かない。其れ計りではない。我國が工業國として鞏固なる位置を得るには我國工業の基礎たる工業原料が相當存在しなければならぬ。我國にして必要な

る工業原料が存在すれば問題はないが、我國にこの種の工業原料の供給がない場合には外國より之を輸入しなければならぬ。外國にして我國へ自由に之を輸入すれば問題はないが、原因の如何を問はず之を肯じない場合には我國工業は基礎を失はなければならぬ。之と同じく我國工業が發達するにしても我國の工業品を需要する市場がなければならぬ。然らざれば我國市場は既に飽和して更に之を需要する餘裕がないから、我國工業の發達は頓挫せざるを得ない。現今世界經濟の趨勢よりすれば何れの國も成るべく自國に工業を興して外國の工業品の輸入を阻止せんとするし若くは自國の工業品を以て外國市場を獲得せんとするから我國が工業品を輸出せんとしても他國と相當激烈なる競争をなすことを覺悟しなければならぬ。由是觀之、我國が工業國として世界經濟に闊歩せんとしても決して容易のことではない。これ等の事情を綜合するとこの方策は勿論人口増加と生産力増加との間に於ける不權衡を救済する上に必要であるには相違ないが之のみにより其の不權衡を救済し得るとは思はれない。

第二の對策は人口増加の勢を人為的に制限して人口増加と食物の増加との間に存する不權衡を緩和せんとするものである。この對策は前に陳べたる如くマルサスが『人口論』で説く所で人のよく知る所である。マルサスの所説は其國人口は其國に生産する食物を以て養ふものであるといふことを前提とするものである。其國に生産するものを以て其國人口を養ふことを得ざるにしろ其の程度がさまざま甚しくなかつたならば、人為的に人口増加の勢を緩和することによりて其の不權衡を救済することを得るであらうが、人口増加の勢にして甚しく従つて其國に生産する食物増加との不權衡の程度にして甚しかつたならばこの方策のみによりて救済することは出来ない、人口増加の勢を抑制することは國力の萎縮を意味するから決して稱すべきことではない、假りに一步を譲つて人為的に人口増加の勢を抑制することを得るとしても其の程度はさまざま大なることを得ないものである。マルサスは所謂道德的制限によりて人口増加の勢を抑制せんことを主張するのであるが、其の道德的制限とは國民をして相當の収入なき間は結婚を慎むことにより其の目的を達せんとするので

あるが、このことは決して行ひ易きものではない、人為的に人口増加を抑制するも差支ないといへば恐くは不道德制限によりて之を抑へんとするのであらう。このことは其國の社會風俗を害するものであつて決して稱することは出来ない、假りに道德的制限によりて人口増加の勢を抑制せんとするものがあつても其の行はるゝのは其國の優良なる分子の間のみであつて其他のものゝ間では行はるゝものではあるまい、其國の發達にとりて喜ぶべきことであらうか。假りに其のことにして望み得たとした所で一國の人口は食物の生産量によりて制限せらるゝことになる理で其國領土狹隘であつて食物の生産量が甚だ少くなつたならば其國人口は甚だ少からざるを得ない、現今の如く國際間の競争が激烈なる時代にありては到底其の競争に對抗することは困難であるといはざるを得ない。この論は上に陳ぶる如く一國の人口は其國に生産する食物を以て養ふべきことを前提とするものであるが、根本に於て人口は其國に生産する食物を以て養はざる可らざるものであるか疑問ならざるを得ない、若し其國に生産するものを以て人口を養ふ必要なく、外國に生産するものを以て之を養ふ

も差支なしとすればこの論は根柢から覆さるゝことにならざるを得ない。故に古昔國を鎖して其國に生産するものを以て其國人口を養はざる可らざりし時代には或程度までこの種の人口制限策が行はれ政府も少くとも之を默認せざるを得なかつたが今日交通機關の發達に伴ひ外國の生産物を輸入することが比較的容易となつたから必しも其國に生産するものゝみによりて其國人口を養はなければならぬ理はない。由是觀之この種の方策は最も劣惡なる方策とも稱すべきもので現今世界經濟の狀勢より見て採るべきものでないと思ふ。

第三の對策は我國にして年々増加する人口を養ふに足る領土がなければ出來る限り方策を講じて領土を擴張しこゝに人口の一部分を移住せしめ其の自然の富源を開拓し以て人口増加と食物増加との間に存する不權衡を救濟せんとするのである。植民即ち是れである。植民は前節陳ぶる如く本國より分離したる領土に國民の一部分を移して新社會を組織したものをいふのであるから多くの國にて其の國內で人口の稠密なる地方より人口の稠密ならざる地方

に人口を移し以て人口稠密の程度を緩和すると同時に人口の稀薄なる地方に於ける自然の富源を開拓せしむるとは自ら異らざるを得ないかくの如きを學者或は内國植民と稱し植民の一種となすものがあるが勿論こゝにいふ植民ではないこのことも人口増加と食物の増加との間に存する不權衡を調和する方法たるを失はないけれども其の効果は性質上極めて限定的のもので年々増加する人口に對抗することを得べきものではない故に勢ひ移住せしむべき土地は之を國外に求めなければならぬ。古昔は前に陳ぶる如く到る所に移住するを得べき土地があつたから其の土地を得ることはさまで困難でなかつたが今日では之を得ることはしかく容易ではない勢ひ未開不毛の土地にして未だ何れの國も之に指を染めざるものを求めてこゝに植民地を開くか條約等によりて外國の領土の一部を割讓せしめて之を我領土となしこゝに植民地を開かなければならぬこのこと相當の犠牲を出さなければならぬから決して容易のことではない要するに我國の統治權の下に於ける海外領土に我國人口の一部分を移住せしむることによりて初めて植民地の成立を見るのである。

植民は移民とは異なる。植民と移民との相違は一は我國の統治権の下にある海外領土に居住を定めて其地に於て活動せしむるものであり一は我國統治権の下にあらざる土地に居住を定めて活動せしむることである。領土廣く自然の富源豊であるに拘らず之を開拓すべき人口が少きが爲に之を行ふこと能はざる國に於て他國より人民を移住せしめて之を開拓せしむることがある。其の他國の人民を移住せしむるに當り一定の雇傭契約に基き一定の報酬に對して移住し勞働せしむることあり或は他國民をして其の意思に隨ひ移住することを許し移住の後資本家を得て開拓其他の生産に従事せしむることがある。前者を契約移民と稱し後者を自由移民といふ。其の區別は移住に際して已に雇傭契約が成立するや否やによりていふことである。其の契約移民たるを否とを問はずこれ等の移民は他國の統治権の下に於て開拓其他の生産に従事するものであるから其國の法律等によりて束縛せられなければならぬのは勿論其の移民の行動にして其國の政治等に障害ありと認むる時は之を國內に驅逐するに至るであらうから。植民國の統治権の下で活動する植民とは性質に於て全然

異らざるを得ない。従つて其の國民經濟上の效果に於て雲泥の差異がある。尤も他國の統治権の下にある土地に移住したる移民にして多くの年月を経るに従ひ勢力を増加すると同時に其の移住國の統治権も次第に衰えて事實上移民が一社會を形成し而かも其の本國の統治権がこの地に及び従つて事實上植民となることもあるがこのことは移入國にとりては由々しき大事であるから極力防止するであらう。かくの如きは極めて稀に見る顯象である。移民問題につきては後に章を設けて論述しようと思ふからこゝには之を省いて置く。移民でも植民でも其の本國からいへば人口の一部分を海外に移らしむるのである。其の人口稠密の程度を緩和せしむることを得て其れ丈人口増加と食物増加との間に存する不權衡を救済することを得るものである。

人口の稠密なる國に於て其の人口を養ふが爲に海外に領土を求めなければならぬのはいふまでもなく諸國の領土の分配が公平でないからである。諸國の領土は政治上から定まつたもので必しも其の人口の多少若くは其の人口の繁殖力を標準として定まつたものではない。よし初めは其の領土が人口の多

少によりて定まつてゐたにもせよ、一國の勢力は必しも一定不動のものではなく人口の繁殖力も亦一定不動のものではない、従つて當初は其國領土が其の人口を扶養するに狹隘を告げなかつたものもいつしか其の狹隘を告ぐるに至ることなしとしない、要するに、世界の諸國の領土を見るに領土廣大にして人口が比較的稠密ならざるものあり、領土狹隘にして人口甚だ稠密なるものがある。領土狹隘にして人口稠密なる國にては其國に生産するものを以て其の人口を養ふことが困難ならざるを得ないから海外に土地を求めてこゝに人口の一部分を植民せしめざるを得ないは蓋し自然の勢であるといはざるを得ない、若し人類にして一旦生をこの世に享けた以上は生存する權利ありとせば、一國民も世界人類の間に伍して其の國民生活を完うする權利がなければならぬ、人口稠密なる國は従つて其の人口を養ふが爲には土地利用以外の生産に力を用ひて土地生産力の束縛より免れしむるか、若くは海外に土地を求めて其の人口の一部を移して之を養ふか其一を選ばなければならぬ。諸國の領土の分配が公平ならざる限りは諸國の政情が決して安定することなく、若し一國にして海

外の土地を求めて植民せんとすれば諸外國は冷靜に其の希望を容認するより外に途がないので、若し之に障害を試みんとする時は勢ひ兩國の間の衝突は免れざるを得ないであらうし、之に伴ふ損害は決して少くはあるまい。要するに人口稠密なる國にして其の生産する食物を以て其の人口を養ふこと能はざる場合には新に土地を求めて植民地を設けんとするは其の自然の要求に出づるものといはざるを得ない、これ植民のよつて生ずる消極的理由である。

諸國の植民地を設けんとする理由は如上の消極的のもの、外に積極的理由がある。消極的理由は比較的に了解し易いのであるが、其の積極的理由に至つては如何なる程度まで之を正當なりと認むべきかは問題であるといはざるを得ない。

現今は諸國間の競争が激烈であつて一日も苟安を許さない、何れの國も極力其の經濟力を發達して國際上成るべく優秀なる位置を獲得せんとせざるものはない、國際上優秀なる位置を獲得せんとするには成るべく廣大なる領土を占有しなければならぬ、何となれば、其國にして農業を以て世界經濟上優秀なる

位置を得んとするにはいふまでもなく其の領土を廣くしなければならぬ。然らざれば、假令、農業技術を發達せしめて最も集約的に土地を利用することを努めた所で其の生産する農産物の數量はさまで多きことを得ない、其國人口にしてさまで多からず其の消費する農産物の數量は甚だ多からざるも、海外に輸出し得る數量はさまで多きことを得ない、換言せば其國は到底農産物を以て世界經濟市場に勢力を占むることを得ない理である。現今農業を以て世界經濟市場に優秀なる位置を占むるものは一として其の領土の廣大ならざるものはない、其國領土にして初めより相當廣大なるものは特に植民地を必要としないが、其國領土にして廣からざるものは勢ひ海外に植民地を設けなければならぬ。又其國にして經濟が發達して工業を以て世界經濟市場に立つ場合にはいふまでもなく其の工業品を消化する市場がなければならぬ、其國の消化力が大であつても年々發達する工業品の生産額を悉く消化することは出來まいから勢ひ海外に其の市場を求めなければならぬ、其の市場を外國に求むる時は當然其の外國の商業政策如何によりては常に脅かされざるを得ない、當該外國にし

て我國工業と競争すべきものが存在しなければ兎に角、我工業と競争すべき工業が存在する場合には我國工業品を排斥して其國工業を發達せしめんとするに相違ない、勿論今日經濟界の趨勢を以てすればこの種の競争は已むを得ないが我國工業は爲に動搖を免れざるを得ないから、悉く外國市場のみを目標として世界市場に立つことは相當危険ならざるを得ない。故に其國工業の基礎の安定を庶幾するには少くとも相當其國植民地市場をして其の工業品を消化せしむることが肝要であるに相違ない、植民地市場であれば我統治權の下に立つものであるから或程度までは外國の競争を排して其の販路を確保することを得るに相違ない、其の植民地の工業にして本國の工業と競争するものがあれば其の利害關係者より見れば大問題であるには相違ないが、其の國民經濟の見地よりすれば其の工業が本國に於て隆盛となるも將又植民地に於て隆盛となるも國民經濟よりすれば同じであるから之に拘泥するを必要としない、勿論其の利害關係者よりすれば關心事であるから國家としては相當救済の途を講じなければならぬ、其國にして相當植民地市場ある時は其の工業品の販路を確保

することを得るは明白である。この意味に於て工業國は其の工業品の安全なる販路を確保する上に於て植民地を必要とするに相違ない。よし工業品の販路につき植民地を必要とせざるも其の工業を維持し益々發達せしむる爲には豊富なる原料の供給を必要とする。其國にして之に應ずる丈の原料の生産があれば問題は無いが、其の生産がなく原料の多くは之を外國から仰がなければならぬとすれば、其の外國にして自由に之を供給する場合は兎に角其國にして原料の輸出を自由にせざる曉には我國工業の發達はこゝに頓挫せざるを得ない。故に我國は工業を永遠に維持するには原料供給地としての植民地を必要とするのである。植民地は多くは熱帯地方に存するから原料供給地たらしむるに適するものである。従つて植民地開設の當時には該原料の生産がない場合でも之を利用して原料供給地たらしむることが出来る。現に獨逸では十九世紀の末葉亞弗利加に於ける其の植民地をして本國の工業原料供給地たらしむるが爲に植民地の地質等を調査し其の工業の原料の供給地たらしむる上に適するか否やを明にし以て本國工業の原料供給地たらしめたのである。これは原料供

給地としての植民地を設けたのではなく他の理由で設けた植民地をして本國の工業の原料供給地たらしめ以て本國工業の基礎を鞏固たらしめた一例であるが工業國は其の工業を永遠に維持するが爲に適當なる原料の供給地を必要とするもので其の供給地は之を其の植民地に設くるのが最も適當であるに相違ない。何れの國も植民地を設けて食物の供給地となし以て其の人口を養ひ、若くは之を以て原料供給地たらしめ其の工業を維持發達せしむる時は經濟上其の國礎を鞏固ならしむるを得るを以て世界經濟上其の地位を向上することを得る理である。この意味に於て諸國は其の世界經濟上の位置を向上せしむる爲に植民地を必要とするのである。更に其國にして植民地と結んで人口を養ふに足る食物の供給を得る時は其國經濟は外國より離れて完全に獨立することを得る理であるから、其の經濟上の位置は鞏固なるを得るのである。學者之を世界帝國と稱するのである。世界帝國は他國に於ける經濟の動搖等を離れて安全なる位置を確保することを得るから何れの國も苟くも世界經濟上優越なる位置を得んとする時は世界帝國たらんとせざるものはない。換言せば、現

今は世界帝國たらんとすることが諸國の目標でありといふことを得るのである。この意味に於ても植民地はこれ等にとりても必要である。世界諸國が互に相倚り相扶けて其國の繁榮を庶幾するならば問題はないが、今日世界經濟の狀勢では諸列強は少しでも他國に比し優勝なる位置を獲得せんとし之が爲に其國に消費する所は成るべく其國に於て生産せんとし其れには出来る丈多くの生産をなすが爲に出来る丈廣大なる領土を領有し其の領土内にて其の國民の消費する食料品を生産するは勿論其國工業の原料を生産し以て外國の援を受けずして其の國民經濟を維持發達せんとするのである。換言せば一日も早く世界帝國たらんとするのであるし其の目的を達するが爲に外國と相倚り相扶けて國民經濟を發達せんとせず外國を抑へて一步でも諸國に先じて優越なる地歩を得んとするのである。諸外國も同様の希望を抱くが故に其の結果は何時かは兩國は衝突せざるを得ない爲に時には干戈に訴えてまでも其の目的を達せんとするのである。勿論外國と干戈を交ふことは其國にとりて犠牲が甚しいのであるから喜んでこの方法を選ばんとするのではない。成るべくは

平和的手段によりて其の目的を達せんとするのであるが、常に平和的手段のみによりて其の目的を達することを得ないから時として干戈に訴えて他國の希望を抑え以て自國の希望を達成せんとするのである。世に之を帝國主義と稱してゐる。世には帝國主義と武斷主義とを混同するものがあり帝國主義によりて動く國は動もすれば武斷主義の國家の如く考へ世界の平和を攪亂するものゝ如くいふものがあるけれども何れの國でも干戈を動かすことは其國にとりて犠牲の甚だ大なるを思へば成るべく之を避けんとするに相違ない然し獨り平和的手段のみによりては到底其の目的を達することを得ないから時としては非常手段に訴えざるを得ないのである。何れの國にても他國を抑えて優越なる地歩を占めんとするには少しでも植民地を獲得擴張せんとするのである。後にも説く如く植民地を領有擴張せんとする時は自然外國と衝突する虞があり従つて之に伴ふ犠牲も亦決して少くはないから一時諸國は植民地を以て其國經濟財政上の負擔とし成るべく之を擴張することを避け其の已に領有するものも其の植民地の力を以て維持するを原則とし植民地の領有により本

國の利益を進むることを期待せざると同時に本國の經濟財政に累を及ぼすことなからしむることを庶幾したこともあつた。この思想は畢竟自由放任主義の顯はれであつて其の思想竝に之に基く植民政策は結局本國と植民地とを分離せしむるものであつて、本國は植民地より援助を求むることを得ざるが爲に其れ丈其の國力が萎縮しなければならぬことになり、諸外國と競争する上に後れを取らざるを得ないことにならざるを得ない、又一方植民地が世界經濟上相當の位置を保持するを得るのは背後に本國の勢力が存したからであるに相違なく、今若し本國の勢力に依頼すること能はざるに至らんか其の國力は勢ひ大に萎縮せざるを得なくなるは明である。従つて獨力を以て其の領土を守ることは困難ならざるを得ない、故にこの自由放任主義に基く思想は諸國の植民思想を支配したことがあつたにしろ永續することはなかつた。諸國は相當の犠牲を忍んでも植民地を領有擴張せんとしたのであり、植民地も本國に對して冷淡なる態度を持續すること能はず相倚り相扶けんとするに至つたのである、更に近年に至り諸列強間の競争は年と共に激烈となるに至つたから本國と植

民地との相互扶助の關係は益々濃厚なるに至つたのである、血は水よりも濃であるとの標語はこの思想をいひ表はしたものである。其の意はいふまでもなく本國植民地は其間千里を距つることあり其間には夥多の海洋が之を遮るものがあつても國民の血管内に流るゝ血液は同じである以上は海洋も之を遮ることを得るものではないといふのである。其の國民にして益々強大となるべき素質あらば自然其の領土を越えて民族活動の舞臺を求めこゝに植民地的活躍をなすに至るは當然であつて如何なるものも之を妨げることが得るものではない、このことは眞に植民地の積極的理由となすことを得るのである。勿論今日では昔日の如く不毛無人の地は殆んどなく、如何なる土地も既に先住者があつて之を領有し之を利用しつゝあるか、若くは他の有力なる國家の勢力の下にありて他國の領有利用を許さないものであるからこゝに其の活躍の地を求め、することは容易ではない、従つて新に植民地を設けんとする時には相當の代價を出して之を買収しなければならぬ、かゝる平和的交渉によりて其の目的を達することを得れば問題はないが、其の手段によりて目的を達し得るとは保し難

いから動もすると武力を以て其の目的を達せんとし、若くは詐謀によりて其の目的を達せんとするのである。かくの如きは道徳上許す可らざることであるから學者等は之を排斥するのである。従つて如何なる程度までこの積極的理由が容認せらるゝかは問題となるのである。

第二章 植民の種類

三 植民の種類

植民の分類

植民の分類は學者によりて一様でないが、其の經濟上の目的に出でたるものは之を農業植民、栽培植民及び商業植民に分つを普通とする。

農業植民

農業植民は一に移住植民ともいふ、其の植民地に居住するものは主として農業に従事するを以て農業植民といひ、其の農業に従事するものは多くは本國民が移住したるもので、其地に先住する土民を使役することがあつてもいはゞ其の手助をなさしむるに止り、主として勞働に従事するものは移住したる本國民であるから移住植民といふのである。蓋しこの種の植民地は氣候風土本國と大差なく、従つて本國よりこゝに移住し生産に従事することが比較的容易であるが故にかゝる土地にして植民地を設け得べきものある時はこゝに植民地を開くのである。米大陸、濠洲、南亞弗利加に於ける歐洲植民地は概ねこの種の植民地である。

この種の植民地の特色とする所を擧ぐると、

(一) この種の植民地は風土氣候が本國と大差なく植民者はこゝに永住して農耕等に従事することを得るが故に本國に於て生産等に従事すると甚しき相違なく本國に復歸する必要がない。従つてこゝに永住して活動することを得るのである。其の結果最初の中こそ植民者の數も少く經濟其他に於て微々として振ふこと能はざるにもせよ年月を経るに従ひ漸次植民者の數を増加し農業等に従事するを以て遂には本國に類似する社會を出現するに至るであらう。この故にこの種の植民地は植民地の中でも最も健實なるものと稱することを得る。例せば歐洲諸國が米大陸に農業植民地を開くや葡萄牙、西班牙、佛蘭西、英吉利等各其の本國と風土氣候の大に異らざる土地を求めて其地に其の植民地を開くに至りたるを以てこれ等の植民地の位置は略本國の位置に類似するのである。

(二) この種の植民地にては植民者は本國にあると同じく自ら耕作に當り奴隸等を使役する必要は少いのである。従つて奴隸問題を惹起することは少いのである。



である。北米合衆國にては其の北部は農業植民地であつて奴隸を使役する必要がないから夙に奴隸制度の廢止に賛成したのであるが、其の南部諸州は次に擧ぐる栽培植民地であるから俄に奴隸制度を廢止することを得ない。其の結果南北諸州の間には利害の衝突を來たし遂に南北戦争を見るに至つたのである。

(三) この種の植民地は初めは農業を以て主なる生業とせざるを得ないから、其の人口は未だ稀薄であるが故に其の農業が稍興るときは其の農産物を消費することを得ざるのみならず自ら工業を振作して其の需要を満足することを得ないから勢ひ其の農産物は本國に致し之を賣捌き其代りに其の生活に必要な工業品を求めなければならぬ。従つて其の植民地の位置は成るべく本國に近き所に之を設くるを常とする。希臘が其の對岸小亞細亞に農業植民地を設けたる。西歐諸國が米大陸の東海岸に農業植民地を設けたる。何れも其の證となすことを得る。

(四) この種の植民地にては植民者が自ら農業に従事するのであるから其の耕作地の面積は自ら限りあり、猥りに面積の廣きことを望むことを得ない。其の

面積が甚だ廣き時は自ら耕作することを得ないからである。従つて植民者の土地財産は甚しき懸隔あることがない、其の結果、民権自由の氣風自ら旺盛なるを常とする。これ等の植民地にして大に發達するに至る時は或は本國より獨立して一國を形成するに至るかも知れない、この種の植民地は本國に依存する必要は比較的少いからである。要之、農業植民地は經濟上本國に類似するのみならず其の國情は寧ろ本國に比して煩瑣なる政府の束縛少く國民をして活動せしむるに比較的適當であるから植民地の中では最も重要な位置を占むるのである。學者の中で單に植民地といへばこの種の植民地を指すものがあるのは之が爲である。

栽培植民地は熱帯又は亞熱帯にある植民地であつて本國の風土氣候とは全く異り本國にては生産すること能はざるものを産出する植民地をいふのである。

この種の植民地の特長を列擧すると左の如くである。

(一) この種の植民地にては風土氣候の關係上植民者は自ら生産労働に従事

栽培植民地

すること能はざるが故に勢ひ土人を奴隸として生産労働に當らしめ植民者は之を監督し經營に當るに過ぎないのである。従つて植民者は初めよりこゝに永住するの意思なく、其の經營する事業にして相當の成績を擧ぐる場合には本國に復歸して其の餘生を樂まんとするを常とするのである。換言すれば植民者は植民地を以て墳墓の地とは思はず單に之を利用して富を致さんとするに過ぎないのである。植民者にしてかゝる意思の下に植民地にありとすれば其の植民地の基礎は農業植民地に比し自ら鞏固なることを得ないのである。歐洲諸國がこの種の植民地を設けんとするに至りたる所以は近世の初め當時文明の最高峰にある歐洲諸國は所謂植民地産物を大に需要したからである。尤もこの種の産物を需要したものは一般民衆ではなく貴族のみであつたが、これ等の貴族の風尚は社會の趨向を支配したものである。所でこの種の産物は歐洲諸國の氣候風土にては之を生産すること能はず熱帯若くは亞熱帯地方に之を求めなければならぬからさてこそこの地方に植民地を設くるに至つたのである。この種の植民地の中で成功したものは其の産物を本國市場に盛に移出し

たから、獨り其國の消費を満足し得たに止らず其の一部を周圍の諸外國に輸出して其の國富を増加することを得たのである。されば諸國はこの種の植民地を設くるに相當力を用ふるに至つたのである。尤も其の植民地の利害よりいふ時は直接にこれ等の産物を需要國に輸出するのが利益であるに相違ないが、本國政府は之を喜ばず其の産物は必ず之を本國に移入せしめ以て植民地貿易の利益を其手に收めんとしたのである。この種の植民地が前記農業植民地に對して相當の地歩を占め植民學者が之に相當重きを置く所以のもの洵に之が爲である。

(二) この種の植民地にては植民者は到底自ら其の生産に當ることを得ないから勢ひ其數は農業植民地に於けるが如く多きことを得ない、其の生産は多數の土人奴隸若くは勞働に堪ゆる他國の移民を使役して之に當らしむるのであり、植民者は其の經營に當り勞働者を監督して成るべく多くの収益を擧げしめんとするのである。従つてこの種の植民地にては性質として夙に搾取が盛行はれ巧に搾取することを得るものが其の目的を達することを得る理である。

従つてこの種の植民地にては其の生産を維持發達せしむるには生産勞働に當る奴隸が必要なのでこれを廢すれば其の生産を維持することを得ない、故にこの種の植民地にては奴隸制度は人道上之を廢棄しなければならぬものであるに拘らず永く之を廢棄すること能はず、爲に前にも陳ぶる如く北米合衆國にては南部諸州は之を以て北部諸州と争はざるを得なかつたのである。植民地産物の生産が其の經濟の基礎であり之を失つては立つこと能はないからである。

この種の植民地に於ては植民者は自ら耕作に當る必要がないのであるから其の所有土地は特に制限はない其の財力に應じて廣大なる地積を所有し奴隸等をして之を耕作せしむるのである、従つて植民者の間にも貧富の別あり貴族的氣風の興るは其所である。

(三) 農業植民地にては産物等の性質が本國と類似するが故に其の産業にして發達すれば勢ひ本國の産業と競争することとなり本國と利害を異にするに至る傾向なしとしない、然るに栽培植民地の産物は本國の産物とは全く異なるも

のであるから其の産業が大に發達した所で本國の産業と競争することはない、本國の消費を助け其の産業の補助をなすに過ぎない、即ち本國の消費と商業とに甚だ必要であるといへるのである。但し本國に於て植民地の産物を移植し之を發達せしむるか、若くは之と競争すべきものを生産するに至る時は農業植民地と同じく本國と植民地との間に利害衝突し種々なる問題を惹起しなは限らない、たとへば歐洲にて消費する砂糖が甘蔗糖であつた時代には甘蔗は歐洲の氣候風土にては生産することが出来ないから勢ひ熱帯地方の植民地より之を輸入し精製しなければならなかつた、この時代には本國と植民地との間に利害の衝突はなかつた。然るに十八世紀の末葉に至り甘蔗糖が起るやこれは歐洲諸國特に北歐諸國にて生産することを得るから甘蔗糖と競争することになり従つて種々なる經濟問題を惹起するに至つたのである。歐洲諸國に於ける甘蔗糖の生産が盛になつたからといつて植民地に於ける甘蔗糖の生産を輕視することは出来ない、これ等の植民地は其の生産によりて經濟を維持するのであるから其の生産にして衰えんか植民地は其の經濟上の基礎を保持する

ことは出来ない理である、従つて植民地の産業に對して之を輕視することは出来ない。

○ 商業植民

商業植民地は本國が遠隔なる土地に於て其の生産物の販路を擴張するが爲に其の商業の根據地として設けられた植民地である。

歴史の教ゆる所によると、この種の植民地が最も早く起つたものである。蓋し當時の交通の状態にては遠く本國を離れて本國並に其の附近の産物を賣捌き若くは其の地方の産物を購ひ求めんとするには其の地方に於て相當の根據地あることを要す、若し其の根據地なき場合には其の地方と本國との間に連絡を設くること難く其の結果は折角開くことを得たる販路も忽ちにして喪失せざるを得ざるに至るのである故に商權を維持し其の商權を擴張するには適當なる根據地を設くることが必要である。其の根據地の稍發達したものが商業植民地である。古フエニシヤの植民地、西班牙、葡萄牙等の東洋に於ける植民地、現今シンガポール、香港等英國の植民地は概ね商業植民地である。

この種の植民地の特長とする所は左の如くである。

(一) この種の植民地は本國の商權を擴張するを目的とするものであるから商業上樞要なる土地を選んで設けらるゝものである。従つて其の土地が周圍の國に對し商業上勢力を有することによりて其の植民地の繁榮を期待することを得るものである。若し其の周圍の土地にして該植民地に對し依存する必要が減少したならば自然其の植民地の勢力は衰えざるを得ない。例へば香港は英國の商業植民地として東洋に於て經濟上大なる勢力を有したのであるが、東洋に於ける諸國の勢力が變化するに従ひ周圍の土地の香港に依頼する必要が減じ自ら獨自の地歩を占めんとするに至つたから香港の經濟上の位置に變化を生じ其の勢力は昔時の如きことを得ない。或は香港の勢力が衰えたのは其の仲繼商業が衰えたからであるといふものがあるが、之は辭こそ同じくはないが、同じことをいふものであつて周圍の土地にて商業上獨立的地歩を占むること能はざる間は先進國の商業植民地を経て物資の供給を仰がざるを得なかつた。この時代に於ては商業植民地は仲繼商業の本據として其の周圍の土地に對して勢力を振ふことを得たのである。然るに其の周圍の土地にして經濟上發達

するに至れば商業植民地に依頼することなく直接に生産國から物資の供給を仰ぐと同時に其の物資を直接に需要國に輸出して以て經濟を營まんとするのである。其の結果は前に仲繼港として勢力を振ふことを得たるものも次第に其の勢力を失墜せざるを得ざるは明白のことである。従つて商業植民地として繁榮を極めたものも時勢の變遷に伴ひ其の勢力を失墜せざるを得ないのである。香港の如きは其の一例となすことを得るのである。

商業植民地は商業上樞要なる地歩を有し其の機能を盡すことを得るには原則として良港を有しなければならぬ。當時の交通の状態を以てすれば貨物の集散地となるには良港を有することが必要條件である。良港がなければ風波の爲に船舶を碇泊せしむること能はず従つて其地を根據として商業を營むことが出来ないからである。

(二) これ等の植民地は多くは其の商業地に於ける商館の發達したものである。遠隔の土地に出でて販路を獲得せんとするや必ずこゝに商館を設けて其の永久的根據となす。これ等の商館が發達して其の數多くなり本國政府も之を保

護して他國の侵略を防止せんとするや商館の集團がこゝに商業植民地の形態を有するに至るのである。商業植民地の成立にしてかくの如きものとすれば性質として農業植民地の如く多數の植民者が集り來るものでもなく、又廣大なる土地を領有するものでもない、従つて其の經濟上の基礎は獨り其の商取引の多少にあるから農業植民地に比して薄弱ならざるを得ない、而かも其の植民地として勢力を維持することを得るのは幸に其の周圍にある國民が尙微弱であつて之を攻撃侵略することを得ざるか、若くは本國の勢力が甚だ強くして他國をして隙を窺ふことなからしむるかである。其の商業上の繁榮等は之を目標とするもの、羨望の目標となるは明白のことであつて隙の乘ずべきものあれば之を侵略せんとするは想像し得る所である。従つて其の植民地の附近に強國が起れば必ずや其の侵略の手をこの地に觸るゝに至るであらうし、其の結果は其の植民地の衰亡を招徠するに至るであらう。假りにかゝる侵略國が出現するに至らざるも其の本國の勢力が衰ふる時は其の植民地は本國より分離して獨立するに至るか然らざれば他國の爲に略奪せらるゝに至るのである。カル

の經濟以外
の植民地

タゴの如きは前者の例であり、ニューヨークの如きは後者の例である。要之、商業植民地は古へ交通の極めて不完全なる時代に於ては本國にとりて甚だ重要な役割を演じたものであるが交通制度の發達した今日に於ては昔日の如き重要な地歩を保持することは出來るものではない。

植民地は經濟上の目的に出づるものが少くはないが、必しも其の目的のみに限定せらるゝものではない、従つて諸國の植民地を概観する時は其の主なる目的は他にありて經濟上の目的は寧ろ副たるもの少くない。其の經濟上の目的を或程度まで有する所以は蓋しこれ等の植民地は成立の初めに當りて全く特殊の目的に出でたるものであるにせよ、其の人口が増加するに従ひ之を養はなければならぬから其の目的を達成するが爲に生産其他の經濟上の活動をなすのである。故に其の發達したる今日の狀態より見れば經濟上の目的は副たるものと稱することを得るのである。其の主なるものを挙げると

(一) 軍事並に政治植民地 其の植民地は經濟上は甚だ價値のないものではあるが軍事上政治上樞要なる地點なるが故にこゝに要塞軍港を設け植民地を

軍事並に
政治植民地

開くことがある。この種の植民地は如上の目的より成るものであるが故にこの地を維持するが爲には原則として本國は之が經費を負擔しなければならぬといふジブラルターアデンの如き皆然らざるはない。

(二) 刑罰植民地 諸國が政治其他の犯罪人を國外に追放して以て國內の治安を確保するが爲に特に其の目的を以て植民地を設けこゝに其の犯人を移住せしむるのである。これ等の植民地も居住民が増加するに従ひ其の自然の富源を開拓して經濟を營むから漸次經濟上重要な植民地となることなしとしない、但しかくの如きは其の植民地に於ける自然の富源が豊富であつて之を開拓すれば多くの収益を擧ぐることを得る場合であつて然らざれば經濟上大なる發達を見ることはない。英國の濠洲植民地の如き其の例である。

(三) 宗教植民地 諸國が宗教を宣布する目的を以て若くは國民中其の奉ずる宗教を守るが爲に設けたる植民地の義である。米大陸に於ける英國植民地は清教徒が其の宗教を守るが爲に渡來して植民したるに初まる、故にこの意味に於て宗教植民地であるといふことを得る。

地刑罰植民

地宗教植民

古來經濟學者は種々の標準により植民地を分類する。こゝに其の主なるものを略述して置かう佛國の經濟學者ジョン・バプチスト・セイは植民地取得の方法を標準として(一)征服植民地(二)條約植民地(三)占有植民地の三種を擧げてゐる。征服植民地は武力によりて取得した植民地の義であり、條約植民地は特に條約により他國の領土を割讓せしめ植民地となしたものをいふ、更に占有植民地は特に武力を用ひたのでもなく條約によりて獲得したのでもないいはゞ殆んど無人の土地を占有し植民地となしたるものをいふのである。取得の方法によりて植民地を分類することは一見簡單ではあるが其の分類たる植民地成立の初めに於てこそ多少の價值はあるが、植民地成立してより多くの年月を経るに従ひ取得の方法が異なるからとて別に異なる發達をなすものでないから植民地として何等特色の認むべきものはない、且つたとひ取得の方法が同じくあつても政治上經濟上異なる發達をなすものが多いからこの分類は植民政策上價值あるものではない。

經濟上の觀察點より植民地を分類したのは獨逸經濟學者ヘーレンに初まる。

ヘーレン Heeren は其著『歐洲列國植民史』(Handbuch der europäischen Staatsystems und Geschichte seiner Kolonien 1809) 中に植民地を分ちて農業、栽培、鑛業及び商業植民地の四種を擧げてゐる。鑛業植民地以外は前上に擧げた所である。デーデルはセイとヘーレンの分類を折衷して農業植民地、商業植民地並に征服植民地の三種類を擧げてゐるがこれはいふまでもなく異なる標準によりて分類したもので正確ではない。之に次いで歴史學派の奉斗ロッシュャーは其著『植民政策論』の中に征服、商業、農業及び栽培植民地の四種を擧げてゐる、これもデーデルの分類と同じく異なる標準を併用したものでヘーレンの分類に比して寧ろ退歩したものといはねばならない故に之を採らない。ヒューベーンシュライデンは植民地を分ちて過剰の人口を移すを目的とするものと栽培を目的とするものとしてゐる。蓋し過剰の人口を移すを目的とするものはこゝにいふ農業植民地を意味するもので栽培を目的とするものはこゝにいふ栽培植民地に當るものであらう。

又フアブリーは植民地を農業、商業並に犯罪人植民地の三種類としてゐる。

蓋し本國政府が植民地に對して如何なる價值を置くかによりて分類したものであらう。其の如何なる價值を置くかといふことは植民の目的といふこと、略、同義であらうが之によるもの以上の分類は其の最も重要なものを擧げた丈で尙其外に夥多の名稱を擧げなければならぬと信ずる。

第三章 植民地に對する經濟思潮の變遷

重商主義
時代

四 冒險的植民時代Ⅱ重商主義時代

歐洲諸國が海外に植民地を設け之に相當重要性を認めたのは近世國家が成立した時に初まる。これより先き諸國民中海外に出でて冒險を試みるものが多くなつたのは多くは君主等が其の費用を負擔して冒險者をして其の雄志を伸べしめたからである。蓋し冒險は性質として莫大なる費用を要し普通の者が到底之を遂行することは出来ない。従つて君主諸侯等の後援を仰がなければならぬ。君主等權力者がこれ等の冒險者に金錢等の援助をなしたのは主として君主等の國費其他の費用が年と共に増加し之に堪へ難くなつたから當時の風雲兒に援助をなし以て冒險を試みしめ運よくば莫大の富を献上せしめ以て其の財政を豊ならしめんとしたからである。これ等の風雲兒は新なる土地を發見し之を占領するか若くは其の土地に先住者があれば之を征服して其地の富源を奪ひ以て其の冒險の目的を達成せんとしたのである。若し不幸にし

て其の目的を達すること能はざる時は冒險者は其の生命を失ふとも後に後援者である君主等は其の醸出したる資金を失はざるを得なかつたのである。されば君主等が冒險者を援助するに當りては其の冒險者の人物を選ぶは勿論其の冒險の目的地等につきて十分の選擇をなさざるを得なかつたのである。さればこれ等の冒險植民は當時にありては諸國の君主等の一事業であつて國民は之に關知しなかつたのである。國民が國民の事業として之に關心を寄するに至つたのは實に近世國家が成立し國民經濟が漸く其の形態を備ふるに至つたからである。近世國家が成立し國民經濟が其の形態を備ふるに至つた當時の經濟思想はいふまでもなく重商主義的思想である。重商主義思想は富國強兵を以て其の根幹となすものであつて國を富さんが爲には領土を擴張しなければならぬ人口を増加しなければならぬ。當時の唯一の富と認められた金銀貨幣を増加しなければならぬ。領土を擴張するのは畢竟新領土を得て其の富源特に其の土地にある金銀を採掘して以て國富を増加するを眼目としたのである。されば前に君主等が後援してなさしめた冒險は君主の手より移つて國

民の手に歸したのである。當時諸國の植民地を設くるや之を以て本國の領土を擴張すると共に本國の金銀の供給地たらしめんとしたのであつて従つて専ら金銀の産地を以て其の植民の目的地となしたのである。これ等の植民地は本國の利益の爲に存在するものであるから外國人が植民地に來り其の富源を開拓することを許さざるのみならず其の金銀はたとひ其の國民によりて採掘されたるものにもせよ之を直接に外國に輸出することを許さず本國に輸送して本國の貨幣を潤澤ならしめなければならぬ、獨り金銀に止らず植民地の産出する原料は本國に輸入して其の工業を興す材料となすと共に植民地は其の消費する工業品は之を外國に仰ぐを許さず本國の工業品を需要しなければならぬ、換言すれば植民地は本國の工業品の需要地たらしめたのである。植民地の需要する工業品は之を外國に仰がずして専ら本國に仰がしめたのは尙可なり、植民地に於て經濟が發達するに従ひ其地に生産する原料を用ひて工業を興さんとするに至るや、植民地の工業と本國の工業とは正面衝突をなさざるを得ない、獨り本國の工業品を以て需要を満足せざるを得ないとすれば植民地の

工業は發達するに由なし、植民地の工業を振興するには先づ其の植民地を以て市場たらしめなければならぬ、従つて本國工業品の移入を或程度まで制限しなければならぬ、本國の工業と植民地の工業とは性質上利害相反するに拘らず初めは植民地をして本國の工業品を移入せしめて其地に於て工業を興すことを許さなかつたのである。即ち當時の植民政策は植民地の發展を主眼とするものに非ずして本國を富ましむるにあつたのである。學者之を本國本位の植民政策と稱す。この思想は植民地創設の初めにありてはさまで明瞭ではなかつたが、植民地の經濟が發達するに従ひ漸く明瞭となつたのである。即ち植民地の産業が發達するに従ひ其の生産したるものは植民者は其の最も高く賣捌くことを得る市場に輸出して利益を得んと欲すると同時に其の需要する貨物は自ら之を生産するか又は最も安く供給する市場を求めて之を輸入せんと欲するに至るのは當然である、然るに本國は之を喜ばず、植民地に産するものは悉く之を本國に輸入し更に其手によりて諸外國に供給して利益を收めんとすると同時に植民地に於て需要する工業品は植民地に生産するを許さず悉く本

國より供給するか少くとも本國の商人の手を経て之を植民地に供給せしめなければならぬ。植民地と本國との經濟上の利益はこの點に於て衝突せざるを得なかつたのである。この現象は英本國と米國に於ける其の植民地との間に於て最も明に見ることが出来る。故にこゝに之を略述する。米國に於ける英植民地は前に陳ぶる如く農業植民地である。植民者は初め農業に従事し其の生産物の一部は之を英本國に輸出すると同時に其の需要する工業品は悉く英本國から供給せられつゝあつた。植民地の經濟がこの程度にあつた間は英本國と其の植民地との間に何等の利害の衝突もなかつたが、植民地の經濟が発達するに従ひ兩者の利害は衝突するに至つた。この種の問題はバージニアに於て之を見たのである。同州は煙草の栽培に最も適する所であるから其の生産額は年と共に増加するや植民者は之を外國に輸出して利益を收めんとした。然るに英國の植民政策は之を許さなかつたから植民者は本國に對し其の束縛を撤去せんことを要求し若しこのことにして不可なれば本國は同植民地の産額の全部を購買するか又は外國産の煙草の輸入を禁止すべきことを要求したので

ある。これ其の一例に過ぎないのであるがこの種の問題は頻りに起つた。更に植民地に於て工業が興らんとするや英本國は英本國にて生産し得るものとな否とを區別し本國に於て生産し得るものは植民地に於て生産するを許さず必ず英本國より輸入せしめたのである。其他の工業品は植民地に於て生産するかよし外國より輸入するも本國商人を通じて本國の市場で之を求めしめたのであり、植民地に於て生産したものは擧げて英本國市場に於て賣捌かしめたのであり其の輸出入は凡て英國の船舶を用ひしめたのである。このことは植民者の到底堪ゆる所でなかつたから夙に英本國から獨立せんとする意あり會々英本國は財政の急に迫られ英植民地にも其の一部を負担せしめんと欲し硝子、鉛、染料、茶の米國に輸入せるものに對し關稅を起したのである。植民地は團結して英本國に對し獨立戰爭を起すに至つたのである。謂ふに本國本位の植民政策は植民地の利益を犠牲にしても本國の利益を進めんとするものであるから植民地の喜ばないのは勿論であるが植民地にして之に反抗する氣力なき間は本國の爲に壓せられて遂に其の經濟を發達せしむることが出来ないのは米

大陸に於ける西班牙、葡萄牙の植民地の歴史が證して餘ある所である。反之、植民者にして氣概に富み其の經濟を發達する力ある時は永く本國の壓迫に堪ゆることは出來ない時は英國植民地に於て見る如く遂には本國に對して獨立せんとするに至るであらう。要するに本國本位の植民政策は根本に於て誤謬であることを知るであらう。されば英植民地が本國に對して獨立するに至るや諸國は愕然として驚き從來の植民政策を改めざるを得ざるに至つた。

五 重商主義の反動 II 植民地輕視

諸國が當時の經濟思潮である重商主義を奉ずるや、金銀を以て唯一の富となし之を本國に集積するが爲に植民地を搾取して顧みなかつた、獨り金銀を收めて本國の富を増加せんとしたに止らず更に進んで植民地經濟の發展は之を犠牲にしても獨り本國の經濟を發展せんとしたのであつた。金銀を唯一の富となし其他を輕視するの誤謬であることは改めていふまでもない、植民地の發達を抑えて本國の發展を庶幾するの誤謬であるは明白である。さわれ當時の植民政策は其の根柢に於て誤謬あるにせよ、植民地を重視し其の獲得擴張に力を

重商主義
の反動

植民地輕
視

植民地本
位の植民
政策

用ひたのである。然るに其の植民政策を拋棄するに至るや極端に植民地を輕視するに至つた。これより先諸國の學者特に佛國の學者は植民地を以て富國の大本となし争つて之を擴張せんとする思想に對し疑を挟み植民地は本國を利益せずして却つて之を害するものであるとなすもの漸く多くなつた。蓋しかゝる思想が佛國に早く起つたのは當時佛國は英國等と争つて植民地を失ふこと多かりしのみならず之が爲に戰爭をなし爲に國帑を費消すること甚だ多く國民の負擔を加重したること少くなく國民は植民地を以て寧ろ禍源となしたからである。この派の學者は論じて曰く植民地は世人の思ふ如く本國の利益を進むるものではない、本國は植民地の富源を開拓するが爲には巨額の資本を投じなければならぬ、而かも之を回收することは容易ではない、植民地を外國の侵害に對し守護するが爲には相當の軍備をなさなければならぬ、本國の負擔は決して軽くはない。而かも之が爲に得る所は所謂植民地產物の獲得である、植民地產物の獲得は上流社會の奢侈欲を満足する外何物もないと説いてゐる。佛國から見た植民地の價値は正にかくの如きものであらう。英國から

見た植民地の價值は佛國より見たのと自ら異なるけれども經濟學者の多數は植民地に對してさまで重視しない正統學派の鼻祖であるアダム・スミスも重商主義に反對してゐるだけ植民地に對してもさまで重視しない。曰く諸國は金銀に重きを置き植民地の獲得擴張に力を盡すけれども根本に於て金銀は一の財貨に過ぎない之に特に重きを置き植民政策を遂行せんとするのは大なる誤謬であるといはざるを得ない而のみならず從來諸國の植民地經營の跡を見ると本國の資本勞働の注入せらるゝこと甚だ多く少數の例外を除きては收支償はざるを原則とする。故に金銀の獲得に特に重きを置かざる限りは國民經濟上植民地は利益ありとは思はれない。更に植民地は自ら護る力がないから本國は之を護らなければならぬ本國は爲に多大の煩累と負擔を荷はざるを得ない。植民地の本國經濟に及ぼすべき唯一の利益は植民地との商業より生ずるものであるが諸國のなす所を見ると諸國は成るべく其の利益を多からしめんと欲し植民地商業を獨占せんとするのであるがこのことは直接間接に弊害の淵源をなすものといはざるを得ない故に植民地は本國の經濟に利益を生ずるより

は寧ろ弊害を生ずるものであると當時の經濟學者の植民地に對して如何なる感想を抱くかを知ることが出来る。これ等の思想と上に陳べた植民政策の失敗とは相結んで諸國の植民政策を根柢より覆すに至つたのである。即ち諸國は其の植民地に對しては成るべく自由を與へ本國の利益の爲に之に干渉しない、植民地をして其の利益とする所に従つて行動することを許すと同時に本國も植民地の爲に負擔煩累を被らざることを期するに至つた。其の結果諸國は本國の利益の爲に進んで困難を忍んで植民地を創設擴張せざるは勿論植民地をして其の財政の許す範圍に於て國防政治を行はしめ本國は之に對して財政上何等の援助をなすことなきを原則とするに至つた。この思想を窮極する時は植民地の多くは本國にとりて財政上負擔たるものであるから之を維持するよりは寧ろ之を拋棄するを利益とすることにならざるを得ないよし之を拋棄するに至らずとするも本國は植民地の國防産業に對し財政上援助せざるを原則とするのであるから其の國防は甚だ微弱ならざるを得ない若し其の隣國に強力なるものある時は動もすれば其の侵略の目的物たらざるを得ないし其の

産業も概して甚だ微弱である以上は到底周囲の國の競争を排して發達するとは困難ならざるを得ない、このことにして繼續する時は本國と植民地との關係は單に歴史的關係に止りて遂には全く獨立國家とならざるを得ない、かくの如きは植民政策の理想と合致するものでありや疑なきを得ない。學者この種の植民政策を植民地本位の植民政策といふ。其の植民地本位の植民政策といふ所以は植民地の利益を本國の利益の爲に犠牲に供せしめないからである。植民地の利益が本國の爲に犠牲に供せられないのは植民地の利益であるには相違ないが反對に本國の援助も之を受くることが出来ないから植民地の發達力の微弱なるものは遂に發達することは出来ないし、其の發達力の微弱ならざるものも其の發達は甚だ遅からざるを得ない、其の發達は遅緩であつても他力によらずして發達したものは自然の發達と稱すべく、其の發達は健全であるとはいふことを得るかも知れないが國際競争の激烈なる今日之を甘受することを得べきかは疑なき能はない、従つてこのことは本國と植民地の商業政策に於て全く反對の政策を用ふるもの少くなきことによりて之を證することを得る。

例へば英國は諸國に先んじて其の經濟産業を發達せしめて諸外國より競争を受くることがないから故らに其の産業に對して保護政策を用ふる必要はない従つて自由貿易政策を採用するに反し、其の植民地は概して産業は尙未だ幼稚であるから俄に自由貿易政策を採ることは出来ない、勢ひ或程度まで保護貿易政策を採らざるを得ない、然らざれば諸外國の競争の爲に其の産業は混びざるを得ない、獨り諸外國の競争の爲に其の産業が減ぶのみならず動もすれば本國の産業の競争を受けて減ぶかも知れない、故に植民地にして其の産業を發達せしめんとするには保護貿易を採らざるを得ないのである。かくの如く本國と植民地との間には商業政策の根本義を異にするのみならず本國も之を容認せざるを得ないのである。本國にして之を容認せざる時は植民地は遂に本國に對して反旗を翻して獨立するに至るかも知れない、かくの如きは植民政策の理想と稱することは出来るものではない。

諸國は主義として植民地本位の植民政策を採用した以上は更に其の植民地を擴張することはない筈である特に英國の如く諸方に植民地を有し其の植民

地に生産するものを輸入して本國の不足を填補しつゝある以上は更に植民地を擴張し若くは新に植民地を樹つる必要がない筈である。然るに英國ですら決して植民地擴大新植民地設置の勢を緩くすることはなく著々其の歩武を進めた特にビコンスフィールドが政柄を握るや銳意植民地の膨脹に努めた英國にして然り其餘の國と雖も機會ある毎に植民地の擴大新植民地の設置に力を致さざるはなかつた。して見れば理論上は植民地の設置等に對し一時其の熱を冷却したやうであるが決して植民地の拋棄等の態度をとりたるものはない、更に十九世紀の半に至り交通機關の發達に伴ひ諸國間の競争が激烈となるや本國は植民地と堅く結び以て其の國力を強化するの必要を感ずるに至りたると同時に植民地も亦本國の助を受くるに非ざれば到底存在を維持するの困難を痛感するに至つたのである、こゝに於て諸國は植民地の價値を大に重視するに至りたると同時に諸國の植民政策もこゝに一轉化を見るに至つたのである。新植民政策は植民地を重視すること重商主義時代に均しきも其の基調とする所は大に異なることを知らなければならぬ。重商主義時代に於ては國富

十九世紀
後半に於
ける植民
政策

近時の植
民思想

増加の目的の爲に金銀の集積に重きを置いた金銀を集積するが爲に本國の金銀坑を求めて之が採掘に努めたのであるが、金銀を多く産せんとするには其の資源の豊富なる土地に植民地を得て之が採掘に力を用ひなければならなかつた。其の種の植民地を有することの少きものは外國貿易によりて成るべく多く輸出をなし以て輸出入の差額を金銀貨幣によりて補填せしむることによりて國內に於ける金銀を増加せんとしたのである。この故により植民地を以て金銀の供給地として尊重したのである。其の精神は金銀の集積であつて民族の發展地としての植民地の價値を重視しなかつた。

六 近時の植民思想

然るに十九世紀後半に於ける諸國の植民政策の基調となつてゐる所は民族の發展である。民族が發展するに従ひ海外に新發展の地を求めてこゝに植民地を作るに至つた以上は其の植民地の隆興は即ち民族の發展であり、植民地の確保は民族發展の根據地の確保である。故に植民地に對しても本國に對すると同様重きを置かなければならない。この見地よりすれば植民地に對する態

度は本國の利益の爲に植民地の發展を害することなきは勿論植民地の利益の爲に本國の利益を害せしめず、本國と植民地とは相倚り相助けて恰も一國家の如く發展せんとするのである。其の發展が爲には本國植民地の區別なく自然の富源を開發して以て國富を増進せんことを庶幾するのであつて特に金銀の採掘に力を盡すのではない、本國植民地を通じて人口の配置に注意し以て國民をして其力を振ふに便ならしめ自然の富源を開發するに容易ならしめんとするのである。要は其國の基礎を鞏固にし以て外國の競争を排撃して國際上の位置を向上せしめんとするのである。其の目的を達するが爲に原則として(一)諸外國に對して本國竝に植民地共同の利益に關することは本國政府が之に當る通商條約の締結の如きは即ち其例である。これ等の事項は植民地をして自ら之に當らしめずして本國政府が之に當る所以は本國は植民地よりは遙に強力であるから其の利益をより強硬に主張することが出来るからであるのみならず、本國政府が獨り之に當ることは本國と植民地との間に利害の摩擦を避け團結して外國に當ることが出来るからである。(二)植民地の國防は獨り植民地の

利益に關するに止らず本國の國權の伸張民族の發展に至大の關係を有するものであるから植民地をして獨り之に當らしむべきではない、植民地をして獨り之に當らしむる時は其の國防力は強きを得ず動もすれば他國の侵害を招くことなしとしなない、若し其の國防を強固にしてかゝる憂ひなからしめんとすれば、其の負擔大にして國民は之が爲に苦まざるを得ない、故に本國植民地共同して之に當らざるを得ない、是れ十九世紀の初めに於て原則として植民地は其力を以て國防に當り本國は之を顧みなかつたとは根本的に異なる所であつて、寧ろ重商主義時代の植民政策に近いのである、但し其の精神とする所の大に異なる所あるは改めていふまでもないのである。(三)本國と植民地との關係につきては植民地の基礎が未だ鞏固でない間は、本國は植民地を援けて之が健全なる發達をなさしめようとするのである、植民地の經營にして植民地の獨力にては之をなすこと能はざる場合には本國が之を扶助し誘導するのである、之が爲には本國は或程度までの財政上の負擔は之を忍ばなければならぬ、植民地にして相當の發達をなし本國の援を受けずとも獨力にて其の經營をなすことを得るに至

れば植民地も本國の扶助干渉を喜ばないであらうし、本國も亦之が爲に生ずる負擔を免るゝことが出来るから成るべく植民地をして獨力にて之に當らしめ其の甚しく本國の利益を害せざる限りは成るべく之を黙視するのである。植民地をして其の好む所に従つて行動せしむるは決して植民地をして本國より離反獨立せしめんとするのでなく、民族として提携し協力せしむるには其の自由行動を少くとも或程度まで黙認する必要があるからである。

かくの如く諸國が民族的發展を念願するに至れば植民地を重視しなければならぬのは勿論成るべく本國と共に手を携えて國際競争に臨み、以て各自の利益を擁護すると共に其の民族的發展を容易ならしめなければならぬ。諸國にして植民政策の根柢をこゝに置くに至りたる以上は植民地を所有するものは益々之を擴張するは勿論本國と植民地との關係をこの趣旨によりて調整し以て其の植民政策の精神を發揚せんとするに至りたるのみならず、其の未だ植民地を有せず、其の之を所有するも其の數等の少きものは銳意之を獲得するが爲に全力を盡すに至つたのである。獨逸の植民地獲得に銳意熱中したるが

如き其の證とすることが出来る。

民族發展の精神により植民地を設置擴大するとせば其の精神を發揚するが爲に植民地を利用しなければならぬ。單に經濟上の見地よりすれば本國は植民地により其の國民經濟を完全にし之を強化しなければならぬ、國民經濟を完全にし之を強化するとは畢竟其の領地内の富源を涵養利用することによりて其の國民の消費する所特に其の生活に必要なものを擧げて其の領地内に生産する所を以て満足し以て外國の供給を仰がざるのみならず其の餘力ある時は其の餘裕ある物資を海外に輸出することによりて其の國際上の地歩を進むることをいふのである。何れの國と雖も其の消費する所を國內に生産し以て外國の供給を仰ぐことなきを希望するのであるが、其の領土が頗る廣くして而かも其の生産力が甚だ大なる國でなければ之を實現することは出来ない、このことも人口が稀薄であり其の消費する所が比較的少き時は之を望み得るにもせよ、人口が増加し其の生活の程度が高くなり其の消費するものが甚だ多くなるに至つては到底之を期待することは出来ない、こゝに於て植民地を設け

て其の欠缺を補はんとするのである。故に植民地の經營は如上の目的に對して行はるべきは勿論である。國民經濟の完全強化とはこの意味でなければならぬ。この意味に於て植民地を利用するには多くは植民地をして先づ本國等の食糧品の供給地ならしむると同時に、本國の工業の原料の供給地たらしむるのである。海外に植民地を領有する強大國は多くは其國經濟が發達して工業國たらざるはない。これ等の國にして其の工業を維持するに足る工業原料にして不足することなければ問題は無いが、多くは其の工業原料に不足するを常とする。勿論其の原料の供給を海外より仰ぐ時は其の欠缺を補ふことを得るには相違ないが、國民經濟の立場よりすれば之を國內に仰ぎ得るに比し遙に劣る。故に國內に之を仰ぎ得ざる時は植民地より供給せしむるの途を講ずることが國民經濟を完全に強化する所以である。更に其國の人口が多くして其國に生産する食糧を以て之を養ふこと能はざる時は、國防上甚だ憂ふべき事態を生ずといはざるを得ない。この場合は其國工業を振興し得ざるに比し遙に憂ふべきことに屬する。故に植民地よりして食糧を供給せしめて以て其の國民經

濟上の欠缺を補填しなければならぬ。換言せば本國は工業國たると同時に植民地を農業國たらしめ、植民地は本國に食糧並に工業原料を供給し以て工業國として發展せしむると同時に植民地は本國より工業品を輸入して以て其の生活の程度を向上せしむべきである。勿論植民地と雖も凡ゆる食糧並に工業の原料を生産することは出来ないにしても、其の自然の生産條件に従ひて成るべく多く且つ廣く食糧並に原料を生産せしむることを得れば夫れ又國民經濟を完全に強化することを得る理である。植民地が其の自然の富源を開拓するには巨額の資本を必要とする。植民地は多くは勞働力が相當豊であるに拘らず、富源を開拓するに必要な資本を缺如するが故に之を行ふことが出来ない。其の結果豊富なる勞働力も十分に之を用ふることが出来ない。従つて之等の勞働者は多くの賃銀を得ること能はずして憐むべき生活を營みつゝある。今若しこゝに十分なる資本を以て富源開拓の業を進むる時はこれ等の窮民は働くべき職を得るに至るのであるから生活に對する希望も生じ新しき榮光を見るこゝとが出来るのである。英國の如きは世界到る所に植民地を領有するのである

から其の植民地の従前よりの生産を行はしむるも妨げないが、其の植民地にし
てしかく四方に散在することがなければ之をして本國の希望する生産に従事
せしむるには其の氣候、土壤等自然の生産條件を案じて其の生産を選ばしめな
ければならない。獨逸の如きは其の植民地を設くるや諸外國に比し甚だ遅れ
従つて其の欲する所に之を設くることが出来なかつたのみならず其の廣さも
亦自ら限定せられてゐたから之を利用する上には實に細心の注意を拂はざる
を得なかつた、かくの如く國によりて植民地の利用につき自ら難易はあるけれ
ども唯漫然として植民地を領有し其の廣大を誇りとするのではない、植民地を
得て其の國民經濟を完全にし之を強化せんとせざるものはない、植民地の富源
は多くは本國の資本を以て開發さるゝのである、本國の資本家も之を利用すべ
き機會がなければ利子は次第に低下せざるを得ないし、従つて其の所得は低減
せざるを得ない、今こゝに新しき植民地を得て其の資本を以て富源開發の途が
開かる時は資本利用の途が生ずるのであつて、これ等資本家の私益の上からい
つても喜ばざるを得ない、獨り資本家の私益の上のみではなくかくすることに

よりて國民經濟が完全となり之を強化することを得れば其の國全體よりいつ
て喜ぶべきである。獨り資本のみではない本國の人口が甚だ多くして、其の一
部分は勞働の機會さへ求むることが出来なかつたならば苦まなければならな
い、然るにこゝに新なる植民地を得てこゝに勞働の機會を得ることが出来れば
人口過剰より生ずる苦痛から免るゝことを得るのみではなく、本國も人口の調
節を得て賃銀も或程度まで高騰するであらうし、勞働者の生活を改善すること
を得るであらう、故にこの見地よりするも植民地の獲得擴張は本國の經濟界に
良好なる影響を及ぼすことを得るであらう。故に本國と植民地とが相倚り相
扶けて經濟ブロックを形成することは經濟上良好なる影響を及ぼすものであ
るといへる。諸國が種々の障害を排除しても植民地を獲得せんとするのは其
所であるといはざるを得ない、これ等は其の良好なる影響の主なるものを列舉
したのであるが、之と同時に其の良好ならざる影響あることを忘れてはならな
い、良好ならざる影響があるからといつて植民地の獲得等を排斥することは妥
當ではない、其の良好ならざる影響は成るべく之を少くするよう努めなければ

ならない。植民地獲得により生ずる悪影響の主なるものを擧ぐると第一には本國と植民地との間の經濟上の摩擦である。植民地は概して土地が廣く地味
が肥沃であるから農業地となすに適するのであるが、勿論これ等の農産物は本
國市場に輸入して賣捌かなければならない而して植民地の農産物は低廉であ
るから勢ひ本國の農産物と競争して之を撃退することになる。本國の農業者は
之が爲に困難せざるを得ない。是れ本國と植民地との經濟上の摩擦の一である
植民地の經濟が發達して其地に工業が興るやうになると、其の工業發達の程度
は尙幼稚であるから本國の進歩せる工業の競争を受けて困難せざるを得ない。
是れ本國と植民地との間に於ける經濟上の摩擦の二である。これ等の摩擦に
對して相當の對策を講ずるに非ざれば植民地を獲得した爲に苦まざるを得な
い結果を見るのである。然し植民地に工業が興るにしても一朝一夕のことで
はなく、徐々に興るのであるから本國の工業の競争を受けて其の振興が阻害せ
らるゝことがあるにしても實は工業の一局部であつて全般ではない。故に植民
地の工業の振興を阻止する部面は限局せられてゐるから其の部局に屬する本

國の工業品の輸入税を起し、其の價格を高くする時は植民地の工業も其の發達
を阻止せらるゝことはあるまい。若し本國の工業品に輸入税を課することが困
難であれば植民地の工業に助長政策を用ひて其の價格を低廉ならしむれば其
の目的を達することを得るであらう。植民地の工業が外國の工業の競争を受け
て發達し難き場合には、外國の競争品に對して相當の輸入税を課すれば其の目
的を達することが出来る。夫れよりは植民地の農業と本國の農業とが摩擦を
生じたる場合は解決に一層困難である。歐洲諸國の植民地は多くは熱帶若く
は亞熱帶地方にありて其の農産物は氣候の關係で、本國に生産する農産物とは
種類を異にするから摩擦を生ずることは少いが、本國と植民地とが其の生産物
を同じうする場合には兩者の間に摩擦を生ぜざるを得ない。而して本國に於け
る農業は概して集約的であるから生産費は比較的高からざるを得ない。反之、
植民地の農業はさまで集約的でない労働者の生活費も低い丈其の賃銀も低廉
である。従つて生産費は本國に比し遙に低い。又本國では一毛作しか收穫する
ことが出来ないのに氣候の關係で二毛作三毛作も收穫することが出来るので

あるから生産費は遙に低廉ならざるを得ない。若し農産物の品質にして甚しく差異がない場合には植民地の農産物の価格は本國の農産物に比し低廉なるは疑ない所である。植民地の農産物をして自由に本國の市場に輸入することを許す場合には本國市場に於て本國の農産物と競争して之を敗るであらう。本國の農業者はさなきだに困難してゐるのが常であるのに植民地の農産物の競争を受けて其の価格が低下するに至れば更に困難せざるを得ない。植民地の農産物にして本國市場以外に販路を求むることを得れば本國市場に其の販路を求め本國の農産物と競争するを必要としないのであるが、植民地の農産物が外國市場に販路を求め得るとは限らないし、よし其の市場に販路を求め得るにもせよ其の市場に於ては他に競争者がないとは限らないから果してよく其の販路を獲得するやば疑問ならざるを得ない。故に其の植民地の産物にして他に競争者なきものがあれば兎に角然らざれば外國に販路を求めるとは本國市場で販路を求めるのが得策であるに相違ない。かゝる場合には本國の農業の打撃となるにもせよ、本國と植民地とは別個のものとならずして一經濟圏とすれば本

國は工業地として發達し、植民地は農業地として發達し、彼我産物を交換する時はこゝに前よりは遙に經濟力の強大なる國を形成し得るに相違ない。この際生ずる經濟の變化と之に伴ふ損害は政府は適當の方法によりて救済するより外に途はない。

要するに植民政策は本國政府が植民地に對する統治政策でありとすれば其の政策の精神態様が時代其他の環境により異なるにもせよ、植民地をして其の國民經濟の一構成分子として國民經濟の維持發達の爲に役立たせんとする政策であることは疑なき所である。而して今日まで實際に行はれたる植民政策を觀るに植民地に對して統治權を行ふものは歐洲諸國であり之によりて統治せらるゝものは歐洲以外の有色人種である。従つて植民政策は歐洲諸國の有色人種に對する植民政策である。歐洲諸國がこれ等の有色人種に對し或は文明の普及の爲にこれ等のものを導いて以て其の生活の向上を期待するのであると稱し或は真正なる宗教を宣布して以て其の幸福を上進するのであると稱し其他種々の美辭嘉言を並べて其のなす所を辨解するのであるが、これ等は冷靜に研

究すれば口實に過ぎないので、要は歐洲植民國が有色人種を如何に統治し之をして植民國の希望する所を達成せしめんとするに外ならない。従つて諸國の植民政策を見るに初めは極めて露骨であつてこれ等被統治人民を搾取して本國の利益を獲得せんとし、若し之に従はざるものあれば有ゆる手段を以て虐待酷使し其の生命を絶ち其の財産を奪ひ假藉する所がなかつたのである。植民の歴史はこれ等の虐待暴行の歴史である。歐洲人が之に對し如何なる説明をなすとも之を蔽ひ難いのである。其の有色人種にして文化が低く、無智蒙昧であつたにしろ白哲人種の暴行に對し極度に從順であり得ない、時に或は植民國に對し反抗の態度を執るに相違ないからこの手段によりて被治者を統治すること難きを悟らざるを得ない、而のみならず植民國は獨り其國のみであり他に競争すべきものがなかつたならば、其の被治者である有色人種に對し如何なる虐待を敢てするも顧みないであらうが、植民國は獨り其國のみではなく他に競争すべきものが少くはないから、これ等に對し其の國民經濟を維持し、更に之を擴大するが爲には徒らに被治者に對し虐待暴行をなすことは出來ない、之を懷從し

馴致し以て我國民經濟を強化しなければならぬ、之が爲に適當なる政策を行はなければならぬ、植民政策の内容が時と共に變化するに至つたのは之が爲である、然し其のなす所を見るに其の精神に於て舊時代と毫も異なるものではない、有色人種をして眞に其の幸福を享受せしめんとするのではなく、文明の光被を受けしめんとするでもない、唯其の植民國の利益を進めんとするに外ならない、唯其の利益を進むるに緩急遲速があるに過ぎない、其の植民政策を以て正義に合致し道徳に順應するものなりといはゞ天下之より誤れるはない。従つて今日に於ては一方歐洲白哲人種のみが植民國として跋扈するのではなく、被治者である有色人種も時と共に政治を解するに至つたから植民國の植民政策も次第に變化するであらう、然し其の眞髓とする所はさまざま變化するものではない、若し植民國の利己的政策を排斥せんとすれば蓋し植民政策を是認するとは出來まい、植民政策は畢竟植民國の利己的政策に外ならない、我國の植民政策を講ずるに當つても我國が植民地に對し、我國の利益の爲に如何なる政策を行ふべきかを講ぜざるを得ない、我國としては我國民經濟を維持し擴大する上

に必要であるからである。然し我國が植民政策を講ずるに當りては歐米諸國が行ひたる所とは自ら精神を異にしなければならぬ。利己的政策に終始すべきではない。一言にしていへば共存共榮の精神を以て之に當らなければならぬ。このことは決して我民族の發展に妨害をなすものではないと信ずる。この精神にして眞に我國植民政策の精神とすべきものとすれば、植民問題の解決に對しては從來諸國のなす所とは自ら異らざるを得ない。諸國のなす所は已に試験濟であり我國の爲さんとする所は未だ試験濟ではない。然し其の成果については略之を豫想し得べきである。

第四章 移民問題

七 移民問題の重要

植民に類似するものに移民がある。植民問題が近代國家にとりて重要なが如く、移民問題も亦近代國家にとりて重要な問題である。移民は植民と異り國民の一部分が本國を離れて他國の主權の下に赴くことをいふ。國民の一部分が本國を去ることは植民と異なる所はないが、前にも陳ぶる如く植民は本國の主權の下で新國家を形成することであり、移民は其の本國の主權を離れて已に他國の主權の行はるゝ土地に赴くことをいふのである。古昔は國民の一部が本國の主權の下に生活するを喜ばず、他國の主權の下に奔るのは概ね政治若くは宗教の原因に基くものであつて、本國主權の下に於ては政治上政府の壓迫甚しく到底之に堪え得ないが爲に其地を棄て、他國の主權の下に奔り以て政治上の壓迫より免れんとしたるか若くは宗教上本國々教と異なる信教を懷き國教を奉ずるを肯んぜず、爲に國教々徒より甚しき迫害を受け到底之に堪ゆるこ

義移民の意

と能はず、本國を離れて他國の主權の下に奔り以て其の奉ずる宗教を守らんとするのであつた。されば本國はこれ等移民を禁止するは勿論、禁を犯して他國に奔りたるものにして爲に如何なる困難に會するも自ら招きたる禍であるとして之を救済しなかつた。然るに諸國では文明の進むに従ひ政治竝に宗教上の禁を解き、國民をして其の自由を許すに至りたるを以て其の理由により他國に移住するものなきに至つた、而かも移民の數は減ずる所か頗る増加するに至つた、其の理由は本國に止るよりは他國に到り、生活の途を求むる方が遙に利益ありと思ふからである。換言すれば主として經濟上の理由に基くのである。更に經濟史の教ゆる所によれば、十九世紀に入りてより移民が激増したる原因の主なるものを擧ぐれば、

(一) 諸國が商業竝に移民に關し法律上の束縛を廢したること 商業に關する束縛を廢したることは暫く置き、移民の束縛を廢するに至つたのは上にも陳ぶる如く、政治宗教上の原因よりして移住するものなきに至りたるを以て之を禁壓するの必要なく、他國に移住せんとするものがあれば、之を禁遏するよりは

寧ろ之をして其の志す所に赴かしめ、其の志を達せしむるを以て其者にとりても國家にとりても寧ろ利益なりとし、其の禁を解きたるのみならず、これ等移民をして其の希望を達せしむるが爲に海運業者等を取締りて不當の迫害をなさしめざるやうになすに至つた、其の禁が解くに從ひ海外に移住せんとするものが益々増加するに至りたるは當然である。

(二) スペイン、ポルトガル等の中米竝に南米の植民地が獨立して歐洲よりの移民を歓迎したこと 中米竝に南米に於けるスペイン等の植民地が本國の壓政に堪えずして獨立するに至りたるも人口稀薄であつて其地の富源を開發することが不能であつたから歐洲よりの移住を歓迎して之をして其の希望を達せしめんとするに至つた爲に自然移民の數が激増するに至つたのである。

(三) 歐洲の商業交通の範圍が擴張したると共に定期航海制度竝に蒸汽船制度が起りし爲め航海を容易ならしめしのみならず其の結果として旅費を減少するに至りたること。

(四) 外國に於ける生活状態が大に知れ互るゝに至りしことたとひ海外の生

活が有利でありとするも其の状態が明でなければ故國を棄て、海外に移住するもの少かるべきも其の事情が知れ互るに至るや大に移住するに至つた。

(五) 移入國に於ては移民に對し土地を與へ又は旅費の一部分を支給して之を保護したるのみならず、植民會社又は移民會社が之に對し種々の便宜を與へたこと。

等を擧ぐる事が出来る。

移入國と
移出國と

兎に角移民は今日の世界經濟の顯然たる一大事實である。諸國が本問題に對し一大關心を寄するは其所である。諸國が本問題に對し大關心を寄するとはいひ條、伊太利、瑞典の如く移民を盛に移出する國と北米合衆國の如く移民を盛に移入する國とは自ら異らざるを得ないのである。我國の如きはいふまでもなく移出國であつて其の利害は北米合衆國等とは全く異らざるを得ない。移出國よりいへば世界到る所未開不毛の土地あり之に植民地を設けることが比較的容易であつた時代には特に他の主權の行はるゝ土地に移住する必要はなく、其の動機の如何を問はず本國を離れて新天地に運命を開拓せんとする者

契約移民
と自由移民

は新しき土地を求めて植民地を開いたのであるが、諸國が頻りに植民地を開くに及びて新に植民地を開くこと容易でなく後章説明するが如く植民會社等の力によりて之を開かんとしても容易に其の目的を達すること能はざるに至りては本國を離れて新運命を開拓せんとするものは他國の主權の下に奔らざるを得ない、移民の目的とする土地は概ね自然の富源豊であつて而かも之を開拓すべき人民少く従つて之を開拓すべきものを歡待する土地である。否、これ等の國の政府は其地の富源を開拓せしむるが爲に他國の移民を歡迎するのである、而して其の他國の移民を招致する方法に二種ありて移民に自ら二種の別を生ずるに至つた。一は契約移民であり一は自由移民である。契約移民とは移民が未だ移出國を出發せざる前に移入國の資本家との間に契約を結び一定の期限一定の條件の下に移入國に於て労働すべきことを約し多くは其の資本家より旅費等を給與せられて移住するものであり、反之、自由移民は移民が移出國を出發せざる前は其の雇傭者はなく全く自由であり、自力を以て移入國に入りてより適當なる雇傭者を求めて其の下に一定の期限一定の條件によりて労働

せんとするものである。移民にして雇傭者もなく獨力にて移入國に於て開拓等に従事し以て其の運命を開くを得れば雇傭者の下に勞働するに比し遙に優るには相違ないが、このこと決して容易ではない、移入國の政府も之に對して歡迎するとは限らない、其の開拓によりて生ずる利益は移入者の手に入るのみならず、これ等の移入者の數にして多き時は自然其地に於て移出國の勢力が増大し政治上社會上由々しき結果を生ずるからである。よし移入國の政府が移入者の活動に對し何等の制限を加へずとも、開拓等の事業には相當の資本を必要とするを以て移民の力にては之をなすことは容易ではないから多くは移入國の資本家の雇傭に應じて其の運命の一步を開くのであり、幸に其の土地の事情に通じ相當の資本と信用とを得るに及びて獨力にて其の事業を行はんとするものが多い。移民の數が多くない間は之を移出する國にとりても之を移入する國にとりても影響する所が少いが、其の數が多くなるに従ひ移出國にとりても移入國にとりても其の影響する所甚だ多からざるを得ない。冷靜にいへば其の影響は移出國よりも移入國に甚しからざるを得ない、何者、移出國よりいへ

移出國よ
り見たる
移民

ば移民は國民の一部分の海外進出であるから失ふよりも寧ろ得る所が多いが、移入國よりいへば移民は其國社會に少からず影響を及ぼすものであるから重視しなければならぬ。今少しく兩國國民の影響について検討して見よう。

移民の移出國の國民經濟に及ぼす影響につきても人によりて説を同じうしない。

(一) 之を賛するものは人口過剰を緩和する點より見て賛成するのである。曰く移民は本國の過剰の人口を比較的人口的稀薄なる國に移すのであるから移住するものにとりては比較的優良なる土地に於て其の運命を開拓することになるから其の志を達する所以であり、其國にとりては人口過剰に伴ふ弊害を避け以て人口問題を解決する上に一步を進めたことになるので慶ばなければならぬ。其國が既に人口過剰の爲に苦しみ人口を減ずるに非ざれば其の苦痛を緩和することが出来ない場合には其國人口の一部分が海外に出づることとは其の移民が如何なる運命に遭遇するを問はず移出國として慶ばなければならぬが、如何なる場合にも移民は移出國にとりて良好なる結果を生ずるも

のとはいへない。若し其國にして開拓すべき産業があり之が開拓者を必要とするに當り國民の一部分をして海外に移住せしめ其の移入國の富源を開拓せしむるはたとひ移住者にとりて希望を達成せしむるものとはいへ、移出國の國民經濟より見て決して慶ぶべきことではない。尤もかゝる場合には國內にあつても志を伸べる事が出来ようから特に移入國の事情が移民にとりて有利でない限りは多く移住するものはあるまい、従つて移出國の産業の發達が移民の爲に妨げらるゝことはあるまいが、移入國の事情が移出國に比して有利であつたならばかゝる事態を生じないとは限らない、故に移民は如何なる場合にも移出國にとりて良好なる結果を生ずとは限らない。假りに國民經濟の立場を離れて移民個人の立場のみよりするも、論者のいふ移民は移住を喜び其の移住によりて其の經濟上、社會上の位置を向上するを得るのは移民がよく移入國の事情を知悉し進んで之に移住せんことを希望する場合であつて移民の中には往々移入國の事情を知らず、若くは誤り信じて移住し其の誤謬を知るに及びて失望するもの少しとしない、故に移民は常に其の希望を達成するものとして慶

ぶものではない。現に盛に米國に移民を移出する伊太利にては其の希望者に移入國の事情を知らしむるを必要なりとして種々の方法によりて之を知らしむる途を講じつゝある、是れ移民の凡てが移住によりて幸福を獲得し得るものでないことを證するに足る。論者は移民は人口問題を解決する上に一步を進むるものであると、果して然るか人口問題を解決するに足る程度に於て移民が出づるには相當多數でなければならぬ、然し何れの國を見ても移民の数はさまで多くはない我國の調査によるも其の最も多く移住したる年にも其數三萬人を超えない、而かも之等の移民は永久に海外にあるものではない、若干年の後には再び本國に歸り來るのである。して見れば年々多數の出産ある國にとりてかゝる移民が海外に出づればとて到底人口問題を解決し得るものではない、ルロア・ポリーニが移民を論じて移民は恰も人體にとりて鼻血の如きものである、之によりて人體の血液の調節をなすこと能はざる如く移民によりて人口問題を解決することを得ないと論じて妙なりといはざるを得ない。假りに一步を譲りて移民の數が比較的多數に上りたりとすれば移出國にとりては由々

しき大事であるといはざるを得ない。移民の多数は壯丁生産階級に属するものであるから、本國にあるも相當に産業に従事することを得るものである。これ等のものをして海外に出で他國の産業の開拓に従事せしむるが如きは移出國にとりて大損害であるといはざるを得ない。上にも陳ぶる如く移民の数は事實上かくの如く多数のものではないから實際に於て移出國の經濟發達にさまで害を及ぼすものではない。

以上陳べたる所を以てするも移民は人口問題の解決を助くるものと思ふは誇張の言であつてかくの如き効果のあることはない。之と同じく移民は其國の生産階級の數を減少し爲に其國の經濟發達を阻害するものとなすも亦同じく誇張の言である。移民は勿論或程度まで移出國の經濟に影響を及ぼすものであるにもせよ其の影響はさまで大であることはない。然らば諸國が近年移民に對して寧ろ獎勵の態度を採る所以のものは如何なる理由によるかといふに國民が其の運命を開拓するに本國に止るよりは海外に出でて其の欲する所に從つて運命を開拓せんとするものがある。これ等のものをして本國に止め置きて

其の希望を伸ばしめないのは決して得策ではない。これ等のものを助けて其の志を伸ばしむるのが國民經濟より見るも喜ぶべきことであるに相違ないからである。但しこれ等のものをして移住の決心をなさしむるには移入國の事情に通じた上でなければならぬ。然らざればこれ等のものをして失望せしむるに至るであらう。故に諸國は移入國の事情を調査して移民をして失望せしめざるやう努めつゝある所以である。

(二) 移民を賛する者の中移民が本國になす送金に重きを置くものがある。曰くこれ等の移民にして本國に止る時は我國は外國より金銀貨幣を得ること能はないが移民として海外に活動する結果其の收入の一部を送金し來るのである。其の我國富を増加することは少くはない。我が金銀貨幣を増加する途は我國に於ける金銀を産出するを除きては外國貿易により輸出をして輸入に超過せしむるか、貿易以外の國際貸借に於て受取勘定をして支拂勘定に超過せしむるより外に途がないのであるが移民の海外よりの送金は受取勘定の中相當の部分となすものである。この意味に於て移民の送金は我國富に貢獻するこ

と大なりといはなければならぬ。この説は金銀の輸出入に最も重きを置くものであるが、其の考へ方は重商主義の誤謬に陥れるものといはなければならぬ。假りに一步を譲り金銀の數量によりて其の國富を測定し得べきものとするも移民の送金額のみを見て直ちに其れ丈國富を増加したものとなすことは出来ぬ。何者、移民が海外に渡航するに當りて空拳以て海外に出づるものはない相當金銀貨幣を携行するものである。其の携行する金額は契約移民では比較的少いが、自由移民では移入國に入りてから其の雇傭主を得るまでは自ら生活しなければならぬから之に必要な金額を携行しなければならぬ。これ等の金額は我國よりいへば國富を喪失したものといはなければならぬ。従つて我國富の増減を計るに當つては其の送金の中より渡航の際携行したる金銀貨幣を控除しなければならぬ。其の携行する金銀貨幣は統計に表はれないものであるが之を計算に入れなければならぬ。更に移民は毎年必ず相當の送金をなすものなりやといふに決して然らず、移民は渡航の初めには故郷忘じ難く其の収入の一部を割きて之を送金するのであるが、年月を経るに従ひ故郷を

思ふの念も次第に薄らぐと同時に其地に止ること永くなるに伴ひ其の失費も次第に増加し、本國に送金する金額は次第に減少するを常とする。故に移民の送金の國富に貢献するのは渡航の初めのみで其他は極めて少しといはなければならぬ。其の渡航當初の送金も携行する金員を控除する時は其額はさまざま多きものではない故に其國に於ける金銀の増減に重きを置くも其の價值はさまざま大なるものではない。時に其の送金のあるのは移民が相當成功した場合であつて然らざる時は送金すること能はないし場合によりては却つて生活するが爲に本國より送金せしむるものを生ずるに至るのである。由是觀之、論者の中には移民の送金に重きを置いてゐるものがあるが冷靜に考へる時は之を以て移民の價值を測定することは出来ぬと信ずる。

(三) 移民を賛する論者の中には其の本國の貨銀に及ぼす影響に重きを置くものがある。曰く移民は本國の貨銀の低下を抑制し農村の疲弊を救済する力があるが故に本國の經濟にとりて良好なる影響ありと。この説はいふまでもなく移民の數が相當多數に上り移出國の經濟に相當の影響あるべきを前提とす

るものである。移出國に人口過剰の結果賃銀が低下する傾向ある場合に多数の移出民あれば賃銀低下の勢を阻止し爲に農村にも良好の影響あるは疑を容れざる所であるが、移民の数が相当多数に上らざれば之を期待することは出来ない、諸國の實際に徴するに移民の数は到底多数に上るものでないから論者の期待するが如き影響を及ぼすものではない。故に之を重視することは出来ない。

(四) 以上の諸説は移民が移出國の經濟に良好なる影響を及ぼすべきことを高調するものであるが之と反對に移出國の經濟に悪影響を及ぼす可きことを主張するものがある。移民は其國生産階級の精銳をして外國に奔らしむるものであるから移出國よりいへば勞働力の一部を喪失したものだといはなければならぬ、之に相當の制限を加へなければならぬといふのである。獨逸の統計學者エンゲルの如きは其國生産に貢獻する一人の金額は一年間に男は七百五十「ターレル」女は五百「ターレル」であるから若し獨逸が毎年十萬人の移民を出すとせば移民の中には女子小兒も含むが故に之を斟酌して計算する時は獨逸

は毎年一億五千萬「マーク」を失ひつゝありといはなければならぬ國民經濟より見て之を輕視することは出来ないといふ主張する。この見解も亦極端説といはなければならぬ。この説は本國にあるものは本國の生産に貢獻する所があるが、海外に移住する時は移入國の生産には貢獻するが、移出國の生産に貢獻することなきを前提として説をなしたのである。移出國にあるものは悉く生産に貢獻するものなりやといふに必しも然らず、又海外に移住する時は絶対に移出國の生産に貢獻せざるやといふに必しも然らざるではない、假りに海外に移住する間は移出國の生産に貢獻しないとすると再び歸國する曉には生産に貢獻することあるべきである、故に移民は其れ丈本國の生産力を喪失するものであるとなすは極端であるといはざるを得ない、假りに移民は其れ丈移出國の生産力を喪失するものなりとするも其の移民の數にして甚だ多ければ移出國にとりて重大事であるが、其の數多からざれば其國經濟にとりて重視する程のものである。故にこの論の如きは極端論といはざるを得ない。

以上移民の移出國經濟に及ぼす影響につきて賛否兩論はあるにもせよ其の

重大なる影響のあるのは移民の数が相當多數に上りたる場合である。然るに諸國の實數より推すに移民の數は頗る少數であるから其の影響を重視することは出来ない。唯前にも陳ぶる如く移民にして眞に移入國の實情を知り其地に於て好む所に従事し以て其の希望を達せんとするものには之をして其の志を伸べしむるのが利益であるに相違ない。特に注意すべき悪影響はない。若し移民にして移入國に止ることを欲せざる場合には移出國に復歸せしむれば宜しいのである。して見れば移民は移出國にとりてはさまざま重視すべきものではない。反之移民は移入國にとりては移出國に比し遙に重大なる關係を有するものである。之を輕視することは出来ない。

(一) 移入國にして自然富源多く之を開拓するに多くの勞働力を必要とするに當り其國人口が比較的稀薄であつて必要なる勞働力を缺く時、其國人口にして不足を告げざるにもせよ富源を開拓すべき能力乏しき場合には他國より移民を招き其の缺乏を補はなければならぬ。然らざれば其國自然の富源も用をなさないことになる。この意味に於て移民は其國經濟にとりては重大なる

移民と移入國

關係を有するのである。米國に於ける歐洲諸國の植民地に於て其の富源を開拓せしむる爲に争うて移民を歓迎したのは之が爲である。但し、移入國にして人口多く自然富源を開拓するに勞働力に不足を告ぐることなき場合には移民を歓迎する必要はない理である。

(二) 移入國の賃銀を低下し勞働條件を下降す。移民は原則として文化の低く従つて生活の程度の劣悪なる國より來住するものであるから、移入國に於ける勞働者は其の競争を受けて賃銀を低下せざるを得ない。雇傭者である資本家よりいへば成るべく賃銀の低きことを希望するから勢ひこれ等移民を歓迎する傾向がある。其の移民にして生産等につきて優秀であれば益々之を歓迎するに相違ない。之と競争の位置にある移入國の勞働者は移民と對抗し賃銀を低下し勞働條件を悪化せざるを得ない。従つてこれ等の勞働者の利益を代表する勞働組合の如きは移民に對し反對の態度を持し之を苦しめんとするは我國の移民が米國に於て勞働組合の壓迫を受け移民の制限を忍ばなければならぬ事情に徴するも其の消息を知ることが出来る。資本金側よりいへば移民を喜

ぶのであるが、労働者は多数であるから政治家は労働者の關心を得るが爲に労働者に與して移民反對の運動を起すのである。其のことの合理なりや否やは別として利害の點よりすればかゝる事態のあるは其所であるといはざるを得ない。

(三) 移民は移入國の社會生活を紊亂する虞がある。何れの國も其の國民は或程度の社會生活を營みつゝあるものである。其國の民度即ち是れである。其の民度の高低は暫く措き其國としては之を維持せんと欲するのである。この際其國にして經濟上の必要よりして他國より移民を來住せしむるも其の移民の生活の程度頗る低く奴隸に均しきものであれば之によりて其國の民度を攪亂せらるゝことがないが其の移民の生活の程度しかく低からず其國の生活程度と甚しき差異がなかつた時には其國の民度は爲に攪亂せらるゝことなしとしない、時に移民の本國にして相當強力であつて敢て譲らなかつた場合には移民は容易に移入國の生活と融和することなきが故に其國の民度は益々攪亂せらるゝに至るのである。移民の數にして少き時は其國民度を攪亂すること

少いが移民の數が多い時は自ら別社會を形成する傾向があるから移入國は從來の民度を保持する上に困難を感ぜざるを得ない、移民を以て民度の破壊者として之を排斥せんとするに至るは多くの國に於て目撃する所である。

(四) 移入國にとりて移民の最も恐るべきは移民が團結して一社會を形成することであるいふまでもなく國家として最も望ましいことは之を構成するものが一致團結して融和することである。然るに其の國家内に特殊の一社會が形成せられて國家の統制に服せざるものある時は國家内の融和が破れざるを得ない、このこと政治上最も危険であるといはざるを得ない、民度の攪亂に比し更に憂ふ可きことに屬す。移民にして特殊の社會を形成する時はこの危険を醸成する虞れ頗る大である。移民の來住の初めに於ては其數も少いから在來の住民に對し特殊の位置を有つことを得ないが、其數が増加し其地に居住すること久しきに從ひ自然勢力を得て一社會を形成するに至るのであつて其れ以外のものが之を壓迫しようとするれば之に對抗する丈の力を必要とする、特に其の背後にある移出國にして相當勢力ある時は移民の團結も亦相當強力にして

其れ以外のもの、壓迫に對して對抗することを得るのである。移民の團結が其れ以外のもの、壓迫に對抗するには相當の理由あるには相違ないが、移入國としては國中にこの種の争が起りて其の平和を害することは政治上由々しきことといはざるを得ない。我國の移民を論ずるもの、中には我國が植民地を設けんとするも先進國は既に植民地として適當なる土地は之を占有して植民地を開き他國の來ることを許さないから我國にして植民地を設けんとするれば植民地としては甚だ不適當なる土地を以て満足しなければならぬ、我國にして之を欲せざらんか適當なる土地に移民を送るより外に途はない、其の移民にして漸次勢力を得るに至らば其地に鞏固なる社會を開きて之を事實上植民地となすを以て可とする、換言すれば移民をして植民となすのであると、其の説く所甚だ壯なりと雖も之にては移入國の主權を無視するものであつて移民にしてかくの如き非望を懷き機會ある毎に其の非望を成就せんとする時は、之を統治する移入國としてはいつかは其の社會の分裂を見なければならぬのであるから頗る危険であるといはなければならぬ、移入國としては之を放置する譯

には行かない、如何なる犠牲を拂ひてもこの種の危険分子を一掃しなければならぬ。

以上舉ぐる諸項目丈でも移入國にとりては移入が相當の危険を包藏するものなることを知ることが出来る。其國にして自然富源が多く他國よりの勞働力を藉りても之を開拓する必要ある時は兎に角既に一國家として相當の發達をなしたる以上たとひ其の産業を發達することは其國にとりて重要でありとはいへ其の國家を危殆に陥れるが如きは極力防止しなければならぬ、故に移民問題は移出國に比し移入國にとりて頗る重要な問題といはざるを得ない、移出國の立場よりして移入國のなすことを批判することは出来ない、須く移入國の立場に立ちて之を批判しなければならぬ。

移入國にして既に其の社會事情が他國よりの移民を迎える可き必要が消滅した場合に一切の移民を禁止することは蓋し已むを得ないが、苟くも尙他國の移民を迎え入るべき必要ある場合に當りて移入すべき國民の間に差別を設けることは其の社會を發達せしむる上に賢明の策であるかは疑はざるを得ない

移民を送るものよりすればかゝる差別待遇を喜ぶべき理はない、其の結果は之等の國の間に紛争が斷えずして其國の平和を紊すことになる、故に移民の來住を許す以上は移出國の間に差別を設く可きものではない、我國で移民の待遇に差別のあるを攻撃するは其所である。かくいへばとて移入國は移民に對し何等の制限を設けてはならぬといふのではない、移入國としては其國の存立上或制限を設けるは已むを得ない但し其の制限は普遍的であつて人種の別等の理由によりて其の待遇を異にしてはならないといふのである。尙移入國は主權國であるから國家の存立上移民に對して或程度まで行動を制限するは已むを得ないが、今日では四海平等の原則が行はれてゐるから移民に對し恰も禽獸の如く常識を離れて其の行動を束縛するが如きは許す可らざることである。これ今日の政治道徳よりいふも多言を要しないことである。移入國の移民に對する待遇は以上陳ぶる原則に止めて置いて移出國の移民政策につきて少しく説明を加へて置かうと思ふ。我國はいふまでもなく移出國であつて移入國ではない、我國に對して外國から移民の來住するものは殆んどないからこれ等の

來住者に對して如何なる政策を行ふべきかは、殆んど問題にならないから之を論ずるよりも移出國として海外に移出するものに對して如何なる政策を行ふべきかは實際の問題として適切であるからである。

移民の移出國の經濟にとりて一派の論者のいふが如く價値のなきことは上に陳べた所である。従つて萬難を排しても盛に移民を海外に送出すべきものではない、さり乍ら上にも陳ぶる如く國民中海外に出でて其の運命を聞かんとするものがあつた時には、之を助けて其の志を伸べしむるは其國として當然になすべきことであるに相違ない。この見地により移出國の移民に對して執るべき政策は主として左の二點に存するものゝやうである。

(一) 移民たらんとする者をして正確に海外の事情を知らしめ以て誤解等に基き海外に出て豫期に反して失望せしめざることを。

(二) 移民取扱人に對し相當の取締をなし以て移民を苦むることなからしむると同時に移入國政府に對し移民の正當の權利利益を擁護せしむることは是れである。

(一) 移民たらんとする者をして海外の事情を知り以て移住の決心をなさしむべきは勿論であるがこのことにつき移出國の中最も力を注ぎつゝあるは伊太利であつて諸國の範をなすものである。伊太利では毎年多數の移民が海外に出づるのであつて而かも最も移出する目的地は米大陸である。同大陸に於て適當の位置を得らるべきことを信ずるからである。伊太利にはデニノア市に移民情報局あり伊太利移民の多く渡航する地方の經濟社會事情を調査し同地方の勞働の需給、賃銀、生活費、地價、交通の便否、法制等移民の知らんと欲する事項につき信賴するに足る材料を集め之を問合す者あれば通知す、又移民の多く出づる地方には僧侶、學校教員、醫師等より成立する移民委員會を設け移民情報局と協力して海外に出でんとするものに對し必要なる忠告を與へ之をして濫りに海外に出で以て不測の損失を招くことなからしむるのである。伊太利の移民は必しも比較的永き期間に互りて移住せんとするものゝみならず、農耕期に渡航し勞働に従事し、收穫を了る時は相當の收入を得て歸來するものも少くはない、従つて年々變化する目的地の事情を斟酌して渡航すべきや否やを決定

せしむるのである。伊太利は獨りこの種の施設を以て満足することなく、更に積極的に移民の爲に渡航すべき地方を指示し以て目的地を誤ることなからしむると同時に將來に於ける移民地を形成せんことを期待しつゝあるのである。移民の爲に盡すこと大なることを知るべし、移民の中には農耕期をトして目的地に渡り勞働し相當の收入を得るも歸途繁華の都市に出づる時は其の華奢の生活等を見て折角得たる收入を蕩盡して郷里に歸來するもの少からざるを以てこれ等の移民をして全く都會等に接觸せしめず以て入手したる收入は其儘故郷に携行せしめんが爲に獨逸の如きは漢堡の郊外に移民宿泊所を設け、東獨逸等の農村にて募集したる移民を其儘該移民宿泊所に監禁し直ちに船舶にて米國に送り、紐育郊外の移民宿泊所に滞在せしめ其の土地より直接に勞働をなす農村に送致し、收穫を畢え相當の收入を得たる時は往路と同じく移民宿泊所と船舶と汽車とにより全然中間の都會に接觸せしめず故郷に歸らしむるのである、故郷に歸りてより其の收入を消費するとも途上に之を消費するに比し遙に優れりとなすのである。移民をかくの如く取扱ふことが賢明なりや否やは

別問題として移出國がこれ等の施設を見るも其意を致すことの少からざるを知ることが出来る。

(二) 移出國は移民取扱人竝に移民を輸送する汽船會社に對し嚴密なる取締規則を設け渡航中移民に對し相當の待遇をなし以て其の健康を害することなからしむるは勿論移民の自由を拘束し又は之を欺いて損失を被らしめざるを期すのである。若し移民中移民取扱人等より損失を被りたるものあれば之を辨濟せしむるのである。

諸國は古昔移民を以て其國の利益を害するものとなし之を禁遏した、會々其の禁を犯して渡航するものあれば、途上害を被るも之に對して救濟することはなかつた。政府の方針にしてかくの如きが故に之に乗じて汽船會社等は移民に對して殘忍の行爲を肯てして怪まなかつた。十九世紀の初めに至り諸國の移民に對し態度を改むるや先づ移民取扱人、汽船會社を取締るを以て最も急務なりとし之が取締制度を設くるに至つた。最初の制度は粗雜のものであつたが年を経るに従ひ其の規則も次第に精密なるに至つた。移民取扱人は畢竟移民に

對し相當の世話をすることによりて正當の報酬を得んとするものであるから、これ等のものにして相當の世話をする以上は其れ以上を望むことは出来ない。唯不誠實に對して之を取締るに過ぎない。移民が爲に損害を受くるからである。汽船會社に對する取締も趣旨に於て異なる所がないのである。

我國は今日までの所にては移民の移出國であつて移入國ではない、従つて移民政策も移民移出を中心とするものであつて、其の移入を中心とするものではない。移民の移出政策につき少しく予輩の見る所を略述して移民問題に關する解説を了らんとする。

移民の國民經濟上の價值は上に陳ぶる如く大なるものではないから我國としては移民の移出に對して大に熱心なるべきものではない。一派の論者の如く移民を以て植民に對する前階段の如く考へ之を盛に移出し置き移入國に於て新社會を形成せしめ時を經機會を見て政治上移入國より獨立せしめ以て我國の植民地たらしむ如きは實に移入國の治安を攪亂するものであつて決して稱すべきことではない。移入國としてはこの種の野望を抱懷せる移民に對し極力

取締をなすべきは當然であり、之が爲に我國は移入國と事を構える如きは道德上決して稱すべきことではなく、無人未開の土地で他の國と争ひつゝ、植民地を形成するとは同一の談ではないと信ずる。かゝる場合に我國が他國と争をなすは決して不道德でないと信ずるけれども、移民として他國に移入し乍ら機會を見て獨立して植民となるが如きは不道德といはなければならぬし、従つて移入國が其の國民經濟を守るが爲に如何なる壓迫を移民の上に加へた所で我國は之に對して不平を唱ふべき理由がないと信ずる。故に我國としては力を盡して移民を奨励すべきものではない、但し海外に於て他の主權の下に於て之に絶對に服従し乍ら其の運命を開拓せんとするものある時は、我國としては決して大に慶ぶべきことではないが、之をして其の志を伸べしむることを禁遏すべきことではないと信ずる。従つて諸國のなす如く之等のものに對して移入國の事情を知らしめ以て其の決心をなすの參考資料たらしむると同時に移民周旋人又は汽船會社を取締りて之をして移民に對し不測の損失を被らしめざることを努めなければならぬ。若しこれ等の移民にして移入國に於て不當に

壓迫を被らなければならぬ場合には移出國として其の壓迫に對して移民を衛することは當然のことである。不當の壓迫といふのは蓋し同じく同國に移入する他國がありて移入國としてはこれ等國籍を同じうせざる移民に對して平等に待遇しなければならぬ筈であるのに、一方の國に對しては厚遇をなすに拘らず我國よりの移民に對しては虐待をなし我移民をして安心して生活すること能はざらしむるが如きは理に於て不當の壓迫であると稱することが出来る。と信ずる。かくの如き場合には移出國としては平等の待遇を主張することが出来る。と信ずる。さり乍ら其國の治安を確保するが爲に移出國の如何を問はず平等に移民を禁止し、若くは相當の取締をなすが如きは移入國の存在を維持し其の治安を確保するが爲になすことであつて之に對して抗議することは出来ない。と信ずる。其の眞意は我國の移民を排斥するにあるに拘らず表面の理由として其國の存在を維持し其の治安を確保するが如きは勿論許す可きことではないが、之を識別することは決して容易ではないが事實問題としては公平に之を識別して適當なる措置をしなければならぬと信ずる。故に我國

として海外に雄飛せんとするには移民を表面にして其實植民せんとするが如き狡猾なる政策を用ふることなく堂々として植民に力を致し、之に伴ふ困難はあくまで之を排除すべきであると信ずるのである。勿論其の困難は時としては頗る軽くはないにもせよ、之は生存上の競争であつて已むを得ざることでありと信ずる。予輩の移民問題に對する感想は如上陳ぶるが如くである。

第五章 植民地の獲得

八 植民地の獲得

植民地の獲得

植民地の獲得といつた所で從來の植民地は概ね歐洲人が歐洲以外の土地で種々の口實の下に之を植民地となしたもので無主の土地は勿論たとひ既に先住者がありて其の土地を領有した所でこれ等の先住者は概ね無智蒙昧の者であり、未だ國家の形態を成すに至らず其の武力といつた所で到底文明國人と匹敵し得べきものではない従つてこれ等の土地は事實詐術によりて文明人の獲得したる所であるか若くは武力により占有せられたものである。之を正義の觀念より見て之を肯定し得べきものではない。然るに從來之を非難するものがないのは植民の歴史を記述するものは歐洲の學者であつて世界は歐洲自哲人によりて支配せらるべきものであるとの先入觀に基くが故に歐洲以外の者に對して如何なる横暴なる行爲をなした所で不正ではないと考へ、これ等の歐洲以外の人民にして歐洲文明國により支配せらるゝに至らば文明の進展であ

り土著民にとりても幸福の増進であると考へたのである。少しもこれ等の土著人民の立場に立ちて考察したことはないのである。従つて従來の植民の歴史は歐洲人の殘虐の歴史であり蠶食の記録である。若し問題を生ずることあらばこれ土地に於て二國以上の歐洲人が其の利權を争ひたる場合に過ぎない。これ等歐洲國にて何れの地にか植民地を設けんとするや多くは他の歐洲國人と争を起さざるはない、これ等の國は何れも其地を選んで其の植民地を設けんとするからこゝに争を生ずるに至るのである。故にこゝに植民地の獲得といつた所で歐洲人が如何にして植民地を獲得したかにつき歴史を繰返すに過ぎないのであつて、我等にして植民地を設けんとした所でこれ等諸國の行ひたる所を襲ふより外に途はない、若し之を以て正義に反するもので踏襲す可らずといはゞ遂に植民地を獲得すること能はざるに至るであらう。この意味に於て従來植民地は如何にして獲得せられたるかを略述するに止めるのである。

植民地獲得の方法

植民地獲得の方法は分つて次の三とする。

(一) 未開地の開拓並に占有

(二) 植民地の讓受

(三) 植民地の買収

是れである。未開地を求めて之を占有しこゝに勞力と資本とを用ひて開拓し以て植民地となすことは植民が起つてより諸國の行ひたる所で最も普通の植民地創設の方法である。これ等未開地は占有者によりて開拓せられざる間はたとひ自然の富源があつた所で多數のものが居住することも出来ないし、又富源を求めて之を利用することも出来ない、故にかゝる未開不毛の地を求めて之を開拓することにより植民地となし其の富源を出来る丈利用することによりて本國の利益を増進するのである。かゝる未開不毛の土地を求めて之を占有した所で他國は之に對して異議をいふことは出来ない。其の十分の價値を發揮するのは其の占有に非ずして開拓にある、其の開拓はいふまでもなく多年に亘り資本と勞力とを用ひて荆棘を開きて有用の地となすにある。この方法以外のものとしては他國の植民地を讓受けて我國の植民地となすことも亦植民地獲得の一方方法たるを失はない、他國の植民地にして讓受の目的物となり得る

のは原則として植民地として相當の發達をなしたもので或程度の自然の富源を包有し之を利用し得るものであるに相違ない、尤も軍事其他の理由で其の地點を占領することが我國にとりて重要なと思はるゝ場合にはたとひ經濟上大なる價值がない場合でも之を譲受けて我が植民地となすことがあるが、植民地として見れば寧ろ例外であつて多くは植民地として既に相當の發達をなしたものを譲受くるを普通とする。其の譲受けは普通兩國間の條約の結果として起ることである、而かも其の條約は戦争の結末として締結せらるゝもので戦敗國が戦勝國に對して其の植民地を割いて之を譲渡し以て平和を結ぶのが多い。其の割譲も多くは軍事的行動によりて既に之を占有したもので平和條約を締結するに當り之が譲渡を承認することが普通とする、軍事行動によりて其の土地を占有することなく談判によりて之を譲渡することも全くないではないが、其の土地を多年羨望の目的物である限りは先づ其地を占有することによりて後日の争なからしむるを常とする。而して其の土地は多くは利權獲得を目的とするものであるから其の目的を達し得る限りは譲渡國に對し相當の條

件を受諾するを常とする。其の譲渡さるゝ土地は或程度まで發達するとはいへ、之が利用開發は讓受國の今後の努力に俟たなければならぬものが多い従つて領有の初めには財政上相當の負擔となるのであるが其の土地の富源にして豊富であつたならば多くの年月を経るに至らずして植民國にとりて經濟上大に利益を致すのみならず、財政上に於ては負擔とならずして相當の利益を生ずるに至るであらう、我國の臺灣の讓受の如きは其例とすることを得る。

我國が相當の對價を出して他國の植民地を譲受けるのも我國にとりては植民地獲得の一方法たるを失はない、或植民地にして我國より見て大なる價值ありとなし之を領有することが國民の大なる希望である場合に其の植民地を所有する國と交渉して相當の對價を出して之を譲受けることも數々行はることである。植民地を所有する國にして其の植民地に對して甚大の執著を有せざる時は我國の讓渡の交渉に應ずるであらう。今日では植民地を設くべき領域が大に狭まり一旦其の植民地を譲渡する時は再び之を得ることは困難であるから容易に其の交渉に應ずることはないが昔時に於ては植民地を設くべき地

域が世界到る所に存して既存の植民地に對してもさまざま執著を有しないから其の對價にして相當のものであつたならば比較的容易に之に應じたのである。故に植民地の讓渡が平和的に行はれたことも少くはないのである。

古昔に於ては植民地を設くべき地域は世界到る所に存したから、歐洲諸國は自然の富源の豊富であつて而かも本國に比較的近く本國人が移住して其の富源を開拓するに便にして而かも未だ他の歐洲人の手を染めざる土地を求めてこゝに植民地を設けようとしたのである。植民地を設くべき土地を悉く占有して之が開拓に従事すれば勿論問題はないが、かく完全に之を占有せずとも其の土地の一角を占有し之を領地となすことを宣言する時は獨り事實占有したる地域に止らず其の周圍の土地も之を領土となすことを得たのであつた甚しきに至つては海岸に占有の標を置く時は其の背後の土地を領有することを得たのである。たとひ未開の蠻民が其地を領した所で國際法では無人の土地と解し之を占有するも差支ないといふのである。所謂國際法も歐洲人の設けたもので未開人の権利の如きは之を顧みなかつたのである。但しこの占有により

て所有權を得ることは後に至りコンゴウ國に關する國際會議に於て修正せられたのである。この問題が國際會議の問題となつたのは其の土地に居住する未開人の權利が認めらるゝに至つたからではなく其の土地に對して歐洲諸國が利害を有し一國の占有によりて其の利益を喪失することを欲せず之を國際會議の議題となし其の權利を明確になさんとしたるからである。該國際會議に於て決定したることは或土地の一角に占有の意思を表示した所で之によりて土地を領有する譯には行かない、其の土地を事實上領有し利用するのみならず外國が之を承認するに至つて初めて其の土地を所有することを得るのである。故に今日に於ては單に或土地に對し占有の意思を表示したのみにて其の土地を領有することを得ないのである。従つてたとひ未だ開拓せられず其の土地に未開人が先住し之を利用しつゝあつた土地でも我國は之を占有し領有することは出来ないのである。前にも陳べる如く古昔は未開不毛の土地を求めて之を植民地になすことが容易であつた、其の土地の自然の富源が豊でありと想像せらるゝ所でも其の正確なることを知ることは出来ないのみならず他國

が其の土地を領有することを希望してゐた所で占有國と干戈を交へて之を争はんとする程執著を感ずるものでもなく、他に類似の土地を求めて植民地を設けることも不可能でないから強ひて争ふこともなかつた。而してこれ等の植民地は多くは個人の事業としてなされたのであつた。王侯等は其の私財を投じて冒険者をして未開不毛の土地を求めて植民地を設けしめた。其のことにして幸に成功する時は其の土地は王侯の領地となり冒険者は副王として其の土地を支配することが出来た。而して其の土地に産する金銀は折半して之を王侯に獻納し其他の收穫物は其の十分の一を獻納したのであつた。蓋し當時は金銀を尊重し唯一の寶としたから冒険者をして之を獲得せしむるが爲に植民地を設けしめんとしたのであつた。王侯が植民地を設けずして國民が植民地を設くるに至つてからも國家が其の事業として之を試みたのではなく個人をして之を試みしめたのであつた。個人にして其の事業に成功すれば其の土地より生ずる利益は其者の占むる所たらしめたのである。然し植民事業は之を成就することは容易でない、特に之をなすには莫大の資本を必要とするを以

て個人の資本にては之を成すことは困難ならざるを得ない故に會社の組織によりて巨額の資本を集めて其の資となすことが多くなつた、而のみならず獨り巨額の資本のみにては之を成就することは困難である國家が陰に陽に之を幫けて其の目的を達せしめなければならぬ、其の土地に對して利害を有するものが少くはないから其の土地を領有し之を植民地となすには夥多の涉外事件を解決しなければならぬ、さればとて初めより之を國家の事業として試みる時は却つて解決が困難であるから會社の事業となして陰に之を幫けることが其の目的を達するに容易である、こゝに於て植民會社をして之に當らしむることが諸國に多く用ひらるゝ所である。

何故に植民會社をしてこの事業に當らしむるかといへば國家が其の事業として未開地の占有領有に當る時は其の目的を達するまでは國家の面目にかけても之に當らなければならぬ、其の富源にして眞に有望であれば問題はないが其のことにして不確實であれば國家は之が爲に多大の危険を冒さなければならぬ、其れよりは植民會社をして之に當らしむることは効果を擧ぐることを遙

に容易である、而のみならず、國家の事業として之に當る時は其の土地に對して利害を有する國と問題を起すことは少くはない、其れよりは植民會社をして之に當らしめ國家は陰に之を助くる時は外國と問題を生ずるも之を處理するとは遙に容易である、若し其の會社にして植民地を作ること能はざる時は之を拋棄せしむれば可なり、其地にして植民地を作ることを得るに至れば其國の植民地たらしめ之をして十分に發達せしむる時は當初の目的を達せしむることを得る理である。

九 植民會社

植民は古昔にありては君主等權力者が其の私財を投じて冒險者を援けて未開不毛の地を求めて之を占領せしめ冒險者をして其地の副王となし君主等の私領としたに初まるもので當時は國民は之に對して關心を有しなかつた。然るに國民經濟が成立するに至りては國民は植民に對して無關心である譯には行かない、盛に四方に植民地を設くるに適當する土地を求めて植民地を開くに至つた。然し植民地として發達せしむるには多くの資本と勞力とを投ずるに

非ざれば之をなすことが出來ないから之が方法として植民貿易會社を起し之をして其地の植民貿易に當らしめたのである、これ等の植民貿易會社は植民貿易によりて多くの利益を擧げんとするものであつて特に政治上の意義を有するものでなかつた。然るに之等の會社が活動をなすや其の周圍の土著民の小國竝に同じく歐洲諸國の植民地と交渉をなさざるを得なかつたから全然政治等を離れて活動をなすことは出來ない、本國は遙に遠隔の地にありて之が衝に當ることは出來難いから勢ひこれ等の植民貿易會社に土地の統治權關稅徵收權竝に司法權等を授けて其の活動を援けたのである。この結果植民貿易會社は時を経るに従ひ大なる存在となり之を無視して植民地の統治を語ることを得ざるに至つた。植民貿易會社が勢力を得るに従ひ單に力を植民開拓と貿易商業に注ぐに止らず其力を用ひて住民を搾取して其の利益を増加するに專なるのみならず周圍の外國と事を構えて紛争を惹起すること少くはなかつた。本國としてはこれ一私立會社のことであつて本國政府の與る所にあらずとなすこと難く時としては之が爲に外國と事を構えざるを得なかつた。故に諸國

は其の植民貿易會社の事業の大半を國家の手に收め國家の事業として植民地を經營するに至つた。これ所謂舊時の植民會社である。植民會社に對して政治權を委託したのは勿論其の會社をして活動を敏活ならしむる爲ではあるが若し其の會社にして領土を擴げ權益を擴大するを得ば其國の領土を擴げ權益を擴大することを得るからこの途を選んだものであるに相違なく事實この目的は相當の程度に於て達することを得たのである。然し其の障害が多くなるに至つたから之を抑へ若くは之を倒して國家の手に移すに至つたのである。諸國が植民地に重きを置かざりし時代は植民會社を起すものがなかつたが十九世紀の半に至り再び植民地を重視し之を以て國民經濟の一大要素となし之を設置し之を擴大せんとするに至つた。然し時勢は昔日とは大に異り未開不毛の地は既に多くはない、會々之あるも極めて僻遠の地であつて國民をして安んじて住居せしめ得べき地ではない、其の植民地を設け得べき土地は強大國家の領土若くは勢力範圍と境を接し若くは先住人民の居住する所であつて容易に植民地を開くことは出來ない、従つて國家の事業として植民地を開くよりは

植民會社をして植民事業を起さしめ國家は其の背後より之を援助するを以て時宜を得たる方策としたのである。植民會社にして幸に成功するを得ば國家は其の事業を讓受けて國家の事業となし、植民會社にして成功せざる時は其の會社の失敗となし以て國家をして累を負はざることを得せしむるのである。極めて狡猾なる植民地獲得の方法といはざる可らざるものである。植民地獲得の方法として盛に用ひらるゝ所である。近世植民會社を起して植民地開設の魁となしたのは獨逸鐵血宰相ビスマルクである。蓋し獨逸は植民地を有せず従つて其の帝國を形成して諸國と覇を争はんとするに至るや、其國は諸敵國に圍まれ其の生産する穀物を以て人民を養はんとするも困難なるのみならず工業の原料を國內にのみ供給を求むること難きを以て之が供給地として植民地を必要とするに至りしに拘らず植民地を有せざるが故に植民地を獲得するの急務なるを感ずるに至りしも其のこの容易ならざるを思ひ其の方法として舊時の植民會社の例に倣ひ植民會社を起し之をして植民地を作らしめんとするに至つたのである。舊時の植民會社の例に倣ひたるといひ條其の根本精神に於

ては全然同じくはない。舊時の植民會社は商業を獨占して其の利益を收むるを主眼としたのに反し、近世の貿易植民會社は商業の獨占にはさまで重きを置かず、鑛山を採掘し森林を經營し若くは土地を開拓し植民地としての基礎を鞏固ならしめ政治の勢力を扶植するに力を盡すに至つたのである。この植民地獲得の方法は甚だ狡猾であるけれども、其の効果は比較的に良好であつて他國と衝突軋轢を生ずることなくして所要の植民地を創設擴張することを得るから諸國も之に倣ひて植民會社を起して植民地を創設擴張せんとするに至つたのである。かくして植民會社は再び植民地獲得の方法として多く用ひらるゝに至つたのである。

近世植民會社の中で植民史上著名なるものを擧ぐれば左の如くである。

- (一) 英國北ボルネオ會社 British North Borneo Co. 創立一八八一年
- (二) ローヤルナイジアー會社 Royal Niger Co. 一八八六年
- (三) 帝國英領東阿會社 Imperial British East Africa Co. 一八八八年
- (四) 帝國英領南阿會社 Imperial British South Africa Co. 一八八九年

- (五) 獨逸東阿會社 Deutsch Ostafrikanische Co. 一八八五年
 - (六) 新グイニア會社 New Guinea Co. 一八八五年
 - (七) モザンビック・インハーバーン會社 Kompagnie von Mozambique u. Inharrane 一八九一年
 - (八) ニアサ會社 Nyassa Kompagnie 一八九一年
 - (九) ザンベヂー會社 Zambesi Gesellschaft 一八九二年
- 等である。

英國北ボルネオ會社は英國の商人デントの創設にかゝりブルネイ及びブールの「サルタン」より北ボルネオ全土の主權と其の國人に對する生殺與奪の權を讓受けたのである。デントは之を利用し同國の富源を開拓せんと欲し獨力にて一會社を起さんとしたのである。手を下すに従ひ經費を要すること豫想外に多かつたから、弘く資本を募集しなければならなかつたが、之に應ずるものがなかつた。英國に自由黨内閣が成立し、グレンザイル侯が植民大臣となるや、之に特許狀を與へて成立せしめたのである。一八八一年のことである。尤も英國

政府は同會社の譲受けたる絶對無限の權力を承認したに止り形式上該特許狀により特に之に政治上竝に外交上の權限を賦與したるものではなく寧ろ夥多の制限を設けたのである。例へば其の第四條に會社の有する權力及び權利は英國國務大臣の承諾あるに非ざれば其の一部若くは全部を他に讓渡すを得ずとあり、又其の第五條にはズール又はブルネイの「サルタン」と會社の間に争議を生じたる時は英國々務大臣の裁決に服することを要すとあり、更に其の第六條には外國に關してなす會社の行動につき英國々務大臣に於て異議ある時は會社は其の忠告に悖ることを許さずとある。以上の三ヶ條は會社の對外的行動を羈束したものであつて會社の事業を英國人の手に收むると同時に其の行動をして英國の政治竝に外交と背馳することなからしめんとしたものである。而のみならず會社と土人との關係につきても會社の行動に夥多の制限を加へた、其の趣旨とする所は諸國が曾て經驗したるが如き植民政策の失敗を再びして以て累を本國に及ぼさざらしむる爲である。奴隸制度を廢止せしめんとしたる如き、土人の宗教上の自由に干渉せしめざる如き、司法權を行ふに當り其の慣習

を尊重することを強要する如き、奴隸宗教、司法其他の事につき土人に對する行動に關し英國々務大臣の忠告に従はしめたるが如き一として其の趣旨に出でざるものはないのである。會社と英本國との關係につきても夥多の規定を設けてゐる。其中注目すべきものは第十一條に英政府がボルネオに於ける治外法權の執行及び規定を設け會社の役員を裁判官に任命するの必要を認められた時は會社は法廷其他の營造物竝に司法權執行上の一切の費用を負擔しなければならぬとあり、又第十二條に會社は其の領土内の港灣にある英國船舶には必要なる幫助をなすべしとあり、又第十三條にはボルネオ駐在の會社代表者の任命は英國々務大臣の承認を経ざる可らずとある。會社の貿易權に大なる制限を加へたる規定がある、之によれば貿易は自由貿易主義に由るものであつて財政上の目的による關稅及び英國現行制度と同性質の輸入上の制限の外は其の貿易に制限を加へてはならないとあり。

これ等の規定を通じて英國政府の政策を付度すると畢竟英國政府は爲に多大の犠牲をなすことなく特に和蘭、西班牙と直接に衝突することを避けて北ボ

ルネオを其の勢力圏に致さんとするのである。而かも表面會社の事業として之に當らしめ政府は裏面より之を援けて其の目的を達せしめたのである。政府の援助は實に少くはないが決して經濟上之を補助したのではなく會社の活動に對し陰に陽に之が便宜を與へたに過ぎない。従つて政府の援助により國民に何等の負擔をなさしめたのではない。而かも會社をして舊植民會社の如く自由に行動することを許す時は遂には會社の私益と本國の利益と矛盾を來す虞れがあるから會社の行動に對し夥多の制限を加へて其のことなからしめ會社の事業をして眞に國家の事業たらしめんとしたのである。舊會社の成績に照しかくの如き制限を設けたのは甚だ巧妙であるといはざるを得ない。

北ボルネオ會社の經營する土地の面積は三萬一千萬哩であつて其の人口は十八萬人であり自然の富源も乏しくはない。就中木材米穀蕨の類が最も著名である。この廣漠なる自然の富源はかくして英國國民の開拓利用する所となつたのであつて之によりて考ふるも植民會社の其の國富に寄與する所頗る大なることを知ることが出来る。植民地獲得の方法として植民會社の功少からざるこ

とを知ることが出来る。

北ボルネオ會社は社運隆々として今日尙名聲を走せつゝあるが、同じ目的を以て起りたる植民會社でも常に同一の成功を遂げ得たものではない。社運衰えて存在を危くするものがあり従つて本國々富にも貢獻すること能はざるもの少くはない。かゝる場合には其の會社を自然の成行に任す時は本國は之によりて植民地獲得の目的を達することを得ないから政府は代りて自ら經營の衝に當るのである。之によりて政府は其の植民地を獲得することを得るのでいはゞ植民會社は政府の爲に富源開拓、勢力範圍確定の難局に當つたものであつて、會社こそ衰亡の運命を荷ひたりとはいへ其の國富には少からず貢獻する所あつたといふことが出来る。今其の一例としてローヤル・ナイジャール會社の沿革を略述しよう。

ローヤル・ナイジャール會社の創設も北ボルネオ會社の創設に類するものである。ナイジャール地方の富源は夙に諸國の注目する所であつて機會の乗ずるものがあれば之を其の手中に收めんとしてゐたのである。英國の商人中早くもこ

の地方に來つて業を營むものがあつた。これ等の商人は一八九九年に合して一商業會社を作り其の地方の諸侯と夥多の條約を締結したのである。ナイジェーより南方に當りて豊富なる石油産地あり英國商人中この地に注目し來つて其の開拓に著手したものがあつたが英政府は未だ保護國を設くるに至らなかつた。佛國では八十年代の初め會社を起して其の地方との貿易を開始し其他の諸國の人民もこの地に來りて富源を開拓せんとするものがあつたが英國政府は八四年石油産地々方を保護國と宣言した外は別にナイジェー地方に手を染めるに至らなかつた。サージョー・タウブマン・ゴルデーが一八八五年伯林會議に臨むや獨逸政府は進んでこの地方を占領せんと欲し冒險者を派して諸侯と條約を締結せんとしたのであるが英國はこの報をきゝ英國政府はトムソンをして疾行其地に赴かしめ其の地方の諸侯と條約を締結せしむると同時に前記の商事會社に特許狀を與へて活動の基礎を作らしめ之を基礎にしてローヤル・ナイジェー會社を起さしめ以て獨逸をして手を下す餘地なからしめたのである。かくの如き機敏なる行動は植民會社ならではの他になすことを得ない

のである。然し同會社の業績は北ボルネオ會社に比して遙に劣るのである。蓋し同地方は氣候が甚だ宜しからざるのみならず隣邦と境界のことで紛争絶ゆることなく、而かも土民は常に蜂起して英人を襲ふこと頻繁である。富源の探究も豫想外に費用を要すること多くあつたから到底會社の事業としては收支償はず僅に關稅を徵收して少額の利益を擧ぐるを得たるに過ぎなかつた。されば一八八八年に至り英國政府の承認を得て二十五萬磅の社債を起し其の利子の償還につきては關稅收入を以て其の擔保としたのである。會社は其の利益を増加するが爲に其の地方の貿易を獨占せんとしたのみならず排他的措置をなすこと多くあつたから英國内でも諸外國でも會社を攻撃するものが少くはなかつた。其の結果英政府は一九〇〇年巨額の金員を出して曩に與へたる特許を買收し自らナイジェーの政治を其手に收むるに至つたのである。其のことは兎に角として植民會社をして創業の難局に當らしめ政府は背後より之を援助したに過ぎなかつたのである。英國を初め諸國が植民地を獲得するに當りて植民會社をして之に當らしめた事例は頗る多く、自ら直接に其の衝に

當るよりは種々の點に於て成績が見るべきものがある。これ等のことを實例により説明することは煩はしいから英國の植民會社中業績の宜しきものと然らざるものとを一例として掲げ其他を省略することとした。

未開不毛の土地を開拓して文明人の棲息するに足る土地となすことは容易のことではない風雨を冒し病魔と戦ひ荆棘を開くことは勿論植民者等の不斷の努力に俟たなければならぬことではあるが獨り個人の力のみにてはよく目的を達することは出来ない之が目的を達するに巨額の資本を投下しなければならぬこのことは個人の方ではよくすることは出来ないから資本の團結である會社の事業として之に當らしめなければならぬこの點よりするも會社事業が個人の事業に代りて起るのは當然である然し會社が事業として之に當るも初めは政治的臭味を帯びるものではなかつたが四隣の國と條約等を締結する等其の交渉が頻繁となるに従ひ政治的臭味を帯びざるを得ない従つて本國政府は少くとも背後から之を援助しなければならぬ然らざれば到底有利なる條件で條約を締結し其の地盤を確保することは出来るものではない然

し政府が其の事業として表面之に當るは却つて紛争を生ずること多く其の目的を達することは難いのである故に初めは會社の私的事業として之に當らしめ其の採算的精確を以て其の事業に臨み採算上到底望なき場合には適當の時機に之を抛棄せしめ其の事業にして相當の成績を擧ぐるを得ば自ら事業を其手に收むる時は比較的容易に其の目的を達することが出来るのである。諸國が植民地獲得の方法としてこの手段を用ふるは故ありといはなければならぬ。蓋し植民地經營も經濟の基礎の上に置かなければならぬ然らざれば到底其の基礎を鞏固にし植民者の安住の地たらしむることは出来ない會社事業として之が創設に當らしむるは畢竟經濟の基礎の上に其の地盤を置くことを得るや否やを試みんとするのである勿論會社事業として之を創むるも經營者の手腕によりて巧拙のあるは明であるが側面より之を觀察する時は其の事業の成否は略之を豫測することを得るに相違ない植民會社をして之に當らしむるは單に其の周圍の國と紛争を起すの煩を避けんが爲ではない。事態かくの如しとすれば會社の株主もよく其の事業の性質を諒解して資本を投下しなけ

ればならない、其の事業の性質からいふも半は経済的であるが半は政治的である、其の事業にして相當の成績を擧ぐることを得るも相當の年月の後でなければならぬ、従つて之に資本を投下するものは急激に其の利益を收め得べしとは思ふ可きではない、相當の年月の間は無配當若くは少額の配當を忍んで其の事業の成績を俟たなければならぬ、然らざれば到底其の事業を成功せしむることは出来るものではない、この意味に於て株主は普通の事業を行ふものではなく政治を行ふものである。普通の事業を行ふとは全く異なる心構を以て事に當らなければならぬ。植民會社の經營に當るものも亦普通の事業の經營に當るものとは異り政府に代りて難事業を處理するの覺悟を以て事に當らなければならぬ。之が爲には初めより株主に對して相當の配當をなすが如きことを眼中に置くべきではない、其の鞏固なる基礎を作るには相當の年月を要することであつて急速に其の効果を擧げ得べきものではない、株主も經營者も其の認識あらざる限りは到底其の成功を望むことは出来ない、相當長年月に互り經營者は其の基礎を作るが爲に苦心しなければならぬので、政府もよく之を

監視しなければならぬ、然らざれば經營者は其の事業の急速に擧がらざるを奇貨として放漫なる經營をなさないと限らない、故に政府は之に對して十分に監視しなければならぬと同時に背後からは十分に援助をしなければならぬ、然らざれば其の事業にして遂に相當の地盤を得、政治體として活動を開始するに當りては其の治績を擧ぐることは出来ない、植民會社が事に當るのは便宜政府に代つて之に當るのであつて實は政府が初めより事に當るので、唯便宜上初めより表面に出でないまである、従つて植民會社に對して援助をなしてゐるのではなく自ら最終の目的を達するが爲に工作をなしつゝあるものである、之があるが爲に代つて表面に出で事に當ることが出来るのである。事の善悪は暫く措き植民地獲得の一方法であるといふことが出来る。

未開不毛の土地を占領し之を開拓することにより植民地となすことは勿論相當の辛勞が伴ふにもせよ植民地獲得の方法として比較的に安全であるといへる。其の土地を開拓し、自然の富源を利用するものは其の土地に植民したる本國人民であるからよく本國政府の命令に服従し植民地として本國政府の希

望するが如き體制を有せしむることが出来るからである。残る所は其の土地に先住するものを如何に支配するかといふことである。若し植民者が之に勞働の機會を與ふれば之によりて生活することを得るから植民者の統制に服従することであらうから植民地として問題を惹起することはないであらう。然し他の植民地獲得の方法はしかく簡單ではない、植民地獲得としては簡單であるが之を善治することは簡單ではない。

植民地を條約により舊所有國より我國に譲受けることは其の有償たる否とを問はず形式的には極めて簡單であるが、これ等の植民地は植民地として相當の發達をなしたものであり既に或程度の文明を有し、社會の體制を具ふるものであるから、條約により我國の支配權下に置いた所で我國植民地として我政治に心から服従し、我國の統制に従ふべきかは問題でなければならぬ、勿論我國としては其の治安を維持するが爲に相對の軍隊を派出して不逞の徒を取締るのであらうから、我國に對し反旗を翻さんとした所で到底出来るものではないから、長き年月の中には我國の統制に服すに至るであらうが、其れまでは武力

によりて服せしめようとするのであるから決して容易ではない。我國の支配下にならない以前其の人民にして相當に政治上の權利を許されてゐた場合に我支配の下に於て其の政治權を喪失することを喜ぶものではないから必ずや同じ政治權を賦與せらるゝことを要求するに相違ない、我國にして其の要求を聽許すれば問題はないが然らざる時はこゝに軋轢を生ずるに至るかも知れない、假りに政治上にはかゝる問題を惹起することなしとするも植民者と先住者の間に紛争を生ぜざるや疑はしいのである。植民者の數にして甚だ多く先住者を事實上壓迫することを得れば問題はないが、我國より新附の植民地に到り活動せんとするものは原則として其の初めの程は多くはあるまい、故に先住者は依然其地に於て勢力を有するのである、況んや其の先住者にして文明國の出である場合には新來の植民者の下風に立つことを欲するものではない、従つて兩國民が互に融和親睦することは俄に望み得ない、其間夥多の軋轢衝突のあるは想像し得る所である、勿論政府としても相當の對策を講ずるに相違ないが其れにしても兩國民を融和せしむることは決して容易のことではない、之を融和

せしむるには相當の年月を以てしなければならぬ。勿論植民地を獲得するのは大事業であつて之が手段については十分の考慮を費さなければならぬ。多くの植民國に於て植民地獲得の手段として植民會社を選ぶもの少くない。要するに植民會社をして新に植民地を設けしむることは表面は一私人の事業として未開不毛の土地を開拓せしむることであつて私人の機敏と敏捷とを十分に發揮せしむることであり背後より政府の力を以て之を助ける時は比較的に良好なる結果を擧ぐることが出来る。而して既に植民地の體裁を備ふるに至らば政府は植民會社より植民地を政府の統治下に移し植民地として發達をなさしむるのである植民地をして政治の主體として政府の手に收めた所で植民地には多くの利権があるに相違ないから植民會社をして之等の利権の經營に當らしめたならば植民會社として健全なる存在を繼續することを得るに相違ない、この意味に於て植民會社は植民國にとりて植民地獲得の手段として役立ち得るのである。

第二篇 植民地の統治

第一章 總説

一〇 植民地統治の根本義

植民地は本國の統治下にある以上は植民地に對し如何なる統治をなすべきかは植民政策として第一に決すべき問題でなければならぬ。植民地は本國と文化の程度を初め社會經濟其他一切の事情を異にするが故にたとひ本國の文物制度は多年の試練を経、講究に講究を重ね寸毫の缺陷を藏せざるにもせよ直ちに採つて之を植民地の制度となすことは出來難い、強ひて之を移す時は植民地の事情に即しない結果、夥多の障害を生ずるに至るであらう、特に植民地は原則として其の創設以前より居住するもの多く植民國より移住し來れる本國人は比較的少數であるから本國の文物制度を植民地に移植する時にはこれ等少數の本國よりの植民者には便宜であるかも知れないが多數の先住者にとり

植民地統治の根本義

ては不便であるに相違ない其の結果本國は其の統治に甚大の努力を費すといへ統治の成績見るべきものなきは諸國の事例に徴して明白である。故に植民地に對し如何なる統治をなすべきかは植民學者の常に攻究する所である。前章略述した如く歐洲諸國で初め植民地を開いた時は植民地に居住する者の意思幸福を顧みず本國の利益の爲に統治したのであつたが若し植民地に於て自ら發達する力がない時は本國の壓力の爲に押されて萎靡沈衰するに至り其の植民地は地球上より消滅するに至るかも知れないし若し其の植民地にして自ら發達する力あるものであれば遂には本國の施政に反抗し甚しきは本國に對し反旗を翻し獨立するに至るかも知れない統治策として當を得たるものでないことは多くいはずして明である。さればとて本國は植民地に對して成るべく無干渉の態度を採り植民地をして好む所に隨つて行動せしむるは本國にとりては極めて容易のことであるには相違ないがかくては植民地は初めより恰も獨立國の如く本國との聯絡自ら薄くなり植民地を設けたる趣旨に背反するに至るであらう。これ又統治策として決して當を得たるものではない植

民地設置の精神に悖ることもなく而かも植民地の事情に即し之をして安住の地たらしめんとするには如何なる統治策を行ふべきか。

今日諸國の植民地統治策を概観するに凡そ二大主義に分るゝやうである。この分類たる蓋し其の統治策の終局の目標よりして命名したることであつて、初めより截然として分るゝものではない、一は自治主義であり、一は同化主義若くは合一主義である、諸國のなす所必しも明白にこの二主義に分類することは出来なないかも知れないが其の基調とする所は概ね之に分つを得るやうである。

自治主義の植民地統治策は英國が其の植民地の一部に對し實行する所であり、其の治績が比較的良好であるから植民學者中之を稱揚するもの少くはない。自治主義の植民地統治策とは本國と植民地を全く異なる國と見て本國の文物制度を植民地に移植しようとはせず植民地をして自ら其の文化の程度、社會事情に應じ獨自の文物制度を設けしめ従つて其の政治も其國に適應して隨意に行はしめんとするものである、勿論これ等の植民地も文化の高級歐洲諸國を典型となすに相違ないから政治の様式は立憲政治であり、其の立法議會を中心とし

て責任内閣制を樹立せんとするのである。即ち立法議會が政治の中心であつて自ら國民の選良をして法律を制定せしめ、其の信任あるものをして内閣を組織し、行政府たらしめ、信用を失ふ時は職を退かしむるのである。この政治の形式を採る時は法律等は國民の意思を反映するものであるから國民は之を満足しなればならないし、若し之を満足しなければ適當の手續によりて之を改變することを得て植民地の事情に即した法律等によりて律せらるゝことを得るのみならず、行政府も亦國民の意思によりて進退せしむることを得なければならぬから國民としては之に満足しなければならぬ。さればこの政治の形式は國民の意思と全く没交渉の他の意思によりて統治せらるゝに比し遙に優るものといはなければならぬ。自治主義の名ある所以である。英國も植民地を設けた初めよりこの主義により植民地を統治したものではなかつた。否、今日英國の植民地の中この主義によりて統治するものは其の最も發達したるものゝみであつて其他は之を實行してはゐない。其の之を實行しないのは植民地の文化の程度が未だ低くして之をして自ら政治を行はしむるも治績を擧ぐることを

得ないからである。但し其の文化の程度にして進歩して自治の能力あるに至らば之に自治を許すべきことを約束するのである。自治主義は英國植民地統治の主義であるといふのはこの意味に於てである。但し植民地が自治の能力ありや否やは英本國が決定するのであつて特に之を判斷すべき客觀的標準はないのである。されば英國は植民地の民度にして其の域に達する曉には自治を許すべきことを公約するとはいへ容易に之を實行せず、従つて自治は英國植民地統治の極致であると稱することが出来る。現に英國植民地は直轄植民地、代表植民地及び自治植民地の三種類より成り、其の立法府により自由に法律を制定し、且つ責任内閣制を有するのは獨り自治植民地のみであつて其他はこの種の政治の形式を採らない。して見ればたとひこの種の政治形式が植民地統治として最も理想的であるとはいへ事實之を實行しない點より察すれば植民地を有する國は其の植民地に對して直ちにこの政治形式を採用しなければならぬとは限らない。且つ又何れの植民地にしろ先住者が多數であつて本國より植民したものとは比較的少數であるから、國民の間より代表者を選出せしめて立法府を組

織せしむるにした所で先住者と本國よりの植民者としてよく融和せしむることを得るかは疑なきを得ない。若し植民者にして其の代表者の大部分を選出することになれば植民者以外のものは事實上政治に參與することを得ざるに至るであらう。従つてこれ等の人民の間に不遜の聲は斷えないであらう。又植民者も其他の者の間に差別を設けなければ代表者の多數は植民者以外のものによりて選出せらるゝことになりて植民者は政治上には勢力を振ふことを得ざるに至るであらう。而かも植民者と先住者とは多くの事について利害は一致するとは限らない。要するに植民地に於ける異人種等の利害を融和せしめて不遜の徒を少からしむることは決して容易でない。而のみならず、植民地に於ける異人種の利害を適當に融和せしむることを得るにしる。植民地をして自由に政治を行はしむる時はよく本國と鞏固なる團結を形成して世界列強の間に立ちて相當の地歩を確保することを得べきかは疑問ならざるを得ない。獨り問題を經濟にのみ限定した所で本國は原則として工業國として經濟上相當の發達をなすに拘らず、植民地は農業國として經濟上未だ相當の發達をなすこと能はざる

ものが多い。本國は植民地より食糧品なり工業原料を輸入すると同時に工業品を植民地に輸出し彼我相扶けて經濟を營み利害相反することなき間は問題を生ずることはないが、植民地に生産する農産物にして本國に生産する農産物と同種のものであり従つてこれ等生産物を生産する者の間に利害相反し、若くは植民地に於て本國と同種の工業品を生産するに至り従つてこれ等の工業者の間に利害相反するに到らんか、植民地としては植民地の生産者の爲に其の農産物を本國市場に多く販賣せんとし之が爲に本國の農業者の利益を或程度まで害するも已むを得ずとなし、反之、植民地の工業はたとひ本國と競争するを得るに至れりとするも尙幼稚なるが爲に本國の工業の爲に壓せられて發達すること能はざる虞れなしとしない。かゝる場合に本國と植民地とは利害相反するに至るであらうから本國と植民地との聯絡を鞏固にし以て世界市場に優越なる地歩を占めんとすることは決して容易でない。故に自治主義が植民地統治の原則として最良のものであるとした所で直ちに之を採用しなければならぬとは斷定することは出来ない。現に英國の統治下にある植民地の數は甚だ多くあ

るが自治主義によりて統治するものは最も發達せる數國に過ぎない。由是觀之、植民地を統治するには必ず自治主義に由らなければならぬといふことは出來ない、而のみならず植民地にして自治主義によりて統治せらるゝにした所で若し本國のなす所に對し不遜を懷き本國と異なる政治を行はんとする時は遂には本國より離れて獨立するに至るかも知れない、自治主義は植民地統治の理想的形式であるとはいへ、常に必ず之に由らなければならぬといふものではない。

反之同化主義又は合一主義と稱するものは植民地を以て恰も本國內の一地方の如く考へ事情の許す限り本國と同一の立法行政を行ひ其の會事情に即せざるものあれば勿論本國と異なる立法行政を行ふのであるが漸次之を本國の立法行政に近からしめ以て行くは本國と植民地の立法行政を劃一的ならしめんとするものをいふ。 (*Le système de l'assimilation, Systeme des Rattachement*)。この主義を代表するものは佛國である。佛國は一七九五年の憲法第六條には植民地は共和國の一部であることを宣し以て本國と均しく佛國憲法の行はる

同化主義
による植
民地統治
策

べきことを明にしてゐる。一八二七年の法令 (*Ordinance*) 竝に一八五四年の元老院令 (*Senatus Consulte*) はこの精神に基きて植民地總督の權限を定めてゐる。

この統治の方策は多年洗鍊せられた法令を移して植民地に布かんとするものであるから其の法令は外觀に於て整然として間然する所がないのみならず、事情の相違等を深く究めないものであるから施行は甚だ容易であるのみか、特に植民者にとりては熟知の本國法令の下に生活することを得るのであるから甚だ便利であり、植民者以外のものは初めこそ其の法令に忤熟せざる結果甚だ不便を感ずるのであらうが、其の法令にして常識的のものである限りは遠からずして之に忤熟し之の下に生活するを不便とせざるに至るであらう、其の結果不知不識の間に其の社會の文化の水準を高くする利益がある。然し乍らこの主義による時は本國より植民したる者には本國の法令の下に生活するのであるから都合よろしいが、多數の先住者等は全く忤熟せざる法令を強制せらるゝのであるから不便であるのみならず法令に反したる行動をなしたる爲に處罰せらるゝことなしとしない、従つて其の法令が植民地の生活と融合するまでは不

便であるといはなければならぬ、其の法令に慣熟せざる者より見れば歴政の下に生活せしめらるゝ怨嗟の聲を發するに至るかも知れない、而のみならず、この主義を徹底する時は文明諸國では凡て人民に參政權を賦與してゐるから植民地の人民にも之を賦與し其の代表者を本國の議會に出すことを許し以て其の立法等に參與せしめなければならぬ、然らざれば植民地を以て本國の一方と宣した所で意味をなさない、この主義を採用してゐる國家にして之を實現しつゝあるかといふに多くの國では植民地の民度が未だ其域に達せざるを理由として植民地の人民に對して容易に參政權を賦與しない、従つて其の代表者を本國議會に送り出すことを認めない、本國の官吏をして獨斷的に政治を行はしむること恰も自主主義に由る國の直轄植民地に於けるが如くであるか若くは代議植民地に於けるが如くである、植民地の人民にして政治に關心を有せざる間は問題はないが苟くも其の人民にして政治に關心を有するに至らんか、かかる政治に對し満足する理はない、少くとも人民の代表者の意見を徴して政治の參考とせざるを得ない、人民の代表者をして諮問機關を組織せしむるのであ

自治主義
同化主義

る人民の代表者の意見を徴するといつた所で有ゆる問題につきて之をしななければならぬといふのではない、政府の適當と思惟する範圍に於て之を行ふのである、換言すれば諮問機關に諮問すると否とは全く政府が決定するのであり、其の機關に諮問した所で其の意見を採用しなればならぬといふのではない、其の諮問機關の存在の價値は大に疑はしいものであるが其れでも人民からいへばこの機關の存在を重視するのみならず政府も特に重大なる理由のなき限りは其の意見に追従する徳義上の義務あるは勿論である。この方法によりて不完全ながら人民の意見を政治に反映せしむるのである。このことはいふまでもなく本國の文物制度を植民地に施行することを原則とするに拘らず植民地の事情に即せざるものにつきては本國と異なる立法行政を行ふことを表面の理由とすることを意味するのである、但し事情に即すると否とを區別することは難いから事情に即せざるに拘らず強ひて植民地をして本國の法令の下に立たしめようとする嫌なきを得ない、更に植民地人民の代表者を本國の立法議會に參加せしめた所で性質上其數は少數でなければならぬから彼等にとり

て最も利害關係の多い問題に於てすら其の意見が如何なる影響を及ぼすことを得るであらうか、議會制度の本質として凡ての問題は多數決で決定するものである以上、植民地より選出せられたる代議士にして熱心に運動した所で果して植民地の事情に通ぜざる多數の者をして其説に傾聽せしめ得るかは頗る疑問ならざるを得ない、由是觀之、同化主義による植民地の統治が實質上如何なる効果があるかは疑問ならざるを得ない、植民學の權威であるルロア・ボリーがアルゼリー交趾支那に於ける同化主義による統治策とチューニスの自由放任主義による統治策と比較して前者の治績の擧がらざるを指摘して以て同化主義に反對してゐる、其説傾聽すべきものあるは勿論である。我國でも臺灣朝鮮の如き植民地に對して如何なる主義により之を統治すべきか、問題となつたのであるが、植民學者の多くは自治主義を以て勝れりとし、唯俄に之を實施することは困難であるから代議植民地の例を參酌して適宜に制限を加ふべきことを主張する者が多かつた。然し英國の植民地とこれ等の國とは事情大に異なるものがある、第一に英國等の植民地は本國を離るゝこと甚だ遠く事情全く異なる

に反し臺灣朝鮮の如き我國に甚だ近く所謂一衣帶水の國である、従つて産物の如きも比較的、本國と類するものがある、本國の發達せる生産方法を移して其の生産額を増加することを努めたならば先住人民も爲に其の收入を増加することを得其の生活状態を改善することを得るから寧ろ自治主義によりて統治せしむるより寧ろ同化主義によりて統治せしむる方治績を擧ぐるであらう、而のみならず泰西諸國では代議政を以て政治の常態となし之と異なる政治を行ふ時は直ちに壓政の如く思惟するに反し東洋に於ける善政は必しも代議政治に依らなければならぬといふのではない、従つて代議政治を施行しなければならぬ理はない、代議政治を主張するものは寧ろ植民本國の羈絆を脱せんとする主張の政治方式に姿を變へて表はれたものであると稱するものである、故に英國の植民地統治の根幹が自治主義によるからといつて直ちに之を以て植民地統治の常道であるといふことは出來ない、我國政府が之によらずして同化主義の統治策を採用したのは寧ろ賢明であるといはざるを得ない、これ等の植民地は我國の統治下に屬せざる間は官吏の暴政の下に苦められつゝあつた、其の結

果産業を興して其の産を増加することは出来なかつた若し之を行ふものがあれば當路者は種々の名義の下に之を剝奪しつゝあつたといふ朝鮮の家屋の見る影のなきは之が爲であつたといふ若し人目を惹くが如き家屋を設くるものある時は官吏は辭を設けて其の家長を拘留し家族親族をして莫大の財物を賄ひせしめて其の拘禁を解かしめたといふかくの如くにしていかでか産業の振興するを望み得べき政治を明朗にすることが人民をして産業に熱心ならしむる所以であり産業に熱心ならしむることが治績を挙げしむる所以である故にこれ等の植民地に對しては善政を布くを第一主義となす代議政を行ふは善政を布く一方法であるには相違ないが必しも之に由らねばならぬものでないから其他の方法で善政を布けば宜しいのである同化主義に由る統治策を行ふは却つて治績を擧ぐる道であると信ずる而して民度にして相當の水準にまで高まる時は適當に代表者を選舉せしめ之を本國の議會に參加せしめ以て法律の制定に與らしむることが賢明であると信ずるのである。

植民地の統治の機構を陳ぶるに當り予輩は之を本國に於ける植民地統治機

關と植民地に於ける統治機關との二章に分ち其の概要を説述するに止め置かんとする。各植民國の統治機關を陳べんとすれば各國の特殊の事情と沿革とにより一様ではないから之を縷述するは徒らに煩雜に過ぎて却つて其の要を捕捉し得ざるに至る虞れがある故にこれ等のことは出来る丈省略して唯これ等の問題の概要を叙述するを以て満足せんとするものである讀者にしてこれ等の問題の詳細を知らんと欲する時は各國のこれ等の機關につき研究せんことを望まざるを得ないのである。

第二章 本國に於ける植民地統治機關

一一 植民地の立法

自治植民地に於ては植民地の立法議會が植民地の法律を制定するのであり本國の君主は本國との關係若くは外國との關係を顧慮して之を裁可し若くは拒否するに過ぎないが、自治植民地は極めて少いから、其れ以外の植民地に於ては立法の事業は概ね本國の事業となつてゐるのである。而して其の法律の制定には歐洲諸國では本國の議會は之に與らず、行政府が獨斷專行するを普通とする。法律の制定は議會の重要任務であるに拘らず、植民地の法律の制定については之に與らないのは蓋し、植民地は初め國民の植民地に非ずして君主若くは貴族の私領地であるが、稍後に至りては植民會社によりて設立せられたもので國民とは沒交渉であつたから、自然國民の代表者より成る議會とも沒交渉であつたものである。よし國民の代表者にして植民地の法律を制定せんとした所で植民地の事情に通曉しないから到底之をなすことも出来ないし、又之につ

きて多く關心を有するものでない、其の結果植民地の所有者なり其の管理者が其の法律を制定しなければならぬ、君主の如きは法律制定の如き煩雜なる事業に當るに適しないから、其の統治機關である行政府をして之に當らしめて顧みなかつたのである。植民會社が植民地を創設しても、其の營利の爲に之を創設したのであるから、民福を主眼とする法律を制定するに適當なものではない、之をして自由に事に當らしむる時は其の主眼とする國民民福は到底期待することは出来ないから、これ等の植民會社の監督の位置に立つ行政府が寧ろ監督者の立場に立ち、植民地の法律を制定したのである。従つて歐洲諸國では君主が行政府をして専ら之に當らしむるか若くは貴族の代表者より成立する元老院の助けを得て之を制定するを普通とする、勿論このことは表面は暫定的の措置であると稱するに拘らず、植民地の自治能力は容易に承認せず従つて之をして法律の制定に與らしめないから、自然立法の事務は依然として行政府の所管に屬したのである。植民地統治の根本を同化主義に置く國にありては理論上植民地の法律の制定は本國の議會の事務であるべき筈であるが

之も植民地の文化の程度が文明國の水準に近きものに非ざる限りは植民地をして自ら其の法律を制定することを許さず其の時期に到達する迄は行政府をして植民地の事情に即した法律を制定せしめたのである。要するに植民地統治の根本原理は上に陳べた如く國により截然として二種別あるに拘らず植民地の文化の程度が大に發達するまでは其の區別なく植民地の法律の制定は行政府の事務であつて本國の議會は之に與らないのである。試みに重要國に於てなす所を略述すると英國では永く植民地の立法は國王が元老院の決議を経て自ら行ひつゝあつたのである。表面は君主が行ひつゝあるといつた所で事實は行政府が之を行ひつゝあつたものである。其の制定に議會が關與しない理由として植民地は國王の私領地であつて英國の領土に編入せられないものである。から之が立法に英國議會をして容喙せしむべき理由はないといふのである。然るに一七七四年キャンベル對ホール訴訟事件の判決の結果民選議會を有する植民地に對しては其の植民地の議會をして法律を制定せしむるか若くは英國の議會をして法律を制定せしめなければならぬといふ原則を確立するに

至つたのである。之に由れば英國議會は或程度までは植民地の立法に關與し得る理であるが植民地統治の根本原則として自治主義を採用してゐる以上國王及び英國議會は植民地に對して理論上立法權並に立法拒否權を有するに拘らず既に責任内閣制を有する植民地には之を行はず植民地の議會をして之に當らしめてゐる。植民地の民度未だ其域に達せざるものに對しては本國の行政府が法律を制定施行するのであつて本國議會は之に容喙せしめてはゐないのである。

佛國では前に陳ぶる如く一八五二年の憲法により植民地の法律制定權を元老院に委任したから元老院は原則として其の命令を以て立法することになつてゐる。但し佛國の植民地の中でもアルゼリーは既に本國の一部分と認められてゐるから本國の議會で制定した法律が主として其の效力を發揮してゐるし、又チューニス、モロッコにては土人の君主が其の領土に對し立法する權能有するのみならず佛國大統領も命令を以て之に立法することになつてゐる。要するに單純に理論の如く實行せられず其國の事情によりて多少異つてゐるか

ら理論のみによりて判断することは出来ない。

我國でも帝國議會は直接に植民地に對し法律を制定することはない我國の法律の全部又は一部を植民地に施行する必要ありと認められた場合には勅令を以て之を指定することになつてゐる蓋し我國は植民地統治の根本を同化主義に置くが故に植民地の事情にして許す限り勅令を以て施行すべき法律を指定するのであるから本國の法律は同時に植民地に於て效力を發するのである且つ朝鮮及び臺灣では總督は法律を要する事項であつても勅裁を経て命令を發する権限を有することになつてゐる。關東州及び南洋群島に對する立法事項は勅令を以て定むることになつてゐる。

一二 本國に於ける植民地行政の中央機關

植民地の數が増加するに従ひ植民地行政を統一せしむるが爲に本國に之が中央機關を設置する必要が起る、其の中央機關は規模が小なる時は他の官省の一部局として事務を映掌することを得るが、其の規模が大となるに及びては獨立の官省として他の官省と對等の位置に立たしめなければならぬ。

本國に於ける植民地行政の中央機關

我國でも臺灣領有以來植民地行政の中央機關として明治二十八年内閣に臺灣事務局を置き同二十九年四月拓務省を設けた。然るに同三十年八月之を廢し臺灣事務局を復活したが翌三十一年に之をも廢し植民地事務は内務大臣官房に移した。我植民地が増加するに従ひ植民地事務も漸く繁忙となつたから同四十三年内閣内に拓殖局を設けた、大正二年行政整理の結果之を廢止し關東州は外務省政務局其他は内務省地方局拓殖課所管とした、同六年に至り拓殖局を復活し同十一年四月に至り南洋諸島の事務を海軍省より引繼ぎ其の所管事項を擴張した、同年十一月更に行政整理の爲に規模を縮少し拓殖事務局と稱し同十三年十二月再び拓殖局と改稱した。更に昭和三年に至り拓務省となつた。我國では植民地行政の中央機關が常に動搖し或は獨立の官省とし他の官省と對等の位置に立ち或は他の官省の部局となり其の所管事項も或は擴張せられ或は縮少せられ其の改變甚しきものがある、かくの如きは我國の植民政策の基礎が未だ確立せず、植民地に對する認識が未だ明確でなく、植民地を重要視すれば之が所管事項を擴張し従つて其の機關も擴大せらるゝが、其の結果として經

費は著しく膨大せらるゝから忽ち行政整理の目的となり其の所管事項も縮少せられ其の中央機關も亦他省の部局に貶せられるのである、更に之より重大なる原因をなすものは我植民地の行政は、天皇によりて親補せられた總督の權限に屬するが故に若し中央機關にして其の所管の範圍を擴大する時は總督の權限と衝突する虞れなしとしない總督は植民地行政の長官として之を喜ばないのは當然であるといはなければならぬ、されど之を回避するが爲に中央機關の所管を縮少する時は其の事務は單に本國と植民地の連鎖たるに過ぎないので規模の大なる官省の存在を必要としないことにならざるを得ない、行政整理の議が起るや矢を先づ之に向けらるゝは想像し得る所である。蓋し植民地に於ける行政官廳で中央機關よりの干渉容喙を喜ばざる理由は植民地の事情は本國とは大に異なるものがあるから本國の監督機關が本國を以て之を律し煩瑣なる容喙干渉を試みるは却つて植民地の行政をして機宜を得せしめざる虞れなしとしない、特に總督は、天皇の命を奉じて天皇に代つて植民地統治の大任に當るものであるから監督機關の容喙干渉を受くべきものに非ざるといふの

である、其説一應の理があるに相違ないが總督が、天皇に代りて植民地統治の任に當るとはいへ如何なることでも獨斷專行するに非ざれば其の任務を遂行し得べきものではない、本國の中央機關と協力して之に當ることは差支ないのみならず却つて治績を擧ぐる所以であると信ずる、中央機關と協力することは見方によりては中央機關の統制に服することであつて其のこと自身決して總督の位置を降下したるものではないと信ずる、故に本國の植民地行政中央機關の干渉すべき政務と然らざるものとを截然として區別し行政中央機關の監督の範圍を明にすることは植民地統治上必要でありこの種の紛争を根絶する上に於て必要であるに相違ない特に植民地統治の根本原則を同化主義に置く以上は各植民地をして其の欲する所に従ひて特異の行政を行はしむることは其の精神に副ふ所以ではない、植民地の數にして甚だ少ければ兎に角植民地の數が増加すれば植民地をして其の欲する所に従ひて行政せしむることは事務益々煩雜となりて植民政策上決して望ましいことではない、この種の弊害を避けしむるが爲に時を定めて植民地行政の首腦者を一堂に會し植民地統治の方針等

を協議せしめ以て成るべく植民地行政を統一し簡單化せしむるは植民政策遂行上望ましいことであるに相違ないが、之等の協議を圓滑ならしむるが爲に中央機關のなすべき政務も亦少くはないし到底他の官省の部局に於て處理し得べき處ではないと信ずる、故に植民地行政を統一簡單化する見地よりするも本國に於て之が中央機關を設け之に相當權限を賦與し或程度まで植民地行政を監督せしむることは植民政策として必要であるといはざるを得ない但し中央機關が植民地の行政を監督するといひ條其の監督干渉にして細微に互る時は植民地の行政の圓滑を害する虞れなしとしない故に中央機關の監督すべき政務と然らざるものを截然として區別しなければならぬが、其の區別を立つることは實際問題として決して容易のことではない唯理論上はかゝる區別をなすべきものであり其の區別をなすことが賢明であると信ずる、要之、植民地にして其數次第に増加し而かも諸方に散布する場合には其の統治をして良好なる成績を挙げしむるには有力なる中央機關の存在を必要とし、植民地の特異の事情を口實にして之を排斥すべきものでないと信ずる。

こゝに二三の重要植民國の植民地行政の中央機關につき簡單なる説明を加へて置く。

英國の植民地は次に陳ぶる如く自治植民地、代議植民地、直轄植民地の三種より成るのであるが之を一括して行政中央機關の統制の下に置かれる。而して該中央機關は一六六〇年樞密院の一委員會として設置せられた植民地委員會 (Committee for the Plantations) を最初のものとし一七六八年に之を獨立擴張して植民省となしたのであるが米國に於ける植民地が本國より獨立するに至り殘餘の植民地は數に於て重要さに於て大に減少したから特に植民省として之を監督せしむる必要なしとなし植民省を廢し植民地に關する事務は内務省一局の所管となすに至つた。一七八四年に至り通商及び植民地委員 (Committee for Trade and Foreign Plantations) が設けられ更に一七九四年には陸軍及び植民地を主管する大臣が任命せられたが一八五四年に至り陸軍省が之より分離獨立するに至つた爲にこゝに獨立せる植民省が植民地行政の中央機關となるに至つた。而かも其の主管する植民地も種類を異にするが爲に一九〇七年に至り

ミニオン局直轄植民局及び總務局の三局に分ち更に之に帝國會議事務局を附設した。蓋しドミニオン即ち自治植民地は他の植民地と同視せらるゝを喜ばないから之を分ちて如上の部局を設けたのであらう。一九二五年にはドミニオン主管の専任事務次官を設置したが後に植民大臣が之を總督するに至つたのである。然し自治植民地は實質的には獨立せる國家を形成せるものであるから他の植民地の如く植民大臣の統轄の下に置く譯には行かない新に特別の中央機關を設けて特別の監督方法を講ずる必要があるやうである其の實現を見るに至るのは遠くはあるまい。

印度は實質的には英國の植民地であるが之を植民地として取扱ふことを欲しない之を植民地として取扱ふ時は英國の植民地統治の根本義として印度の文化が大に發達して自治能力を備ふるに至れば自治植民地として相當に自由を許さなければならぬ英國は之を喜ばないから獨立せる帝國とし英國は同時に印度皇帝として之を統治するのであつて其の行政等は之を植民省をして統轄せしめず別に印度省を設けて之に當らしめ之に専任の大臣並に印度評議

會を置いてゐる印度評議會は八人乃至十二人の評議員より成り評議員は任期五年で其中少くとも半數は十年間印度に在住し歸國後未だ五年を経ざるものでなければならぬ印度政府の支出は印度大臣が評議會の協贊を経て許可することゝを必要とするのであるが今日は印度には立法議會があつて獨立國家の體裁をなすに至つたから本國の印度省が之に干涉する範圍は特別の場合に限らるゝに至ることも遠くはあるまい。

佛國の植民地行政の中央機關は初め海軍省並に商務省であつて前者は軍事並に政治に當り後者は貿易並に經濟の方面の行政に當つたのであるが一八五四年に至り獨立せる植民省を設け之を統轄せしむることになつた。而して同省には官房、政治、經濟、軍事、監督、人事及び會計、土木、衛生、商船の九局より成り各行政を分掌す。チューニス、モロッコは事實上植民地であるが政治上の理由で植民省の所管に加へず外務省の所管となつてゐるし、アルゼリーも亦政治上の理由で内務省の所管となつてゐる。但しこれ等の諸國は佛國にとりては極めて重要な土地であるから特殊の監督機關を設くる必要があると論ずるもの少

佛國の植
民地の中
央行政機
關

くはない。

佛國では植民地をして十分に發達をなし以て植民地としての職能を發揮せしむるが爲に一八八二年植民地最高評議會 (Le Conseil supérieur de Colonies) を設け朝野の有力者を評議員となしたのであるが其の組織老大であつて到底其の機能を發揮せしむること能はざるが故に事實一回も之を招集することがなかつたといふ、されば一九二〇年に至り同評議會を改組して純然たる事務的諮問會議とした。同會議は都合三部に分れ各部とも別々に評議す。第一部は植民地高等會議であつて前植民大臣並に前植民地總督が評議員となり植民地統治をして繼續性を有せしむるを目的とするものである、このことは植民地統治としては極めて重要なことである。第二部は植民地經濟會議であつて植民地選出の代議士、元老院議員、植民地よりこの會議の爲に選出せられた代表者、植民地に關し學識經驗ある者、植民地總代理局の代表者及び各省の代表者より組織せらるゝものであつて植民地經濟事項を評議するものである。第三部は植民地法制會議であつて其の評議員は本國並に植民地の學識經驗ある者の中より

獨逸の植
民地の行政
中央の機

任命せらるゝものを以て組織し之に植民地選出の最高評議員も自己の植民地に關する會議に参加す、其の會議の目的とする所は植民地の法律行政並に財政の改革につきて評議するのである、植民大臣は以上三部の最高評議會を監督し其の議員を任命し必要ある場合には植民地原住民の代表者を會議に召喚する權限を有するのである。

獨逸の植民地行政の最高機關は獨逸の總理大臣であつて其の權限は頗る大である。法律を以て直接に種々の權限が賦與せられてゐる而して其の傍らに評議會があつて之を扶翼してゐる、其の評議員は總理大臣により任命せられ其の任期は三年である。評議員は總理大臣により許されたる規則によりて其の權限を行ふものである、其の權限の範圍は頗る廣く植民地に關する行政事項にして其の範圍に洩るゝものはないといふことである、評議員は其の評議員の中より常任の小委員を互選し常に植民地の行政事項につき口頭なり文書なりを以て意見を具陳することを得るのである、小委員は原則として三名より成る。この外に總理大臣は植民地の行政を統轄せしむるが爲に亞弗利加並に南海の

植民地に關しては獨逸植民省の所管に屬せしむ。植民省は一九〇七年に創設せられたものであるが、其時に至るまでは外務省植民局の所管に屬し、而かも所管につきては法律に於て其の範圍が明定せられ、其れ以外のものは總理大臣の直接の所管に屬してゐたのである。然し外務省が植民地の行政を統制するは種々の點に於て得策でないから、植民省を設けて之を移管せしめたのであつた。又膠州灣の獨逸植民地の行政は海軍省の所管に屬したのであるが、これ等の植民地は世界戦争の結果として之を失はざるを得なかつたから、其の行政に關する機關も自然消滅するに至つたのである。

第三章 植民地に於ける統治機關

一三 自治主義の植民地に於ける統治機關

植民地に於ける統治機關はいふまでもなく、其の植民國が植民地統治の根本を自治主義に置くか、將又同化主義に置くかによりて異らざるを得ない。自治主義の植民地の統治機關として例を英國に選び、其の大要を陳べよう。

自治植民地にては政治の中心はいふまでもなく、植民地に於て選出したる人民代表者を以て組織する議會にある。議會は其の植民地の事情に即する法律を制定し之を施行するが爲に、行政政府を設く。行政政府は立法府の信認により成立するものであつて、若し立法府の信用を失ふ時は退かなければならない。之は歐洲立憲國のなす所と略同じである。立法府の議員は人民より選出せられたる議員を以て本態となすのであるが、國によりては種々の理由によりて他の利益を代表する議員を加へて濫りに議會の空氣を極端に奔らしめ、ないやうにしてゐる所もある。而のみならず、議會は植民地統治の中心であるとはいへ、之を

自治主義の植民國に於ける統治機關

自治植民地

して自由に行動せしむる時は動もすれば本國の植民政策と背馳する法律等を制定施行することなしとしない故に本國の植民政策と背馳することなからしむるが爲に植民地議會の權限に對し或程度の制限を設けてゐる。即ち議會に於て決議し得べき事項に相當の制限を設け、若くは其の決議は本國王の裁可を経て初めて效力を發することとしてゐるもあり、或は本國は植民地議會の決議したる法案を裁可若くは拒否するの權を留保し以て植民政策を行ふに故障なからしめてゐる。これ等の制限は主として政治上の考慮に出でたもので之が原則を立つることは難からざるを得ない。

自治植民地の中で最も發達せるものはカナダ其他のドミニオンであつて責任内閣制を有する。國王は單に立法拒否權を留保するのみで一切の法律は植民地議會に於て決定するのである。植民大臣は總督以外の一切の官吏に對する任命監督の權を有しないし植民地行政府は植民地議會に對してのみ責任を負ふのである。由是觀之この種の植民地になると殆んど獨立國の實を有するものといへる。かくまでの發達をなし得たのは畢竟財政上本國の援助を必要

とせざるに至つた上に本國より植民する者甚だ多く文明國同様の政治を行ふことが出来るからである。

印度は實質的に重要な植民地であるのみならず英帝國の政治に於てドミニオン同様の重要な位置を有するに拘らず未だ責任内閣制を有するに至らない同國では一九〇九年モレー及びミント兩氏の改革によりて行政評議會の議員を増加し且つ任命による議員の外に被選舉議員を加へたが被選舉議員の數は僅に二十七人であつて總議員六十九人に對し少數者であつて評議員を動かすに足りない評議員會は諮問機關であつて決議權を有しない従つて代議政治に近づくことは出来ない。然し歐洲戰爭の際印度の重要な位置に鑑み一九一九年の新印度統治法に於て一步を進めることが出来た。之によれば同國の中央統治機關は總督と立法議會とである。總督並に其下にある内閣が行政に當るのであるが總督並に内閣員は凡て本國政府の任命する所であり立法議會に對して責任を有するものではない。立法議會は上院(Council of State)及び下院(Legislative Assembly)より成る。議員は官吏民間より任命せられたもの

及び選舉によりて選出せられたるもの、三部より成る、而して選舉によりて選出せられた議員の數は他の議員の和に超ゆるのである。選舉區は人種宗教、職業等種々の標準により區分せられ比例代表制によりて選出することになつてゐる。立法議會は英領印度全般、印度の他の部分に於ける英國臣民の全部及び英領印度の内外を問はず凡て英國臣民たる原住印度人に對する立法權竝に印度豫算の審議權を有するのである、其の權限は一見甚だ廣汎であるやうであるが其實總督の立法議會を無視して行動することを得る範圍は相當廣い。即ち總督は英領印度の國防安寧又は利益に對し緊要なりと思惟する時は立法議會の反對決議あるに拘らず本國政府の同意を得て、若くは其の追認を得て必要な立法をなすことを得る權限を有し、又公債の利子及び減債基金本國政府の任命せる官吏の俸給及び恩給及び總督が宗教的、政治的、國防的なりと判斷せる一切の支出は立法議會に附議する必要はない、又立法議會が其の審議に附せられたる豫算を否決又は修正したる場合にも總督が職務執行上必要なりと思考宣告することによりて議會の決議如何に拘らず其の豫算を執行することを得る

し、更に國防安寧上緊急の必要ありと思考する時は凡ての規定を無視して支出をなし得る權限を有するのである。由是觀之立法議會の權限は表面甚だ廣汎なる如くにして重大なる制限があるといふことを得る。

一九一九年の新改正は印度中央政府よりも寧ろ地方政府の自主的位置の上進に著しく歩を進めたもの、如くである。即ち地方政府の事務を留保事項と委任事項とに分ち前者に對しては印度總督は大なる監督權を行使することを得るが、後者に對しては原則として地方政府の自主に任かすのである。委任事項は地方行政、教育衛生、土木産業等を含む。留保事項は知事竝に立法評議會が司るものである。立法評議會は行政評議員竝に選舉及び任命の議員より成る、選舉によるものは少くとも七割、官吏たる任命議員は二割を超えざるものとなつてゐる、選舉區制は中央政府の立法議會と大體同様であつて利益代表制による、立法評議會の權限は其州の法令を發布し豫算を審議するのであるが、留保事項に關しては知事は立法評議會の決議如何に拘らず法令を發し豫算を執行する權限を有す、又委任事項に關する豫算が否決又は修正せられた場合にも安

寧秩序の維持に必要なりと思考する時は知事は之を執行することを得る、立法評議會の傍らに行政長官なる制度があり立法評議會の被選舉議員の中より選定せられ委任事項の行政に與るのである。知事の補佐機關として行政評議會がある。議員は四名を超えず、其中一名は少くとも印度人たることを要するのである。要するに各州の行政は中央政府よりは一步自主的に近づいてゐるが、尙甚だ複雑であつて不徹底であるといはざるを得ない。

印度の市町村制は一八八三—八四年の地方自治法に由るもの市町村會議員の大部分は納稅者の選舉にかゝり通例議員の大部分若くは全部は印度人である。處によりては婦人の選舉權被選舉權の認めらるゝものがありとのことである。

印度土人王侯國は總督の監督の下に立つ保護國であるが、其數は大小合せて七百餘に上るといふことである。其中有力なるものは内政上自主權を有す。一九二一年王侯會議と稱する常設機關を設け總督の下に共通的及び帝國的事項を協議するに至つたといふことである。

要之英國は印度に對しては昔時の如く其の力を以て抑壓することは出來ないから表面文明國の假裝の下に種々なる制度を設くるに至つたのであるが、これは表面的のことであつて其の實權は總督等政府の手によりて掌握して容易に之を離さない、然し民族自決の氣運は歳と共に旺になりつゝあるから何時までも今日の如き狀態を繼續することは困難であると思はれる。

英國の植民地中自治植民地と對蹠的のものは直轄植民地である。直轄植民地とは本國が植民地に對し直接に統治をなす權能を有し其の官吏を派遣して之を統治せしむるものをいふ。直轄植民地の主要なるものは王領植民地である英國の王領植民地は佛國の植民地とは其の統治の精神に於て大に異なるけれども其の統治の態様に於ては同じく直轄植民地であると稱することが出来る。英國の王領植民地はもと國王の私領地として創設せられたもので今日に至るまで其の統治の態様を持続するのであるが其の植民地は多くは熱帶地方にあり風土の關係上本國人等歐洲人が植民生活することが困難であるから其の住民の多數は先住土著人であり本國人は之を監督生産せしむるのであるから

自然本國政府が直接に統治しなければならぬ。即ち英國王が立法の大權を總攬し其の行政は本國政府の官吏をして行はしめつゝある。本國政府が統治するからといつて本國を距つること數千里の遠きにある植民地のことであるから細大のことを擧げて本國政府の裁斷處理を俟つことは不可能であるから其の任命する總督に廣汎なる權限を賦與して之を統治せしむるより外に途はない。即ち總督は其の統治の中心をなすものであつて統治權も之に伴ふ責任も凡て彼に集中するのである。總督は本國々王を代表すると同時に其の植民地の大小の利益は其の手中に屬するものといへる従つて其の植民地がよく統治せらるゝと否とは一にかゝつて總督其人の人物手腕にあると稱することが出来る。總督の傍らに立法參議會の存する所もあるが其の多くは之を缺くのである。立法參議會の存する所では法律を立案するは參議會の職能であるが總督が之を裁可し若くは拒否するのである。其の參議會なき所では總督が法律を制定施行しつゝある。總督は特別の場合を除きては植民地に於ける官吏を任免する權限を有するのである。特別の場合に於ける官吏の任免は國王の手にある

ものである。總督が官吏の任免權を有する場合でも法律上相當の制限があつて決して絶對的ではない。

植民地の行政は勿論總督の支配下にあるのみならず其の部局の長官は總督に對して責任を負担しなければならぬ。總督は文官に對して支配權を有するのみならず其の植民地に於ける軍隊を出勤せしむることを得、植民地の金庫より支出をなす場合は總督の許可を得なければならぬ。總督は政府に對する罰金を輕減し若くは刑罰を輕減することが出来る。以上を以て見るも總督の權限の頗る廣大であつて植民地統治の中心をなすものなることを察知することが出来る。

英國の直轄植民地中人民により選舉せられた議會の存する植民地では今日は國王は元老院の助による勅令により立法權を行ふことを得ざるに至つた。このことは前に陳べた如くキャンベル對ホールの訴訟事件の判決によりて確定したものである。この訴訟事件といふのはグレナダ植民地に於て國王は宣言により議會を設け知事をして人民の同意を経て法律命令を制定せしむべきこ

とを明にしたる場合尙依然として國王の勅令を以て立法することを得べきかが議論の焦點となつたのである。裁判所は其の判決により次の原則を確定したのである。(一)植民地が征服又は讓渡により成立するに至りたる時は國王は勅令によりて立法するを得。(二)この場合勅令は本國議會の協賛を経なければならぬ。(三)國王は勅令に於て英國の法律の基礎的原則に背反する變更をなすことを得ない。(四)植民地の降伏條件並に割讓の平和條件は之に背くことを得ない。(五)占領により生じたる植民地に於て代議會は立法に參與せしめなければならぬ。(六)國王にして征服又は讓渡により生じたる植民地に對し代表者による立法議會を有することを認めたる時は之を無視して獨り勅令により立法することを得ない、而して國王にして一旦この種の許可をなしたる時はたとひ本國議會の議會としての植民地に對する權限を嚴守するにもせよ其の許可を取消することを得ないといふのである、この判決は實に國王本國議會並に植民地議會の相互の關係を明にしたるものであつて植民地にして征服又は讓渡により成立したるものにおいて人民の代表者により組織する立法議會を

設くるより外に途がない其の征服又は讓渡によりて成立したる植民地にては國王が直接に立法するか又は植民地の議會を設くるかは國王の意思によりて決定することではあるが一旦植民地の議會を設置することを許した以上は國王は自由に之を廢止することは出来ない、この種の植民地に對しては國王が特に元老院の助を得て直接に立法する權利を留保せざる限りはこの種の植民地に對し直接立法は既に消滅したものといはなければならぬ英國の直轄植民地の中で國王がこの種の權利を留保したものに英領ギアナがある、又モリッス並にジャマイカにては既に代議政治制が設けられてゐるが國王は選舉制を變更又は廢止する權利を留保してゐるから代議政治が完全に行はるゝことは出来ないのである。

直轄植民地と自治植民地との中間にある植民地統治の形態は代議植民地である。この形態は畢竟人民の代表者をして立法並に行政に關與することを許すが其の立法議會の向背によりて行政府が進退するものではない、従つて該議會の立法に關係するのは其の立法に對して意見を陳ぶるに止り其の意見を實

行に移すとは限らない、行政府は議會の意見に對して政治上相當に尊重するにもせよ常に之に服従するものとは限らない、其の意思如何に拘らず自由に行動すること頗る多い。英國が植民地を設けた初めに當りこの種の統治形式を採用するものが多くあつたのは蓋し英國は英本國より植民した植民者のみを以て代議制を行ひ本國の政治形態を其儘移植するのが極めて簡單であるに相違ないが本國より植民した植民者は極めて少數であるに拘らず原住民等の人民は頗る多いから少數者のみを政治に關係せしめて多數のものをして之に關與せしめない時はたとひこれ等多數の者は智力等に於て遙に劣つてゐるとはいへ之等の者の満足を買ふことは困難であるといはなければならぬ而かも本國より植民したる者は必しも骨をこの地に埋むる覺悟を以て移住したるものとは限らない成るべく早く財産を作り故國に歸ることを希望する者が少くない従つて其の植民地の繁榮の爲に心神を勞せんとするものではない、勿論植民者の凡ての者がかゝる輩ではないにしろかゝる輩が多いとすればかゝる者のみを政治に關與せしめて其他を排除するのは決して賢明であるとはいへな

い原住民等植民者以外のものは智力に於て遙に劣つてゐるとはいへ其の植民地に永く住居し其地の繁榮を希望するものであり其地の事情に通曉するものであるから之をして全然政治に關與せしめないのは正しくないのみならずこれ等の者の中には相當政治上の知識あるものもあるから之等のものを政治に關與せしめ統治上の重要問題につき少くとも其の意見を徴し之を統治の參考にするのは利益であるに相違ない、是れ代議植民地の起りたる所以である。然れども人民の代表者をして獨り意見を吐露せしめ之を政治の參考とする丈で必しも其の意見に聽いて之を實地に實現するとは限らず其の代表者が明白に發表せる意見を無視し若くは反對の政策を行ふ時は其の代表者は之に對して喜ぶ道理のないのは勿論遂には其の感情が人民に反映して植民地の統治に暗喑を投じないとは限らない、いはゞ植民政府はかゝる政治の形態を以て植民地の人民を欺瞞するものであるとなすに相違なく植民地の人民にして政治上知識あるに至れば必ずや之を以て満足せず眞に政治に關與せんことを希望するに至ることは想像し得る所である、故に文明國に於けるが如き代議政治の樹立

を熱望するか若くは其の代表者をして本國の議會に加はらしめ以て其の意見を政治に反映せしめんことを希望するに相違ない故にこの種の政治形態は植民地創設の初めにありては多くの國に於て採用する所でありとはいへ過渡時代の形態であるといはざるを得ない早晩他の形態に變移せざるを得ないたひ過渡的形態であるとはいへ人民の代表者をして人民の總意を反映せしめ植民地の事情に即應する意見を發表せしむる時は之を尊重して政治を行ふことは植民地の統治をして良好なる結果を擧げしむる所以であつて其の成績見るべきものがあるに相違ない特に其の代表者にして人民の崇拜する者なる時は其の意見に聽いて政治を行ふことは人民をして安心せしむる所以であつて植民地を發展せしめ間接には本國を利益することを得るに相違ないこれ等の機關の發表する意見を以て本國政府の植民政策に背反するものとなし之を排斥せんとするのは決して策の得たるものではない故に事情の許す限りこの種の政治の形態により植民地の事情に應ずる統治を行ふべきである然し前に陳ぶる如くこの政治の形態は性質として過渡的のものであるから眞正の代議制に

同化主義
の植民地
に於ける
統治機關

なるか若くは其の代表者をして本國の議會に参加せしめなければならぬ。英國の植民地も或は進んで自治植民地となり或は退いて直轄植民地となるのは是れが爲である。

一四 同化主義の植民地に於ける統治機關

同化主義の植民地は佛國を以て典型となすから少しく同國の統治機關につきて陳べよう佛國の植民地統治の根本は同化主義であつて英國とは全く異なるのであるが其の實際に於ては英國の直轄植民地と大差はない即ち一八二七年の法令竝に一八五四年の元老院令は植民地總督の権限を定めてゐるが之によれば植民地總督は植民地に於て本國の法律を施行し安寧秩序を保持し軍司令官の統率する軍隊の發動を命令し植民地官吏の服務律を制定し植民地の豫算を作り其の財政を施行管理し植民地を代表して外交の局に當るのである裁判事務は其の権限に屬しないが其の判決を施行するのは總督の権限に屬するものである總督の権限は頗る廣汎であるといはざるを得ない。總督の傍らに參議會があつて總督を輔佐しつゝある。參議會の性質は植民地により大に異なる

のであつて或は單に總督の諮問機關に過ぎないものがある。この場合には總督から諮問があれば其の意見を具陳して總督をして施政上誤なからしむるを期するのである。又植民地によりては參議會は植民地の各部局の首腦者の會議に過ぎず従つて一形態をなすに至らざることがある。勿論植民地の統治を行ふには植民地の行政に當るものが互に連絡を取り施政上遺憾なきを期するのは當然であつて之が爲に其の首腦者が時々會議を開くも亦當然であるといはざるを得ない。之を參議會と稱するけれども之によりて總督の行動に束縛を及ぼすものではない。又或場合には參議會は植民地行政の首腦部の集團であつて永久的機關であり總督其物よりは寧ろ永久的存在であり植民地行政には有力なる推進力を有するものであることがある。其の組織も権力も區々であつて總督の行動が之によりて束縛せらるゝことも亦同じではない。所で植民地の文化の程度が進歩して人民をして政治に參與せしめても差支ない程度に達する時は極めて少數の代表者を本國の議會に代議士として出席せしめ政治に參與することを許すのであるが、いふまでもなく其の數は極めて少數であり其の勢力

は極めて微弱であるから本國の植民政策を動かすに足らない。植民地の人民特に植民者以外の人民の自由權利が之によりて大に増加するとは考へられな
い。要するに同化主義の植民國に於ても自治主義の植民國と同じく本國の官僚の勢力を以て獨斷的に植民地を統治するのであつて人民をして事實上政治に參與せしむるものではないと稱することを得るのである。言葉を換へていへば歐洲諸國は其の植民地に對して獨斷的に統治を行ふので唯之を蔽ふが爲に民度にして歐洲諸國に比肩することを得るに至れば之をして政治に參與せしむべきことを豫約して以て其の離反を防止するに過ぎない。極めて狡猾なる口辭を弄するものといはなければならぬ。白哲人種が世界を支配すべきものであり其れ以外の人種は白哲人種の支配の下に柔順に服従すべきものなる時は歐洲植民國の統治策は自治主義を標榜するも將又同化主義を標榜するも統治策として原則視することを得るであらうが、かゝる前提を棄て、植民地の繁榮發達を眼目とし其の人民の幸福の増進を以て統治の本義とする場合には我等は植民地統治の根本につき根本的に検討するの必要あるを感じない譯に

は行かない即ち

- ✓一、人民は其の先住者たると本國より植民したるものとを問はず一視同仁其間に區別を設くべきものではない。
- ✓二、文明國に於て人民の權利義務を尊重すると同様植民地に於ても臣民の權利義務を尊重しなければならない。
- ✓三、本國は植民地に對しては出来る丈仁政を布かなければならない、然らざれば人民は到底其の財産を増加し其の生活を安易ならしむることを得ない、従つて植民地に於ける産業を大に發達せしむることは出来ない。
- ✓四、本國に於て人民をして政治に參與せしめ以て其の自由權利を十分に伸長するを許すと同様植民地に於ても臣民をして政治に參與し其の自由と權利とを伸長せしめなければならない。
- ✓五、植民地の産業を發達せしむるが爲には本國と植民地とを同一經濟圏となし互に有無相通ぜしめなければならない、かくすることによりて本國の生産物は植民地に於て比較的安全なる販路を確保することを得るし、植民

地の産物も亦本國の市場に於て比較的安全なる販路を確保することを得て本國植民地共に産業を發展せしむることを得るであらう本國と植民地とは同一經濟圏を形成すべき必要ありと説く所以である。

この見地よりして植民地統治の根本を検討する時は今日歐洲諸國で植民地統治の原則としてなしつゝあることは全然之を廢棄しなければならない、四海は平等である人種によりて待遇を二三にすべきものではない、勿論植民地は文明國とは民度は同じくはないし産業發達の程度は異なる然し人民は直ちに文明國同様の政治上の自由を要求するものでもなく又要求する必要はない、故に本國政府は本國と同様の政治上の自由を賦與する必要はないにもせよ本國人と其他の人民との間に異なる待遇をなさざるは勿論權利等につき十分に尊重しなければならぬ、このことにして完全に行はるれば植民地の臣民は力を盡して産業の開發に熱心であるであらうし、従つて其の天然資源を開發するであらうし其の結果各人は相當に所得を増加することを得べく従つて生命財産の安固を庶幾するであらう。